

## 教育こども委員会記録

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時   | 令和7年10月3日（金）午前10時0分～午後4時38分 |
| 2. 会議の場所   | 第4委員会室                      |
| 3. 会議の議事   | 下記のとおり                      |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり                      |

### 協議事項

#### （教育委員会）

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| 1. 陳情第162号 | 神出小学校水道のPFA S汚染の早期解決を求める陳情   |
| 2. 報告      | 令和8年度兵庫県予算に対する提案・要望について（関係分） |
- （こども家庭局）
- |            |   |
|------------|---|
| 1. 請願第9号   | 国家公務員の地域手当に準拠した地域区分の見直しを要請する意見書提出を求める請願 |
| 2. 陳情第158号 | 児童養護施設で行われた虐待事件の検証等を求める陳情               |
| 3. 報告      | 令和8年度兵庫県予算に対する提案・要望について（関係分）            |

### 出席委員（欠は欠席委員）

委員長 徳山敏子

副委員長 大かわら 鈴子

委員	さとう まちこ	やのこうじ	三木しんじろう	山下 てんせい
	西 ただす	村野誠一	山口由美	平井 真千子
	壬生 潤			

委員外議員 河南忠和

## 議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（徳山敏子） ただいまから教育こども委員会を開会いたします。

本日は10月2日の本会議で、本委員会に付託された請願及び陳情の審査並びに報告の聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

最初に、本日の協議事項については追加協議事項として、請願1件、陳情1件を委員の皆様にお配りいたしておりますので、念のため申し上げておきます。

初めに、写真撮影についてお諮りいたします。自由民主党さん、日本維新の会さん、こうべ未来さん、新しい自民党さんから本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、私から御報告申し上げます。

令和8年度兵庫県予算に対する提案・要望につきましては、去る9月25日の常任委員長会議において、当局から報告を受けました。このうち、本委員会所管分についてはこの後、関係局から報告を聴取いたしますので、内容の説明は省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

次に、本日審査いたします請願第9号につきましては、紹介議員である河南議員からこども家庭局審査の冒頭に趣旨説明を受けたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） それでは、さよう決定いたしました。

次に、本日審査いたします請願第9号、陳情第158号及び陳情第162号につきましては、請願者及び陳情者からそれぞれ口頭陳述の申出がありましたので、請願第9号、陳情第158号については、紹介議員の趣旨説明の後に、陳情第162号については、教育委員会審査の冒頭にそれぞれ口頭陳述を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） それではさよう決定いたしました。

次に、本請願につきましては、三木委員から紹介議員に対して、請願趣旨、事項、意見書の内容に関して質疑したい旨の申出がありましたので、陳情の口頭陳述の後、質疑を行うことを認めたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） それでは、さよう決定いたしました。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（教育委員会）

○委員長（徳山敏子） これより教育委員会関係の審査を行います。

最初に口頭陳述の聴取に入りますが、この際陳述人に申し上げます。陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるようよろしくお願ひいたします。

それでは、陳情第162号について口頭陳述を聴取いたします。

萬年さん、発言席へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 神戸市西区、萬年ルミです。

西区にある神戸市立神出小学校の水道のP F A S汚染に対し、早期解決を求める陳述を行います。

この7月、西区神出町の田井簡易水道で、国の暫定目標値を超える有機フッ素化合物P F A Sが検出されました。田井簡易水道組合から地域住民に対し飲用を控えるよう注意喚起が行われ、田井地域にある神出小学校は、すぐ一による情報提供を行い、水筒を持参するよう呼びかけました。

簡易水道は昭和30年頃から、市の水道施設の整備が行われていない地域で設立され、事業運営の脆弱性や水質、水量の不安から、昭和50年頃より市の水道局への統合が行われ、現在は西区の6か所だけになっているそうです。

今回、国の要請を受けて、水道局が調査した結果、6か所のうちの田井簡易水道からP F A Sが検出されたということです。

地域住民の皆さんにすれば、突然、水道水の汚染を知らされたことは、驚きとともに、今現在も大きな不安を感じておられると思います。

神出小学校にお孫さんが通っている方は、家から水筒をいつもの倍持ってくる児童もいる。まだ暑さも厳しい中、重い荷物は大変だ。昨年まで神出小学校に通っていた児童に水道水の汚染の影響は大丈夫なのか心配している。また、神出小学校はP T Aがない。説明会などでP F A Sの問題など知らせ、保護者の不安に対応してほしいなど話されました。

小学校への対応としては、水道に浄水器を設置し、給食も提供できています。しかし、学校の水道全てに浄水器が設置されておらず、学校では児童に対し、浄水器の扱いに注意を呼びかけているそうです。

給食調理室では、浄水器を通すことで、大鍋いっぱいの水を入れるのに通常以上の時間がかかるとのことで、学校現場での負担も大きいのではないでしょうか。

今まで何の問題もなく使っていた水道水が今までのように使えなくなることがこんなに大変なことなのかと、神戸の震災のときも水で大変だったことを思い出しました。

現在、水道管新設工事が10月17日をめどに行われています。しかし、神出小学校に対しては、学校の正門前までで、学校内への工事は教育委員会の申請がなければできず、その工事の見通しが立っていないと聞きました。子供たちが学校で安心して水道水が使えるよう、一日も早く工事を進めていただきたいと思います。

水道水は私たちの暮らしになくてはならないものです。直接体に取り入れる水道水がP F A Sによって汚染されているという問題は、非常に深刻な問題だと思います。P F A S汚染の汚染源を早期に特定し、対策を講じてください。

神出小学校には簡易水道から神戸市の水道への切替えを早急に実施してください。

そして、神出小学校の児童や通っていた生徒の健康を守るために、希望者にはP F A S血中濃度の検査を実施してください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長（徳山敏子） どうも御苦労さまでした。

以上で口頭陳述は終わりました。

それでは陳情1件及び報告事項1件について一括して当局の説明及び報告を求めます。

竹森事務局長、着席されたままで結構です。

○竹森教育委員会事務局長　ありがとうございます。

それでは、陳情1件、報告1件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、陳情第162号神出小学校水道のPFA S汚染の早期解決を求める陳情について御説明申し上げますので、お手元の陳情文書表を御覧ください。

陳情項目1でございますが、このたび、神出小学校において日常的に使用している田井簡易水道の水からPFA Sの暫定目標値を超える数値が検出されたとの報告を受け、給食室を含む21か所の蛇口に浄水器を設置し、暫定目標値以下に数値が下がったことを確認の上、水道を使用しております。

抜本的な対応については、水道を管理する田井簡易水道組合において検討されているところであります、教育委員会としては、水道組合と協議しながら、小学校のみ先行して、神戸市水道に切り替えることについて早急に調整してまいります。

次に、陳情項目2でございますが、PFA Sについて、現時点における科学的な知見は十分ではなく、国際機関や政府レベルで定められた健康への影響を示す血中濃度の指標は存在しておりません。

国においても現時点での治験では血中濃度に関する基準を定めることも、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することも困難であるとされ、調査や研究が進められております。

このような状況を踏まえ、教育委員会として、現時点で児童を対象とした血中濃度検査を行うことは考えておらず、引き続き、市長部局と連携しながら、国の動向を注視してまいります。

続きまして、報告令和8年度兵庫県予算に対する提案・要望のうち、教育委員会関係分につきまして御説明申し上げますので、委員会資料の2ページを御覧ください。

重点項目では、6. くらしの安全・安心の確保の1) 交通事故・犯罪被害防止に向けた取組みの推進として、通学路等における危険箇所の改善、警察官による通学路を中心とした巡回警備等の継続実施を要望しております。

次に7. 子育て環境・保健・福祉・医療の充実の3) 特別支援教育の推進として、特別支援学校の整備、北区における特別支援学校の早期建替えを要望しております。

3ページを御覧ください。その他項目では、3. 教育環境・保健・福祉・医療の充実の8) 社会環境の変化に応じた教育活動の推進として、小・中学生の体験活動の改善を要望しております。

以上、陳情1件、報告1件につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（徳山敏子）　当局の説明及び報告は終わりました。

これより順次質疑を行います。

それでは、陳情第162号について、御質疑はございませんか。

○委員（山口由美）　それでは、質問させていただきます。

今回の陳情につきまして、私は地元の田井簡易水道組合から御相談とか御依頼を受けまして、神戸市水道事業への統合、そして神戸市水道への切替えについて関わらせていただいておりまして、そういう立場で組合の許可を得まして質疑をさせていただきます。

まず、陳情書を拝見しまして、組合の方がこれを見られたらどう思われるだろうなというふう

に正直心配になりました。

今回の問題が発覚した直後から組合は事業の統合、神戸市水道への切替えの検討を始めて、そして水道局と詳細にわたる協議を今も続けておられます。その中で、もちろん神出小学校の子供たちの安全、保護者の安心のためにも教育委員会と協議を重ねているとお聞きをしていますし、これまでの経緯について私は特に問題があるというふうには思っておりません。むしろ組合の皆さんには、住民の不安をしっかりと受け止めながら地域での合意形成に相当な御苦労をされながら、何とか状況を変えようと、前に進めようと頑張っておられます。

そういう経緯を知っている者として、こういった公の場でこのような審査をしないといけないという状況はとても複雑であります。

水道局におきましては、住民目線の迅速な対応をしてくださっていて、私としては非常に感謝しております。また、教育委員会としましても浄水器対応はもとより、水道局から技術的な助言を受けたり、組合と協議したり、並行して毎日の状況を調査されたり、必要に応じて現場に行かれたりと真摯に向き合っておられるなというふうに私は感じております。

ただ1つ苦言を言わせていただければ、組合に遠慮するあまりに保護者への説明が後になってしまい、結果的に保護者は今後の学校の対応を新聞報道で知るといった事態になってしまった点につきましては非常に残念に思いました。

今後、教育委員会として、この問題について引き続き組合や水道局としっかりと協議を続けながら、子供たちの安全を守り、保護者の安心につなげるために、適時適切に保護者に情報提供を行うべきと考えますが、御見解を伺います。

○竹森教育委員会事務局長 この当該小学校の水道水につきまして、教育委員会としましては、調査結果の報告を受けまして、当面の対応ということで先ほど説明させていただきましたとおり、校内21か所の蛇口に速やかに浄水器を設置いたしまして、8月26日には、すぐ一で保護者の方へお知らせしたところでございます。

この抜本的な対応でございますけれども、水道を管理されます簡易水道組合、それから水道局と協議をしてきたところでございますけれども、今後の方向性をお知らせできる段階まで至ってございませんでした。そのため、議員から御指摘いただいたとおり、新聞報道がありまして、不安に感じられた保護者の方もおられたものと考えてございます。

そこで、私どももこのたびの新聞報道を受けまして、この報道のあった同じ日、10月1日火曜日でございますが、神戸市水道に切り替えることを検討しているということなど、現在の状況につきまして改めて保護者の方にすぐ一でお知らせしたところでございます。

このP F A Sの関係でございますけれども現時点における科学的な知見は十分ではないものと認識してございます。

教育委員会としましては、引き続き児童や保護者の皆さんの安全・安心をしっかりと確保するといったことをまず前提としまして、我々が取りました対応によって、逆に不安を増大させたりですとか、また風評被害のようなことにつながると、そういうことがないように慎重に対応していくことが重要と考えてございます。

いずれにしましても関係者と連携しながら対応を進めますとともに、保護者の皆さんには、適時適切に情報提供を行うことで安心していただけるよう努力してまいりたいと考えてございます。

○委員（山口由美） ありがとうございます。非常に真摯な御答弁だったと思います。

また、神戸市水道への切替えはもう早急にということで、スケジュールについては先日、保護

者の方にお示しされた情報によれば決まり次第お知らせするということなので、そこはしっかりととしていただきたいというふうに改めてお願ひしておきたいと思います。

まとめますけれども、今回の陳情は神出小学校を取り上げておりますけれども、基本的にはこの田井簡易水道組合の問題であり、教育委員会のみで決められるものではありません。教育委員会は組合の意向、状況を確認しつつ、子供たちの安全、保護者の安心を念頭に協議を続けていただきたいと思いますし、また今日の陳情の審査においても住民の不安をあおるような議論を避け冷静な審査をお願いして、終わります。

○委員（西 ただす） では、質疑させていただきます。

前回もお聞きしましたけど、陳情として今回また神出小学校の問題で出てきたわけですけれども、陳情にもありますように、P F A Sについての対応というのは市の水道への切替えが行われれば抜本的な解決になると思いますし、早期の対応を考えながら、それまでの間もできる限りの安全対策を進めていただきたいと思っています。

それでまず現状の確認をしたいんですけども、教育委員会の対策として前回、先ほども言われましたけれども、浄水器の設置が21か所だったというふうに思うんですけども、まずその経費は教育委員会だったと思うんですが、今後も含めて学校側の負担になることはないのか。

また、実際にそれを設置したことによってどれくらいのお金がかかったのかお聞かせください。

○山出教育委員会事務局副局長 学校への浄水器の設置の負担でございますけれども、まず今回教育委員会のほうでその負担は行うことで考えてございます。今後の浄水器の交換とかも学校で支払いは行っていただく形になりますけれども、その費用につきましては教育委員会で持つということで考えてございます。

一方で費用ですけれども、ざくっとですが、今後の浄水器の切替えも含めて100万ぐらいかなというふうに考えているところでございます。そのあたりは浄水器の数であるとか、切替えの頻度とかを見ながら教育委員会で措置してまいりたいと考えてございます。

○委員（西 ただす） ということは今後も浄水器としての機能を維持するための先のお金も含まれての金額ということですか。

○山出教育委員会事務局副局長 すいません、手元に細かい数字がございませんので、今後も含めてざくっとそれぐらいかというふうな感触の数字でございます。

○委員（西 ただす） ヒアリングで聞いてたんで、言うても100万以下かというふうに言われたんですけども、現在、学校の手前まで、先ほども出ましたね、管路の工事の真っ最中というふうに考えているんですけども、これはP F A Sの問題があつて暫定目標値を超える数字が出て、この期間に進めるようになったというふうにお聞きしてるんですけど、そうでよろしいですか。

○山出教育委員会事務局副局長 水道局で行われている配水管工事のことかと思いますけれども、こちら水道局からは10月中に完成するというふうに聞いてございます。

この工事につきましては、もともと簡易水道のほうが市水道に切り替えるという協議をされている中で円滑に水道局の水道水を供給できるように水道局が先行投資として排水管の整備を行っているというふうに聞いてございます。

○委員（西 ただす） いや、工事されていること自体は結構なことなんですけど、ただ水道局のほうにも聞きましたけど、やっぱり今回の場合は10月16日スタートで10月17日にはというこのタイミングというのは当然、それは将来のこともある。それは教育委員会、田井の組合との関係もあるということはあるんでしょうけれども、今回のことを受けこのタイミングになったみたい

に聞いてるんですけど、そこはいかがですか。

○山出教育委員会事務局副局長 我々がお伺いしているのは、先ほど申し上げたとおりですが、いずれにしましてもこの工事によりまして小学校の市水道への切替えというのを検討する際に円滑に実施できるような状況になってきているものでございますので、我々としては一定その条件を整えていただけるという意味でよかったですのかなと思ってございますし、水道局も小学校の部分も検討しながら、鑑みながら、この工事を行っていただいているものではないかと思ってございます。

○委員（西 ただす） 1つは確認として、やっぱり教育委員会としても早期に対応したいと、だから抜本的な対策として市水道にしたいというふうに思われているのかという確認と、あともう議論されているということですけど、例えば、もう具体的に予算の議論とか、そういったことまで内部でされているんでしょうか。

○竹森教育委員会事務局長 私どももやはり抜本的な対応としましては、神戸市水道に切り替えるのが一番よいのではないかと思ってございまして、先ほども御説明させていただきましたけれども、小学校だけもう先行して切り替えることも含めて今検討を行っているところでございます。

予算については、当然やはり一定額、工事費用かかりますので、そこはできればもう次の補正予算でも要求をしていきたいなと、今準備を進めているところでございます。

○委員（西 ただす） そういうことで動いているということで、補正と言われましたよね。ということは、だから次の議会ぐらいに出てくるということですか。

○竹森教育委員会事務局長 これは市長部局との協議も要りますけれども、私どもとしましてはできるだけ早くと考えてございます。

○委員（西 ただす） やっぱり今学校現場というのが当然、児童たち、先生、保護者が非常に不安な状況で生活されているということで、当然それを急いでくださいというふうに思ってますけど、1つは、前回の質疑で21はついてるんだけど30の浄水器がついていないという状況だったというふうに言われてるんですけど、やっぱり16で100万以下ということですから、当面確実にできる対策というのもやっぱり学校側は求めてるというふうに思うんですよね。

例えば、やっぱり30の蛇口に対しての浄水器の設置ぐらいであれば、すぐやられてはと思うんですがいかがでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 すいません、学校ともそのあたりの状況、水道の使用状況であるとか、安全を確保できる状況か等は確認をしながら、必要なところに設置してまいりたいと考えてございます。

○委員（西 ただす） ということは、学校側として不安だとか、保護者の中からいろいろ説明が足りなかったという話を先ほどありましたけど、説明というのもある中で、それは当面の対応としての蛇口に増やすということは考えられるということですか。

○山出教育委員会事務局副局長 繰り返しになりますけれども学校現場のほうと状況確認をさせていただきながら、今も必要なところに設置しているつもりですし、引き続き状況を確認しながら対応してまいりたいと考えてございます。

○委員（西 ただす） それで、早めということなんですねけれども、早めやから大丈夫と思うんですけど、1つ確認としてあるのは、やっぱり1つはプールの問題ですよね。もう今のお話だったら大丈夫とは思いますけど、やっぱり今、手洗い場は結局全てがついてなくて、手洗いぐらいやったら大丈夫というふうに判断されていらっしゃるんですけど、それもどうかなと当然、私たち

は思ってますけど、例えばプールなんかは誤飲も含めてあるということですから、その時期までには何とか抜本的な対応はというふうに思っていらっしゃるんですよね。

○竹森教育委員会事務局長 私どももやはりプールの関係は不安に思われる方もおられると思いますので、そこに間に合わせるようにできるだけ早くということで補正予算も含めて検討を行っているところでございます。

○委員（西 ただす） 観点としては、最後になるんですけど、陳情項目には、神出小学校の児童・生徒の健康を守るためにP F A Sの血中濃度を検査してくださいというふうに言われています。それは実際やるのは他局だと思うんですけど、やっぱり教育委員会としても、以前がどうだったのかというの検査されてないわけですから、もしかしたら長年基準を超えるような水を摂取していたっていうこともそれは保護者の不安としてはあると思うんですよね。

今言われたように50ナノグラムということなんんですけど、他国に比べても日本は不十分な基準ではあるんですけど、この基準というのは、体重50キログラムを基準にしてるんですよね。ですから不安もあるわけです。50キログラムというのは、そうじゃない子もたくさんいますし、健康局にこうした児童や家族の心配に応えてほしいということで、ぜひ血中濃度を調べてほしいという希望者の声というのは少なくとも応えていくべきだと思いますが、いかがですか。

○藤井教育委員会事務局副局長 血中濃度の検査の件でございますけれども、先ほど冒頭に教育委員会の考え方としてお示しをさせていただきましたけれども、現時点において科学的な知見が十分ではなく、国際機関、それから政府レベルで定めました健康への影響を示します血中濃度の指標が存在していないと、それから国におきましても、現時点での知見では、血中濃度に関する基準を定めることも血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することも困難であるというふうにされておりまして、調査研究が今も進められていると、このような状況を踏まえますと、教育委員会としましては、現時点で児童、それから卒業された生徒を対象にしました血中濃度検査を行うことを考えておりません。

それから、先ほど御案内いただきました50ナノグラムという数値、こちらのほうにつきましては、国の方でこういう数値を一定お示しをされているわけでございますけれども、安全に安全を見た数値というふうに御紹介もされておるということで理解をしております。

○委員（西 ただす） そこまで言われてしまうと、それは言いたいんですね。安全に安全を見たってというのは、それは国が言ったことだから、そう判断されているということでしょうか。他国では、安全を安全に見てもっと少ない数字で示しているわけですね。

ですから、それは国際的な今後調査も調べていくということが必要になると思いますし、当然それは、より厳密にもっとしたほうがいいという声が広がっているわけですから、それはあくまで国が言っているからっていうことですか。

○藤井教育委員会事務局副局長 現在のところ、神戸市におきましてそこまでの知見というか、学識による研究であるとか、その辺が集積、それから検討しておるものではございません。

あくまでも国における考え方について神戸市として判断するものというふうに理解しております。

○委員（西 ただす） 結局、安全に安全を見たまで言われるのであれば、それはいろんな国でこの問題について議論され、かつもっと厳しい4ナノグラムという基準がアメリカなんかは出ているわけですね。そういうのも含めて少なくとも考えるべきで、国の基準はこうなんだっていうことを言われるのは、それは意見としてはあるとは思いますけど、それを安全に安全を見てって

いうような言い方をするのは問題だというふうに思います。

同時に知見は、というふうに言われるんですけど、やっぱり1つ1つ知見を集積していくということが基準をつくっていく、安全を明らかにしていくということになるというふうに思うんです。

個人で例えば血中濃度を調べようというようなことをしたら、結構な金額になると思うんですけどいかがですか。

○藤井教育委員会事務局副局長 個人で検査を受けるときの金額につきましては、いろんなネット上で検索しても数万円程度で検査をされる機関があるというのは承知をしております。

一方で、知見をためていくということにおきましては、神出小学校という1つの地域で検査をすることによって集積されるものもあるかというふうに思うんですが、現在、国のはうでもその辺の検査が進められておるところでございますので、そのあたりの動向を注視してまいりたいというふうに思います。

○委員（西 ただす） ただ、神戸で出ているんだから、そして神戸の児童に対しての安全ということなんだから、それに対してはもっと多くの子供たちの状況というのを掴んでいくというのが必要だというふうに思います。

ここは児童の安全、命や健康を第一という観点からの対応というのをぜひしていただきたいですし、当然、今いろんな方と相談されながらやっているっていうことは大事だと思いますし、ですけれども、教育委員会としてその立場で立って頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○委員（山口由美） 今の御質問の中で、ちょっと誤解を招くようなことがありましたので、ちょっと教育委員会のはうから御答弁いただきたかったんですけどなかったので私のほうから言わせていただきます。

長年、こういった状況が続いているのかということにつきましては、毎年検査をしますので、そういうことはございません。今年の検査でそういった結果が出たというところだけ間違いなく、誤解なきようよろしくお願いいいたします。

以上です。

○委員（西 ただす） P F A S というものに関しての調査と、今ちょっとと言われたから確認なんですけれども、というのは何年前からされているんでしょう。

概念というか、こういう問題が出てきたっていうのはこの近年だったと思うんですけど、そこはいかがですか。

○竹森教育委員会事務局長 私ども水道局から聞いておりますのは少なくともここ数年は検査されているということです。

私ども教育委員会関係の審査ですので、答えられることに限りございますけれども、私どもはそう把握してございます。

○委員（村野誠一） 私、須磨区選出なんで詳しくは分からないんだけれども、今回のこの陳情の要旨、陳述人の先ほど話を初めて聞いて、事前に私、説明を聞いているわけではないので、陳情要旨の中に、先頃、西区神出町田井の簡易水道から基準値を超えるP F A Sが検出されて、神出町田井地域住民に対して、各家庭においては、飲用を控える注意喚起文書が配布されましたと。これは誰から配布されたものなんですか。

要は、神戸市が発出しているのか、教育委員会が発出しているのか、自治会長が発出されてい

るのか、ちょっと全く分からないので。

それと、ここには神出小学校の児童に対してすぐ一で情報提供、水筒を持参するなどの注意喚起がなされて、住民、保護者の間で不安が広がっていると。

当然、私も今小学校6年と3年の子供がいますけれど、こういうことがすぐ一で控えてくださいと、水筒を持ってきてくださいと急に言われたら、多分不安が広がりますわね、どうなんだと。子供たち、その水、今まで飲んでたけど大丈夫なんだろうかというね。

PTAあるなしではなくて、教育長も過去から言ってるけど、別にPTAが全てではなくて、保護者は保護者会というのもあれば、保護者が今は先生を通じて不安があれば不安なんだと、もっと情報提供してもらいたいという、コミュニケーションというのは取れると思うんだけど——今後、後手にならないようにという答弁も先ほどあったけれども、今までというか、経緯として、やはりきっちとした保護者とのコミュニケーションであるとか情報提供というものがなされてたのか、現状において、やはり保護者の不安というものは払拭されているのかっていうことですよね、子供に関わることだから。

こういうことってよく現段階において明確に健康被害云々というのは——これはもう私も長年議員やってるから、そういう答弁になるのはもうよく分かるんだけれども、しかし、特に何も健康被害のリスクがなければ飲むのをやめてくださいということにはならないわけだから、これを言われたほうは何かしらというふうに思うのは当然だろうと思うんです、保護者が不安で。子供たちも自分自身どうだろうかって不安に感じるかも分からぬし、そういった不安をやっぱり払拭していかないといけないとは思うんで、まずちょっとその2点、確認をさせてください。

○竹森教育委員会事務局長 今、御質問いただいた1点目でございます。

地域住民の皆さんに配布された文書につきましては事業主体でございます簡易水道組合のほうから発出された文書でございます。

私どもとしましてもやはり不安に思われる保護者の方がおられるということで8月26日付で水道水の安全をこう確保していきますよという文章を発出してございまして、その中には先ほどから申し上げております浄水器を設置しますということ、この暫定目標値というのがちょっと細かい話になりますけど50ナノグラムパーリットル、1リットル当たり50ナノグラムを超えましたということなんですけど、浄水器を設置することで5ナノグラムパーリットル未満に収まりましたということをきっちと確認して、それをしっかり文章に表現した上で対策をきっちと取っていきますということで、私ども一旦暫定的な対応になりますが、そういったことでお知らせしてございます。

ただ、やはりそれでも先ほど議論ありましたように不安に思われる方おられますので、しっかりと恒久的な対応といいますか、神戸市水道への切替えをとにかく小学校だけ先行してやっていくこと、そういうことをしっかり検討していきますよということをこのたび10月1日に改めてお知らせしたところでございまして、今後も適宜適切に情報提供は行っていきたいと考えてございます。

○委員（村野誠一） 先ほどの質疑、私も聞いていて、教育委員会の対応というのは特に今おかしいなと思わないし、すごくきっちとやっているというふうには思ってるんだけれども、聞いてですね。

もう一度確認ですけど、保護者にはいろんな保護者もいらっしゃるから、そういう不安に思っておられる方々、個人で担任の先生に言っていただいたら対応しますなのか、何かこれに関して

は、例えば窓口一本化して、ここに不安があつたら言つていただいたら対応しますとか、どんなような形で今後も当分継続になるんだろうと思うけれども、工事いつですかというような話もあるかも分からぬし、その辺はどんなふうに保護者の不安というか、コミュニケーション、学校として、教育委員会として取っていくのかということをお聞きしたいのと、あとここに書かれている子供たちはこれまでの2倍以上の水筒を持参せねばならず、低学年の児童にとってはまだ暑い、今日はもうぐっと涼しくなってますけれども、厳しい通学時に重い水筒を持って歩かねばならず、熱中症の心配と、これ当然、距離的にも近い子もいれば、この神出というのはどうぞ子供たちが歩いて通っているのか私は分からぬんだけれども、この辺のこの事実、教育委員会としての対応で水筒を持ってきてくださいと、そうすると物理的に1日自分が飲む量、今まで以上に学校で水道が飲めていたものが飲めないとなると、やはりそういう形になって負担もあるとは思うんだけど、この辺そういう対応を今後というか、これからちょっと涼しくなってくるから水分量というのは若干減るのかも分かんないけれども、ちょっとその辺について、現状の対応と今後もやはり子供たちに水筒を持ってきてもらうという対応でいくのかどうか、その2点をお願いします。

○竹森教育委員会事務局長 まず、不安に思われたときに相談する窓口でございますけれども、一義的には身近な学校のほうで一旦お聞きしていただいて、その内容によって私ども対応していくだくということが1つかなと思ってございますし、私ども今、保護者の方が直接教育委員会のほうに相談できるような仕組み、お困りごとポストというものを実は設けまして、そちらのほうで相談いただくことも可能ですので、そういった形できめ細かく対応していきたいと思ってございます。

それから水筒のほうですけれども、21か所の浄水器を設置したと申し上げましたけれども、実は学校のほうにウォータークーラーがございまして、そのウォータークーラーにも専用の浄水器を設置してございまして、いつでも飲んでいただけるというようなことにしてございますし、学校のほうでもちろんペットボトルのお水についても一定保管しております、特別な対応もさせていただくということで、それも併せて8月26日に保護者にはお知らせをしてございますので、引き続ききめ細かく対応していきたいなと考えてございます。

○委員（村野誠一） よく分かりました。ということは、持つていきたいという子供は2倍以上の水筒を持ってくることもいいんだけど、特段もう学校のほうで対応ができているから、今のウォータークーラーを飲めば、別に水筒を持っていく必要もないし、ウォータークーラーの水道を飲むためにすごい遠いとこまで行かないといけないから現実的でないということ——ちょっと私、見取図的なことも分からぬから、ただ要は家から水筒を持ってこなくても学校できちんと子供たちが喉が渴けば、熱中症にならないように水分を適宜取れるような状態はできていると。だからそこは心配御無用ですということなのか、改めてちょっと確認したいです。

○竹森教育委員会事務局長 おっしゃっていただきましたように、現時点でもしっかりとそのあたり対応してございますし、もし今後こうしてほしいというような御要望がもし学校を通じてなりございましたら、私どもしっかりと対応は考えていただきたいなと思います。

○委員（村野誠一） 先ほどの教育委員会にも窓口がありますとか、今もう本当に保護者と教育委員会、保護者と学校というのはきっとコミュニケーションは取れるツールというか、取れる状態はもう確保されていると思うけれども、ただ保護者がそれを知ってるかというのが神戸市全体でもそうなんだけど、せっかくそういうのがあっても、いや知らなかつたと、そんなところに窓

口があるのか知らなかつたというようなことがないように、そういうことを改めて、もし何か不安があつたらここに窓口があるので何でも言ってきていただいたらきつと対応します、回答しますということ、改めてその辺は周知はしておいていただきたいなということをお願いしておきたいのと、最後に血液検査、先ほども陳述人も希望者があればということだったけれども、国としてもその血液検査をもつて健康被害云々って、実際に今、明確なものがないから、逆に言うと明確なものがないから不安に思われる方もいらっしゃるんだろうと思うけれども、私もちよつと今、ネットで調べたら9,000幾らから3万幾ら、個人で料金が出てましたけれど、実際に現時点において個人、保護者レベルでやっぱり不安だから血液検査してもらいたいとか、したいんだけどもどこでやつたらいいんだとか、何かそういうニーズというのは実際にあるのかどうなのか。

教育委員会としては、学校としてはそういうような保護者からのニーズというのがあるのか、把握しているのか、その辺ちよつとお聞きします。

○竹森教育委員会事務局長 現段階で私どもそういう保護者の声があるということは伺ってございません。

○委員（村野誠一） 今回の陳述人の方が第三者かどうか私分からないけれども、実際の当事者、本人とか保護者がそういうニーズがあつたら、私これは本来、神戸市がやるのか、国がやっぱりきつとこの辺はやっていく必要もあるのかなと思うけれども、そういう声があれば、またそれはそのときに適宜考えていただく必要も出てくるかも分かんないけど、現時点で特に当事者の方々からそういうニーズがないんであれば、今の教育委員会の対応で結構なのかなというふうに私も思いましたので、あとは早急に、先ほど神戸市水道への切替えをしっかりやっていくということですから、できるだけ早期に対応していただきたいということをお願いして終わります。

○委員長（徳山敏子） ほかにございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） それでは、次に報告事項令和8年度兵庫県予算に対する提案・要望のうち、教育委員会関係分について、御質疑はございませんか。

○委員（村野誠一） 県の今の交通犯罪被害防止の部分ですね。通学路等における危険箇所の改善と。

通学路の危険箇所の改善で、SNS等でも今言われています。私のところにも個別にも相談があつた県庁前のこうべ小学校の児童の通学路の知事の定例記者会見時の政治活動というか、かなり拡声機で子供たちに声かけがあるとか、そういうものがSNS上でも写真であるとか、動画であるとか、私も事前に問い合わせていますから、当然、学校にはそういう苦情もあって、学校とか警察とのやり取りもしていると、教育委員会もしているということはお聞きしているんだけど、今、実際にどのようにになっているのか、ちょっとこの辺、通学路の安全対策、個別で県庁前の問題、スロープであるとか、ちょっと御説明をいただけたらと思います。

○竹森教育委員会事務局長 こうべ小学校の通学路の関係でございます。

具体的には、今年の4月ぐらいから知事の会見に合わせてデモ行為が歩道橋の上で行われるということでございます。教育委員会としましても、こうべ小学校の児童の下校時間と重なりますことから、児童の安全を守るために警察と連携しまして、これまで対応してきたところでございます。

2学期始まってからデモの参加人数が増えているということ、それから先ほども議員から御紹介いただきましたように、SNSで一部児童が映り込んだ画像が投稿されるようなことが

あつたということを受けまして、2学期からですけど、警察と相談しまして、警官の配置いただく人数を増やしたりですとか、そういった形で対応してきたところでございます。

市長部局のほうからも県のほうに要望をいたしまして、このたび10月1日の会見から、会見の時刻をこれまで昼の3時から行わっていたものを前倒ししまして、この10月1日は1時15分から始めますと。それももうエンドレスでやるのではなくて、もう1時間で打ち切るというような対応をされてございます。

当然ながら、私どもとしましてはその後もどうなっているかということで、この10月1日につきましても、教員、それから事務局の職員が現地へ行きまして、歩道橋付近の見守りを行っているところでございます。

デモ行為自体はもう終わってはおるんですけども、やはり一部、何人か歩道橋の上に残つておられる方もおられると、今回はそういうことでしたので、ちょっと引き続きこのあたりにつきましては当面様子をしっかり確認しながら、今後も必要な対応に努めてまいりたいと考えてございます。

○委員（村野誠一） ありがとうございます。取りあえずというか、記者会見の時間が変わって物理的にずれるので、今の話聞いて安心はしましたけれども、そうするとまだ当面、それでもちょっと見守らないといけないということですけど、この間、教員とか、学校の先生の負担、相当なものなのかなというふうに思うんですけども、負担軽減と一方で議会でも話になってますけど、この辺は体制というか、どうなのか。今後も先生が対応しないといけないのか、それとも、分かりませんけどプロのセキュリティの方なんかをきちんと確保して、通学路の安全対策なんかを先生ではなく、きちんと確保するようなこと、先生の負担を軽減していくとか、当然、県にも協力していただいたらいいんだろうけれども、その辺はどういう考えですか。

○竹森教育委員会事務局長 私どもとしましてもやはりこの状況をしっかり引き続き見守りながら、場合によったら警備員の配置、そういったことも含めて、しっかり考えていくみたいなと考えております。

○委員（村野誠一） まさにこれ県要望ですけれども、しっかり県とコミュニケーションを取っていただいて、やっぱり教育委員会としては子供たちの安心、保護者の安心、通学路の安全対策、当然それが大事ですから、しっかりと対応していただきたいと、言うべきことは県にも言って警察にも言って、しっかりやっていただきたいということを改めてお願ひをしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 次に、教育委員会の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員（山下てんせい） では、2～3お伺いします。

まず、小学校の稲刈り体験です。

先日9月22日伊吹東小学校で稲刈りの様子を見せていただきました。これは前回の委員会でも指摘させていただいたビオトープの件の延長線上にあるわけですけれども、子供たちは自分たちが育てた稲というものが収穫するというのはどういうことかということも勉強になったようですし、あとはやっぱり稲は刈った状態ではすぐ食べれるものではなくて、そこから干して、もみ殻を取って、この作業もまた後日授業でやるというふうに聞いております。

やはりこういった自然学習を学校内で提供できるというのはすばらしいなと思って、この動きが都心の学校のほうでも広がっていけばいいなと思うんですけども、前回御指摘させていただ

いたビオトープの再整備というのは一朝一夕には終わるものではないと思いますけれども、いわゆる自然体験学習の一環としての稻作の広がりというものはその後、何か議論とかされたんでしようか。その後の経過のほうをお願いいたします。

○田中教育委員会事務局長 様々な好事例を実はもう校長会のほうに通知等でお知らせいたしました、今やっている2校、3校の取組、それから広がりもこちらも把握しております。

そして、今学校にある稼働していないビオトープ等、修理も含めてその相談に応じますというようなことも周知しておりますので、これから学校のほうで検討した上で、何らかのアプローチがあれば、支援していきたいと思っております。

○竹森教育委員会事務局長 補足させていただきますけれども、議員先ほどおっしゃいましたように都心部といいますか、都市部でもというようなことでございまして、実は今回の取組を受けまして、中央区内の小学校から手が挙がってきているという、そういったお話を聞いてございますので、これからしっかりと好事例を伝えることで取組を広げていきたいなと考えてございます。

○委員（山下てんせい） 非常にいい傾向だなと思っております。

特に稻作というものは、まず下準備が非常に長いわけですね。要は、田んぼをまず作るところから始めて、子供たちは苗を田植をして、その後、稲刈りをするまでの間は誰かにお願いするという形になるんですけども、やはりその間、稲をどのように守っていかないといけないのかという、これも立派な教育でして、実際に雑草を引いたり、あるいは水生生物に触れたりとか、カブトエビですか、そういうものを育てるとか、様々な作業がありますので、単発の体験学習ではないというところが非常に重要な観点ではないだろうかと思います。

ですので、校内である程度場所が設置できたら言うことはないんですけども、それが叶わない場合は、当然、中央区内の小学校で近所に田んぼってなかなかないと思いますので、そういうフィールドというものもどこかに探して作るとか、やり方はいろいろ考えられると思うんですね。

いずれにいたしましても、今後こういう広がりを見せたときに教育委員会としてどのような支援をいただけるのかということ、そこにまた引き続き注目していきたいと思っております。

また、併せてお世話になっている神戸学院大学の菊川先生がおっしゃっていたことなんですけど、実は大学の学部でやってるんで4年制なんですよね。院がないということなんです。

そうなってくると、やはり学部で入ってきて2年、3年ゼミ生として活動しても、その後就職してしまうので、せっかく培ったノウハウとか、担い手としての可能性というものが2年、3年でどんどんループしてしまって、なかなか人材が育たないっていうところもあるというふうに聞いておりますので、併せて、そういう人材育成の場としても協力してあげていただきたいなと思います。

これ質問しても答弁できるかな、人材育成っていう部分に関して何か答弁ありましたらお願ひします。

○田尾教育次長 現時点では具体的な方策というのをお答えするには至りませんけれども、ただ委員おっしゃるように、そういう大学生、せっかく培ってきて、小学校を支援してくださった大学生の知見というものを失ってしまうというのは非常に残念なことですので、どういったことが今後できるのか検討してまいりたいと思います。

○委員（山下てんせい） ありがとうございます。今日はそういう問題提起と捉えていただいて、また今後、じゃあどのように継承していくのかということも含めて、また検討のほどよろしくお

願いいたします。

あともう1点、2点目なんですが、今年の夏もやはり暑うございまして、9月に入って敬老会等があるんですけれども、体育館が非常に暑く、先日、LPGガス協会の方と意見交換させていただいたときに、要は今スポットクーラーで対応しておりますけれども、ガス空調にするとどうなるかとか、あるいは馬力の問題なのかとか、いろいろ話をしたんですけど、その中で体育館が断熱構造になつていれば大分違うんだという意見いただいたんですね。国からの補助金もあるメニューだと聞いていますけれども、体育館の断熱構造になっている体育館というのは現状神戸市にあるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○有原教育委員会事務局長 体育館の空調に關係いたしまして、体育館の断熱構造ということでございます。

御指摘いただきましたように、体育館については非常に大きな空間、特に屋根が高いところで、空調効果を上げるためには、体育館の施設そのものの断熱化ということも必要になってまいります。

断熱化を行う場所につきましては、屋根、あるいは壁、それから床であつたり、あとは開口部で窓とかいうものもありますので、それについての断熱化を行っていくということが必要なこととて考えております。

現状で行っているものにつきましては、これまで校舎の大規模改修のときに、体育館の屋根部材について断熱材を入れたりとか、あるいは断熱の塗料を塗ったりということで、一定断熱を行っているものもございますので、そうしたもののが学校のおよそ3割強あったかというふうに思います。

残るところにつきましてもこれからどういう手法でやっていくか、あるいは特に壁の断熱ということについては、外から断熱材を貼るのがいいのか、あるいは今の体育館の壁を一部手を入れて断熱材を入れることができるのか、ちょっと工法的にもなかなか難しいところもありますので、ここもしっかりとこれから研究をして進めていきたいなというふうに思ってございます。

以上です。

○委員（山下てんせい） 今の答弁で、校舎大規模改修時に3割という答弁があったんで、全体の3割と判断してよろしいのかと思うんですね。

ですから逆に残り7割、これからまた考えていかないといけないということなんですねけれども、やはり今後、この夏もグリラ豪雨等もありましたし、やはり体育館というのは避難所にもなり得るというふうな可能性を考えたときに、やはり重点的に早急に対応すべき拠点となる避難所になりそうなところ、そういったところには早急に断熱構造の検討を始められたほうがいいのではないかと思います。そういう優先順位づけみたいなものは何か考えていらっしゃいますでしょうか。

○有原教育委員会事務局長 もちろん小・中学校だけで250校を超える学校がありますので、一斉に工事を行うということも現実的ではございません。部分空調を入れましたのも5年間をかけて、部活動等で使用する中学校から順番にという形で進めていった経緯もございますけれども、どういう順番で空調の整備、あるいは断熱化を行っていくのか、これもちょっとこれから検討していきたいというふうに思ってございます。

また、現状でできる空調効果を上げる工夫として、これは学校としっかりと今協議させていただいているところですけれども、例えば、実際に体育館を使用する1時間なり2時間前から空調

をあらかじめセットしておいて、あらかじめ冷やしておいてから体育館を使うようにしていただくとか、あるいはカーテンが窓にはありますけれども、カーテンを引くだけでも随分断熱化といいますか、外からの熱気を入れない効果としては高いものがございますので、ちょっとそういう運用上の工夫についても、これは学校と引き続きちょっと周知も図り、しっかりと協議していきたいというふうに思ってございます。

○委員（山下てんせい） よろしくお願ひします。

まず先ほども指摘させていただきましたとおり、小学校の体育館というものは当然、小学校の学びの場でもあるんですけれども、同時に災害時の避難施設となります。あるいは敬老会なんかの催しの場合はその会場にもなり得ます。

そういうところで快適に過ごしていただける空間を提供するということも1つ大切な視点ではないかなと考えます。まして今後、体育館の利活用というものはますます汎用性が高くなっていくというか、そういう可能性があると考えられますので、本当にもう今後、夏はもう猛暑になるんだろうと思います。ですので、夏の対策というものを日々怠らず、BCPの中でしっかりと計画していただきたいなということをお願い申し上げます。

以上です。

○委員（三木しんじろう） その他事項ということで、神戸市の学校施設の開放事業についてお聞きしたいと思います。

この学校開放事業については、小・中学校の体育館や運動場を地域に開放して、生涯学習や地域交流を推進する制度であって、各校に設置されている開放運営委員会が利用調整や安全管理を行い、そして市民団体は登録を経て利用可能となっております。一部ではスマートロックとか、ICTを活用して手続を運用しているということであります、開放対象校ごとに学校施設開放委員会というのが設置されて、地域団体の代表等で構成されておりまして、これでいろいろ運営を担っているということあります。

ちょっとお聞きしたいのは、神戸市のこの開放事業要綱及び各学校の施設開放運営委員会の運営規則に基づいて事業が先ほど言ったみたいに運営されていると思うんですけども、公的施設である学校の体育館とか運動場の利用については、各学校の運営委員会に委ねられているというふうに思いますけれども、教育委員会としてはどの程度関与しているのか、まずお伺いしたいと思います。

○山出教育委員会事務局副局長 学校施設開放事業でございますが、今御紹介あったように地域の団体の代表者で学校施設開放運営委員会というものを構成いただきまして、現状でいきますと運営のルールであるとか、運営そのものも学校開放運営委員会、要は地元の方々の代表団の方々にお願いをしているという状況でございます。

そういう意味で教育委員会としましては、全体のルールをつくりながら、独自の学校ごとの取扱いにつきましては運営委員会のほうにお任せしているのが現状でございます。

○委員（三木しんじろう） 例えば、体育館の利用の希望者がいるとします。運営委員会の会長とやり取りをされるということになると思うんですけども、新規で申請をされる場合、例えば、代表者の個人情報というのは、市民同士で交換するのがふさわしいのかというところもあるんですけども、その一方で連絡を取り合う必要もあるというところもあるとは思います。

どこまで個人情報を交換する必要があるのか、また、個人情報を公開する必要があるというような記載があるとするならば、どこに記載がされているのか。

それともう1つは、新規で申請をする場合、申請のひな形等、これは決まったものがあるのか教えていただきたいと思います。

○山出教育委員会事務局副局長 新規で申込みをされる場合の個人情報についてでございますけれども、まず1点、議員からも御指摘ございましたように代表者の方につきましては連絡を取り合う必要性がありますので、そちらにつきましては恐らく住所とか電話番号につきましても逆に連絡を取り合っていただかなければいけないかなと思ってございます。

一方で、我々が開放委員会に求めているものにつきましては、運営委員会のメンバー自体がどういった方がお入りいただいているかの確認のため、住所の地番とかまでは要らないんですけども、どちらかの住所かというところをお伺いしておりますので、それを御提出いただく形になっておりますので、そちらにつきましては団体の方が運営委員会に入られる場合などは御提出いただいているという状況でございます。

一方で、新規の場合には、一応登録につきましては、これもちょっとまだ課題があるかなと思うんですけども、運営を学校開放運営委員会にお願いしている形の中で、教育委員会としては学校開放事業の手引きという形で、これにのっとったような形で運営してくださいという、どちらかというと緩やかな制度になってございます。そういった中で手続等を定めているという状況でございます。

○委員（三木しんじろう） ということは、これは決まったひな形みたいのがなくて、各学校の運営委員会任せに、この内容もなっているということでよろしいでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 一定のひな形はお示ししておりますけれども、細かい部分につきましては基本的には運営委員会のほうに運営はお願いしている状態でございます。

○委員（三木しんじろう） 先ほど御答弁いただきまして、僕も住所は最後までは出す必要はないと思うんですけども、最後まで出されているというか、求められている事例も聞いておりまして、これやはり各開放委員会によって申請する内容が違うということは、僕はちょっと見直さないと駄目かなと思いますし、各学校の開放委員会には運営規則というのが存在していると思うんですね。ちょっとお聞きしたら、開放委員会といつてもかなり数が多いわけなんですけれども、新しいものもあれば、規約が古いものもあって、日々改正はされていると思うんですけども、神戸市の学校施設開放事業要綱というのを基にしてつくっているとは思うんですけども、各開放委員会の運営規則の内容というのは、教育委員会はそれぞれ把握されているんでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 先ほども申し上げた学校施設開放の手引きの上で、公平・公正な運営を行っていただくように設置運営に関するルールを定めて、それを運営規約として開放運営委員会の中で文書化を基本的にはしてくださいと、それを公開できるようには求めている状況でございますが、今おっしゃられるように教育委員会で全ての項目をチェックできているかといいますと、全規約をチェックできている状況ではございません。

○委員（三木しんじろう） 校長先生が顧問に入られていると思うんですよ。ですので、160ぐらいある、それ以上あると思いますけれども、運営委員会の規約を教育委員会で一遍にチェックするのはなかなか厳しいかもしれませんけれども、一定この要綱を基にしてつくっているわけですから、顧問である校長先生のチェックっていうのは一定していただいたほうが僕はいいと思うんですね。というのは、あまりにもちょっとかけ離れたローカルルールみたいのができてしまったらよくないなっていうようなことを思っております。

ちょっと僕がお聞きしているある小学校の件でお話ししますと、今現在、体育館で2つの団体

が利用していると、1週間に2日、それぞれ違うスポーツが使っていると。要は、週に5日は空いているわけなんですけれども、そこに新しく新規で使わせてほしいという方が来られたわけなんですね。その方は空いているところ、残り5日間空いているわけですから、その5日間のどれか使わせてほしいということで、開放委員会の代表者の方にコンタクトを取ってお願いしたと。けれども、開放委員会においてこれは叶わなかつたっていうことなんですね。要は断られたということなんですけれども、なぜ断られたかっていうのが全然その当事者、応募された方には説明がないと。

開放委員会ではどういう議論があったかっていうのもちょっとよく分からんんですけども、その一方で、有識者会議も4月に行われていると思います、教育委員会の主催で。その中には、有識者の中でも誰もが利用しやすい持続可能な学校開放事業の再構築と利用しやすい仕組みと、優先利用の明確化、公平性の担保についても議論されていると思います。

これ僕、全然分かんないのが、なぜ空いているのに使えないのかということなんですね。もし使えない理由があるんだったら、しっかりとこの応募してきた方々になぜ駄目だったのか、開放委員会でどういう議論があって、なぜ叶わないのか、それとも使える方法がほかにあるのかということも含めて、しっかりと話し合わないと駄目だと思うんですけども、教育委員会としての見解をお伺いしたいと思います。

○山出教育委員会事務局副局長 今議員に御紹介いただいた案件だと思うんですけども、私どものほうでもなかなか利用調整が新規のところと噛み合ってないといいますか、うまく調整できないところの事案がある部分は聞いてございます。

学校開放運営委員会、これまで地元の方々にいろいろな鍵の開け閉めとか管理、それから利用団体の調整、本当に逆に地元の方にお願いすることで何とかたくさんの数の学校を活用できてきたという経緯はございます。

そんな中でも空いているのになぜ使えないかという観点でいきますと、我々教育委員会としても学校施設を有効にお使いいただくという観点は非常に大事かと思ってございます。一方で、運営委員会、地元の中でいきますと、地元の優先の観点であるとか、利用状況、これは一般論になりますけれども、利用希望団体との調整がうまくいかずということもしばしば上がってくる状況にはなってございます。

教育委員会としては、先ほどもスタンスとしては学校の有効活用は進めていきたいという形でございますし、そういう形で利用ができない場合には教育委員会としても調整に入りながら、両者が地元の団体、運営委員会、それから御活用いただく皆様方がうまく調整できるように間に入っていきたいと思ってございますし、一方で今御紹介いただきました有識者会議ですが、こちら学校施設の有効活用に関する有識者会議というものを立ち上げまして、現在議論しています。

それはなぜかと言いますと、長期間の今までの地元の動きといいますか、地元が調整いただいて負担がなかなか厳しい状況であるとか、それから今おっしゃられたように今利用している団体が既得権益化している場合であるとか、空いているのに使わせてもらえないであるとか、そういう声もよく聞かせていただいている。

そういう中でその学校施設のさらなる有効活用、それから誰もが公平に利用しやすく、また持続可能な形をどういうふうにつくっていくかというところで有識者会議で議論しておりまして、このあたりの有識者の方々、こちらには地域、それから学校、それから学識経験者等の方にお入りいただいているんですけれども、このあたりの意見を聞きながら市民ニーズに合った適切な制

度が構築できるよう今検討を進めているところでございます。

○委員（三木しんじろう） 今いろいろ御紹介いただきましたけれども、僕が聞いている話では、なんせ会長の気分を損ねたらもう利用できなくなってしまうとか、新参者はもう受け入れられないとか、よく分かんないスポーツ、これ何やと。なかなかハードルが高いと。車を開放委員会を長年やっている方が結構好き放題止めてたり、そういう状況があると。

先ほども言いましたけれども、要は、開放委員会でどういう協議や議論がされたのかっていうのは全然分からないと。取りあえず駄目でしたみたいな、そういう答えて僕やっぱりなかなか受け入れられないと思うんですよ。しかも空いているわけですから、何が駄目なのかっていうのはしっかり説明していただきたいというふうに思いますし、教育委員会もその申込者に対して、会長とちゃんと説明してうまいことやってくださいみたいな感じで言ってるわけなんですよ。これどうなんかなと思うんですよね。

僕は教育委員会はやっぱり主導する立場であって、全て開放委員会に丸投げしてしまうような、そういうことをしているから、学校施設を既得権益の巣みたいになってしまっているように、この構図がつくってしまったるんじゃないかというふうに思っております。今回の事案もそうですし、ほかにもいろいろなところがあるというふうにお伺いしました。

この件について、教育委員会は早急に調査をして対応を考えるべきだと思うんですけど、このあたりいかがでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 おっしゃるとおり会長の気分を損ねたから使えないとか、それはもうあってはならないことだと思います。そういう意味では我々も間に入って調整させていただくときに十分でなく、お任せする、頼むというふうに投げてしまっている部分がありましたら、そこは本当に反省すべき点だと思います。

ただ、かなりの多くの施設を全て主導を握ってというのが今現状できてないところから、地域の皆様にもいろいろな御負担をお願いしながら、この開放運営事業というのが成り立っているところですけれども、先ほど申し上げましたように、昭和40年代頃からずっと続いてきた形の中で、今こういった形があるべき状態かというと、またいろいろ検討しなければいけないということで、今有識者会議で議論しておりますので、先ほども申し上げましたようにも、誰もが利用しやすく持続可能な形というのを目指して検討を進めていきたいと考えてございます。

○委員（三木しんじろう） 結局は開放委員会から応募者に対してはしっかりとした説明がなかつたわけなんですけれども、僕、事前に教育委員会のほうに聞きまして、これ何で駄目だったんですかっていうお聞きしたら、過去にちょっと使い方が悪い団体がいて、そういう経緯もあったから今回断ったんですみたいな感じで説明されたんですけども、過去にこういう団体がいたから新規は受け入れないとか、問題があるんだったら改善策を考えるとか、1回もお会いしないんですよ。電話とかで話しているだけなんですよ。1回ちゃんと会って、どういう内容でやるのかとか、この学校施設に関しては、学校に通っている子供も通いたいっていう事業なんですよ。この体育館を使いたい、このスポーツ団体というのは、そこに通っている子供たちも通いたいと言っている事業であるにもかかわらず、やはりそういう前例がどうやっていうことじゃなくて、しっかり向き合って決めていただきたいというふうに思っております。

一部、ＩＣＴを活用したスマートロックというのも利用していますし、申請もネットができるようになってまして、空き状況も分かるっていうふうになっております。僕、これを進めれば小学校でもさらに、こういう開放委員会の仕事も軽減できるし、こういう揉め事といいますか、公

平に、まさに使えるような形にはなると思うんですけども、この辺の進め方って今後いかがでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長　ＩＣＴを使ったスマートロックでございますけれども、こちら中学校の体育館が部活動の関係もありましてあまり空いてなかった、学校開放としては利用されていなかつたところから、中学校を軸にまずスタートしてございます。小学校につきましても数校始められているところでございますので、こういった機能につきましては、先ほど申し上げました有識者会議の中でも有効ではないかという意見もやはりたくさん出てございます。

このあたりをどういうふうな形で建物の管理、鍵の受渡し、それから予約、このあたりの仕組みもどうつくれるかということも有識者会議の意見も含めながら検討すべき中身だと思ってますので、時代に合った形の学校開放の仕組みづくりに我々も検討を頑張ってまいりたいと考えてございます。

○委員（三木しんじろう）　いろいろ学校施設を開放したら、使う団体によってとか、ネットでしたら新しい方々も使えるようになると思います。

決まった団体の方が定期的に使うとなれば、そりや使い勝手も分かってますし、開放委員会の会長とも面識があつたり、御本人が開放委員会の委員になられたりというケースがあると思うんですけども、新たに、例えばＩＣＴを活用して、新規参入をどんどん積極的に導入したしたら、いろんな問題が出てくると思うんですけども、今、教育委員会が把握している問題、例えば電気がつけ放しとか、エアコンつけ放しで帰っていったとか、後片づけ全然しないでそのまま放置して帰っていったとか、鍵かけないで帰っていったとか、そういう何か問題っていうのは今あるんでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長　実際に、例えばですけれども体育館の床面にテープであるとかを貼って、それを剥がして帰っていただいているんですけど、剥がした結果、床面の塗装が剥げるとか、本当利用団体様としては恐らく悪気なくされてることなんでしょうねけれども、一定後で困ることがあつたりとか、次の日は学校が使いますので、もう朝一番に例えば何か放置されているものがあつたら、またそれは学校が片づけなければいけないという形になります。

そういう意味で学校開放運営委員会の方々も学校との調整の中で何とか学校をうまく運営できるようにということで厳しく言つていただいている件もあろうかと思いますし、教育委員会のほうにもそういう意味では利用状況が悪いので登録を取り消してくださいというような話も実際問題は数件上がつてきているのはあります。

○委員（三木しんじろう）　例えば、汚れてたら誰かが掃除せなあかん、道具が出しつ放しでもやらなあかんっていう、いろんな電気も消さなあかんとかいろんなことがあると思うんです。学校の方々がやっていただいていると思うんですけども、今、無料で使えるわけですよね。例えば、朝までエアコンつけ放しでしたということになったらもちろん公費でこれ賄うわけですから、今有識者会議でも少しでもお金を取ったほうがいいんじゃないのかという御意見もあると思うんですけども、この辺、教育委員会の考え方、いかがでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長　おっしゃるとおり有識者会議でも利用者の公平な利用料の負担というのは議題としてといいますか、意見として挙がつてございます。

一方で、例えばこれからＫＯＢＥ◆ＫＡＴＳＵが始まりますのでＫＯＢＥ◆ＫＡＴＳＵで使う場合であるとか、それから地域の子供たちが使うためのところにお金取るのかという意見も一方で挙がつたりしてございます。

例えば、システムであるとか、電気代等々も含めて運営するには一定費用は必要になるかと思ってございますので、まだこれから意見を集約しながら検討していく形にはなりますけれども、やはりそういった公費負担、一部の利用料の負担ということも考えながら、持続可能な制度づくりを考えていかなければいけないかなというふうには考えてございます。

○委員（三木しんじろう） この学校の開放事業に関しては営利団体は駄目だっていうのがあると思うんですけども、やはり月謝を取っているところもあると思うんですよね。当然、道具も必要になるものもあれば、指導者も必要になるところもあるし、経費もかかるところがあると思うんですよ。

開放委員会の中では、いや、あんたら営利団体やろということで駄目って言われているところもあるんですよ。それってどうなのかなと思うんですよ。やっぱり会長が思い込んでしまったとか、開放委員会の会議の中でそういう話が出て、もうそっちの方向に進んでしまった。当事者は何にも知らされることなく使えない、しかも場所は空いている、この状況というのは、やはり僕、変えていかないと駄目だと思うんですよ。

この開放事業に関しては、やはり地域コミュニティーの形成というのもうたっていると思います。僕、これだけ揉めてしまって、例えば入れたとして、信頼関係を果たして回復できるのかっていうところもあると思うんですよ。こうやって学校の空いている施設を利用していただいて、子供に何かを教えるとか、一緒にスポーツを行うこと自体が地域に対していろんなことをやっていただいているというふうに僕は思ってますし、さらに信頼関係を生んで、さらに地域に貢献していただく、地域に入り込んでいただいて、さらに発展していただくっていう、何か順番が逆で、まずは入らないと駄目っていうのは僕違うと思うんですよ。

だからある意味、校長先生を顧問に迎えている、教育委員会もこの事業をやっているところで、もう少し開放委員会に丸投げし過ぎないで、もう少し関与したらいいと思うんですけど、今後どういうふうにやっていくんですかね。その辺の解決策、ちょっとお聞きしたいと思います。

○竹森教育委員会事務局長 この学校施設開放事業でございますけれども、議員おっしゃったように今、様々な課題が出てきていると思います。

昭和40年代から同じような形で続いてきた制度でございまして、これがやはり今の時代に合わなくなっている、こういった面はもう間違いないあると思います。

やはり市民の財産である学校ですので、公平性が求められるということ、それから議員もおっしゃいましたように使えなかったら使えない理由をきっちり説明してくれっていうのはもう当然だと思います。これはやはり透明性の部分かと思います。こういったことをしっかりとどう確保していくのか、そして利用者、運営される方、地域の皆さんにとって誰もが納得できるような制度にどうしていくのかと、そういったことも踏まえて今、有識者会議で議論してございますので、私どももその結果をしっかりと踏まえまして、より時代に合った制度となるよう、今後改善に努めていきたいと考えてございます。

○委員（三木しんじろう） 数が多いですので大変だと思います。さらに今からK O B E ◆ K A T S U が始まってこの事業は継続していくと思うんですけども、さらに場所の取り合いということもあるのかなと、分からないです、それは。うまいことをやっていかないと駄目だと思います。

ですので、今、1つの事案を挙げましたけれども、やはり様々な問題があると思うんですね、運用に関しては。僕が最初に言いましたように、地域だけのローカルルールみたいなものがあつて、特定の人間がこの施設を私物化してのような状況になってしまふのはよくないと思うんです

ね。

ですので、ぜひともこの事案に関しては高野尾課長にも話をさせていただいておりまして、今後、校長先生も入っていただいて調整はしていただけるということは言われてましたけれども、僕、校長先生入るのちょっと遅いんちゃうかなっていうふうに思ってます。

もう少しこれだけこじれる前にしっかり顔向き合って話し合えば、ここまでこじれなかつたんじゃないかなというふうに思ってますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それでちょっとK O B E ◆ K A T S U の話になりましたけれども、先日、地域ごとのコベカツクラブの登録状況について9月30日に資料提供、竹森事務局長のほうからされました。

ちょっと話が替わるんですけども、今回の決算の質疑でも各会派がK O B E ◆ K A T S U に関してはもうみんな質疑をしているというところがあると思います。僕、常任委員会のほうにも、ぜひこのK O B E ◆ K A T S U に関しては報告事項として挙げていただきて、しっかり説明をしていただきたいと思うんですけど、このあたりいかがでしょうか。

○下條教育委員会事務局長 今回公表させていただきましたのは、8月の末に教育長会見で、コベカツクラブの2次募集の結果を発表してございますけれども、それを地域ごとに見やすくしたもの改成めて公表したというようなことでございます。

常任委員会でどういったことを報告するのかにつきましては、引き続きいろいろ御相談をさせていただきながら検討していきたいというふうに考えてございます。

○委員（三木しんじろう） ゼひいいこともそうですし、新しく進んだことに関してもやはり僕らも含めて発信はしていく必要があると思いますので、ぜひとも御検討いただきたいと思います。委員長もどうぞよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○委員（さとうまちこ） 不登校のお悩みの方に対してもうちょっと可視化して分かりやすいホームページなどを作っていただきたいということで、神戸市の不登校支援リーフレットを作っていただいたのは本当に分かりやすくてよくなつたかなというふうに思います。

まだここに書いてないのが、このまま今行っていた学校に在籍となるのか、転校となるのかとか、料金についてなど、またいろいろむらがあるといいますか、フリースクールに関してもいろんな料金の差がありますので、そのあたりについて分かりやすく詳しいリンクなどを追加していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○西川教育委員会事務局長 不登校支援のリーフレットにつきましては、不登校に悩まれる児童・生徒や保護者の方に向けて市の不登校支援の内容を分かりやすく一覧化したものであります。9月からホームページに掲載させていただいております。

まず、このリーフレットを見ていただいてどのような支援があるかっていうことをまず把握していただいて、児童・生徒の個別の状況に応じた適切な支援につきまして、家庭や学校でよく検討していただきたいというふうに考えております。

それぞれの施策のリンク先につきましてはリーフレットのレイアウトの都合上、全てを掲載することができません。一部を裏面の連絡先一覧に掲載しているところですけれども、保護者、児童・生徒が利用しやすいよう、今後も工夫をしてまいりたいと考えております。

支援を利用する際の料金につきましてですけれども、フリースクールなど民間施設以外は公的支援のため無料です。フリースクールは施設ごとに料金が異なります。リーフレットへの記載はやはり難しいですけれども、ホームページには、これまで市が出席認定してきましたフリースク

ール等について、利用料金も含めた概要を掲載しているところでございます。

記載の支援メニューのうち、転籍する必要がある支援につきましては現在のところ学びの多様化学校みらいポートのみでございまして、これはリーフレットの欄外に記載してございます。

今後も不登校に悩む児童・生徒、保護者を適切な支援につなげられますように、リーフレットについても定期的に更新してまいりたいと考えてございます。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。リーフレット、ホームページとしてはもう分かりやすくていいかと思うんですけど、リンク先つけてもらえたら、もっとホームページ見た方には親切かなというふうに思いますので、またよろしくお願ひいたします。

K O B E ◆ K A T S Uについてです。

もう前々より地域の方々の流入っていうのが必要じゃないかということで御提案してまいりました。その中でシニア元気ポイントの活用など、今、講師料とかそういったことがまた上がってくるのかなと思うんですけれども、そのあたりの活用というのが他局と連携してできないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○下條教育委員会事務局長 K O B E シニア元気ポイントにつきましては、高齢者の社会参加の促進であるとか、フレイル予防を図るため、そういったことを目的といたしまして、市内にお住まいの65歳以上の方が高齢者施設などで対象となるボランティア活動を行ったときにポイントが付与されて、そのたまつたポイントを現金と交換できる、そういった市の仕組みかと承知してございます。

高齢者が御自身の特技とか経験を生かしながら、これはK O B E ◆ K A T S Uにかかわらずですけれども、中学生のニーズに合った活動を指導するとか、見守りをするとか、そういったことは高齢者にとっても、また中学生にとっても非常にメリットがあるものであるとは我々も考えてございます。

そういう中で、シニア元気ポイントとの連携に当たっては、コベカツクラブが運用面でどうやってしていくのかという整理すべきこともあるかなというふうに考えてございますので、所管局である地域協働局と協議しながら検討していきたいと考えてございます。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。近くに住む高齢の方にとってもすごくいいシステムになるのかなと思いますし、報酬の面でもクリアできていけるんじゃないかなというふうに思いますので、前向きな検討のほうをお願いいたします。

その小・中学校にもシニア元気ポイントで行かれることとかもあるし、あと児童館にも結構楽器が弾ける方とか、割と高度なことを求められている内容もありますので、そのままK O B E ◆ K A T S Uに利用できるんじゃないかなというふうに思うのでよろしくお願ひいたします。

K O B E ◆ K A T S Uについてなんですか、今後研修とか行われると思います。その中で今、小・中学校に法学授業をということを提案しておるんですが、その中身が本当に非常にいいんですね。中学校3年生に至っては法律の意識を考えるとかいうこともあります。文科省のホームページについても学校において生じる可能性がある犯罪行為等についてというのが前回も御紹介しましたけど、こういったことも研修の中に入れていただけるとさらに効果的かなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○下條教育委員会事務局長 コベカツクラブの指導者への研修ということでございますけれども、我々のほうで今考えている研修というのはこれまで御紹介をしているとおりでございますけれども、御指摘のようにコベカツクラブの指導者、コベカツクラブを運営するに当たって知っておい

ていただきたい、そういった法律というのは、やはり例えば、いじめ防止対策推進法であるとか、今回は移動も伴いますので、道路交通法をはじめとした道路関係法規とか、そういったものいろいろとございますので、そういった留意しておくべき法律などの関係のものについてはできるだけコベカツクラブにも周知をしていきたいなというふうに考えてございます。

○委員（さとうまちこ） やはりK O B E ◆ K A T S Uに参加していただく講師の方々にも神戸市こういうことを教えるんやつていうふうになるとお互いが法律を知つてると、なかなか犯罪行為の抑止というのは効果的かなというふうに思いますので、神戸市の中学生はこんなことをもちろん知つてるよっていうことを示す意味でも御紹介いただけたらなというふうに思います。

先ほどちょっとシニアの学校への参加ということで、ちょっとごめんなさい、紹介し忘れたんですけど、ボランティアブックというのもありますて、これはもう垂水区だけでも非常に多くの方がボランティアでいろんなこと——フラですとか、オカリナとか、あと落語とか、いろんなことをしていただける、もうこれは無料でということで、たくさんの方が登録されています。こういう方も活用していただきたいなというふうに思います。

また、生涯学習の観点から、市内から公募した登録講師の一覧というのがあるんですね。私がP T Aやっているときに見てたやつだと思うんですけど、すごく安い金額で非常に高度なこともしていただくという方々が神戸中で登録されていまして、多区にわたるんですね。こういったものもしっかり活用していただけだと、割と隙間も埋まっていくのかなというふうに思いますので、ぜひ連携して御活用いただきたいと思います。

次に、デジタル教材です。

今後、神戸市としてデジタル教材に関する考え方についてお伺いいたします。

○西川教育委員会事務局長 国のデジタル教科書推進ワーキンググループの審議まとめが最近出されました。

それによりますと、基本的な考え方としましては、紙かデジタルかの二項対立ではなく、どちらのよさも考慮し、教育課程、授業全体として、紙、デジタル、リアルを適切に組み合わせてデザインすることが重要というふうに書いております。

また、紙のよさを生かすことや、手を動かして書くことは今後とても重要であるというふうにも記載してございます。

本市におきましてもデジタル教科書、あるいはデジタルドリルの活用におきましては併用の形、ハイブリッドな形を重視しまして、学級でありますとか学校、それから児童・生徒の実態に即した活用を目指してまいりたいというふうに考えております。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。ある学童の指導員の方から、タブレットを使って漢字を書いてるんだけれども、勝手に書いたら補正される機能があつて、これではちょっと覚えるのは難しいのかなっていうような御意見も聞いたり、とはいえ、私も放課後のパソコン学習に参加したことあるんですけども、社会とか歴史の成り立ちがちょっとアニメで分かりやすくなっていたりとか、非常に生徒が興味持つて難しい単元とかはもちろんI C Tフルに活用すべきだと思いますし、加減とかいろいろ難しいかとは思うんですけども、ほかの外国でいろんな情勢があるんですが、ちょっとデジタルから紙への回帰ということも言われています。漢字なんかはもう書かないと覚えないですし、そのあたりも大事にしていただきながら、子供がデジタルに依存し切ることのないような教育のほうをお願いいたします。

次に、神戸市P T A安全教育振興会の積立金について、前にちょっとこれも何とかしたほうが

いいんじゃないかな、活用したほうがいいんじゃないかなというような提案させていただいたんですけども、今、図書館のリニューアルについて、はやりではないですけれども、確かに図書館がきれいであったり、居心地がよかつたりすると非常に図書室を利用する率も上がるというんです。やっぱりきれいなところ行ってみて、そしたら本がいっぱいあるから手に取ってみようとか、ちょっと座って読んでみようかなっていうふうにはなっていくのかなというふうに思っています。

御自身の地域でいろいろお手伝いを募ってもいいかと思うんですけども、やはり多少リニューアルにお金のかかることもあるかもしれませんので、そのあたりをちょっと提案していただいたら、今もう7,000万もある積立金ですけれどもすごく有効に活用できるのではないかと思いますので、また振興会のほうにもちょっと意見を言っていただけたらというふうに思います。

前も公開の資料請求をしたときに、学校から教育委員会に手書きの報告書が行っていて、探すのにもお一人が段ボールから書類を探してきて、それをまたマスキングするっていう、非常にすごい手間のかかるもので、1か月ぐらいかかったと思うんですね。デジタル化についてはどの程度進んでいるんでしょうか。

ごめんなさい、その当時は、デジタルだとまた漏えいが危ないとか、紙だったら大丈夫みたいな御返答があったと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○西川教育委員会事務局長 報告書のデジタル化についてお答えさせていただきます。

学校から教育委員会に事案報告を行う際でありますとか、基本的には定められたワード様式等の報告書に必要な内容を基に入力しまして、電子メール等で提出を求めております。

ただ一方で、報告書によりましては、システム上の仕組みによりまして、電子データでの送受信が非効率であるために、学校で既に入力し、印刷したものを作成委員会に府内のメール便によって提出してもらっている場合もございます。

学校業務等の負担軽減及び業務効率化の観点から申し上げましても、ペーパーレス化の徹底に取り組んでおりますけれども、一方で印刷物によるほうが入力内容の確認や提出に際しての見落としが少なく確認しやすいというメリットもございます。

なお、時間を要することによりまして、規定された期限内に公開決定等をすることができない場合などにおきましては、条例や法律に基づきまして、延長の決定を行いまして、延長後の期間や延長の理由を請求者に通知しているところでございます。

報告書等のペーパーレスの徹底等を含めまして、業務改善等々について引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

具体的にどれほどというのは今ここで何%とか申し上げられればいいんですけども、それはちょっと資料ございませんので、またこれからも進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○委員（さとうまちこ） 私が請求したときも1か月ほどかかったんですかね、御本人が請求したほうがいいんじゃないかなということで、それに関しても2～3週間かかったっていうことがありまして、お一人の人が一生懸命探していらっしゃるとお聞きしたんですけども、本当に労力と時間がかかり過ぎ、恐らくそればっかりの業務ではないのかなと思うんですけども、そこに労力と時間をかけるのはどうなのかなと思ったんで、ぜひデジタル化を進めていただきたいと思いますので——聞いたら、はい、これです、この事案ですねって、いろいろ隠れてはいるんですけども、さっと返答が来るよう、やっぱりいろんなこの関係の方々がいろいろ思いをしながら待っているので、あんまり時間かからないほうがいいかなというふうに思いました。

この間、そして内申書について提案をさせていただいたんですけども、教育長についての御意見をいただきたいと思うんですが、今後どういう方向に持っていくのか。

また、この内申書がやはり保護者や生徒たちの足かせのようなもので、内申書があるからあまり伸び伸びできないというようなこと、そういういろいろな問題点あったと思うんですけども、いつ頃から何か内申書についてのお考えがあったのかお聞きしたいと思います。

○福本教育長 私の経験上、内申書によって生徒の動向を縛ったという経験は全くございません。

本当に何かそれによって受験で不利になるぞとかいうことは全くございませんし、そういう欄を書くものもございません。

ただ、入試制度というのは、一応公立高校の入試でありましたら、県が制度等を決めておりますので、そこと協議をしていってより時代に合ったものに変えていかなあかんとは思いますが、一方でやっぱり入学試験なので、先般、委員もおっしゃったような広島の例とかありますが、やはり一定で公平性であったりとか、誰もが分かりやすい視点で、一定の選抜はしていかなあかんということもありますので、そこら辺はどのようなことができるかということを考えていきながらですが、子供たちに圧力をかけるとか、子供たちが不当な評価を受けるとか、逆に子供たちのいろんな多面性を見ていけるような、そういう評価を入れていけるような内申書にしていくべきだと、そのように考えますので、そこは協議をしていきたいと思います。

○委員（さとうまちこ） 恐らく教育長がいらっしゃった学校ではしっかりと、いやいやそんなことは内申書には載らないよというようなことを言っていたのかなというふうに思うんですけども、ほかの学校ではなかなか内申書がねっていうようなところを気にはされてるんですね。

欠席日数に関しても、1年と2年が難しかったけれども、また3年生になってやっぱりちゃんと勉強して進学していきたいというときに、欠席日数とかが足かせになったら、もうその時点でやる気というか、もう無理だなっていうふうにもなりかねないというところもあります。

より子供たち全員がそういうことを気にせず、伸び伸び中学校生活を送れるような内容にしていただけたら、やはり保護者も子供たちも安心して学校生活を送れるんじゃないかなということなので、よろしくお願ひいたします。

最後ですけれども、自由進度学習についてちょっと御意見をしたいと思います。

前年度、参考人聴取をさせていただいた苦野さんの御意見なんですけれども、人間は暴力的で利己的だと、子供、人間は誰だっていじめをする本性を持っているんだということをよく聞きます。いじめはしばしば人間の本質的な癖と捉えられ、子供なら誰でもすると見られております。それは、間違いだと、いじめが蔓延する場所を広範的に調査してきた社会学者たちは言っております。彼らはそれらの場所を全制的施設と呼んでおります。

そこで、やはり同じ場所で1つの権威の支配下で、全ての活動が共同で行われ、全員が同じタスクに取り組む、活動のスケジュールは1時間ごとに厳格に決められており、経営者に課される明確で格式ばったルールのシステムがあるというようなことで、学校もそれに近いものがあるというふうに言われております。

また、いじめをする大きな理由は2つ、自己不全感、自分がむかついてやるという人は、自分が不全感を抱えていらいらしていって他人を対象にして解消するということがあります、そういった困った子は困っている子という認識で本当は対応しなければいけません。

もう1つは、逃げ場のない閉鎖空間、逃げ場がないとそこの中にいる誰かをターゲットにして攻撃する、どうしても起こってしまうということですね。

メジナは仲よく群れておりますが水槽に入れると1匹を攻撃し始めることがあります。ただ広い海にいればそれはないんですね。

ということで、今まで提案させていただいた学びの個別化・協働化ということをしっかりと自分なりのペースで自分なりの仕方で学べるという自己選択、自己決定っていう流れを早く神戸市でも全市でやっていただきたいという思いが本當にあるんですね。教育長も次長も皆さんおありだと思うんですね。

前は問題点をまず提起すればいいんじゃないかな。そこで皆さんに、このままの教育じゃ駄目なんだなということで気づいていただく、じゃあどういうふうにするんだっていうことをずっと入れていただくようなことをしていただきたいと言ったら、教育委員会だよりのようなものに書いていくというような御返答もあったかと思うんですが、本当にいつどのようにされていくのかもう一度確認させてください。

○西川教育委員会事務局長 委員おっしゃいました自由進度的な学習でございますけれども、度々以前から御答弁申し上げているとおりなんですが、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、また1人1人の個性を最大限に生かすということで、子供が主役のこれから学びの実現に取り組んでいます。

これまでの一斉型授業中心のスタイルを見直しまして、自由進度的な手法も取り入れながら、児童・生徒が主体的に学びに向かう授業づくりを推進しています。

具体的には、本年1月に教育長から各校長に向けまして、授業の転換の必要性を直接訴えていただいて共通理解を図りました。その後、全学校の学習担当者を集めて、具体的な授業づくりの提案も行っております。

授業改善のための手法をコンパクトにまとめた指導の重点を発行いたしまして、全教員に示しております。

その上で1学期に指導主事が全校訪問を行いまして、学校の授業改善の伴走支援も行っております。現在も研修等で出向きて先生方に向かって新しい学びの形を説明しまして、それを取り組んで、授業参観をしてという形で、委員おっしゃるように精いっぱいスピード感を持った対応で努力しているところでございます。

○委員（さとうまちこ） 保護者の方々の理解というのが必要だと思うんですね。そのあたりはどういったふうに対応していくんでしょうか。

○西川教育委員会事務局長 今年の5月の教育委員会だよりに、子供が主役の学びということで全保護者に対して教育委員会だよりを出させていただきました。

また、今月は教員に向けて、新しい学びはこんなものだっていうふうなところのつなぐという便りがあるんですけれども、その教員向けの発信をして、こんなふうに授業改善に取り組んでくださいっていうのを示したところでございます。

○委員（さとうまちこ） 私もそのお便り、5月は見たと思うんですが、問題点の提起というのがされてなかつたのかなと。ただこういうふうな授業形態になりますよ、個別最適なっていうだけではなかなか、まあそうなんかなぐらいの理解だと思うんですよね。なぜそういうふうになるかっていう、今までの授業がどういうふうな問題点があったので神戸市はこういうふうに進めていますというようなことをお示ししないといけないのかなと思うんですけどそのあたりは。

○西川教育委員会事務局長 推進校も指定してございまして、その中で実践をしていく中で問題点様々出てくると思うんですけれども、そのあたりを全校的に共有しまして、こんなところでや

やっぱりつまづくところがあるとか、もうちょっとこうしたほうがいいとかそういう点をまとめまして、また全校的に発信をして、委員おっしゃる問題点というのを共通理解して、新たな授業づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○委員（さとうまちこ） 本当にしつこく何でこんなふうに言っているのかっていいたら、やっぱり行きづらくなったりきっかけが先生のことが怖かったとか、勉強が分からぬ、いじめがあつたというようなことが文科省の、令和2年ですけれども、今増えているので大きく変わらないと思うんですが、そういう理由を全て何とか改善できるのかなというふうに思いますので、本当に早く進めていただきたいという思いがあります。

この間、新聞の記事ですか、2年ぶりに学校へ行けたお子さんの保護者が涙が出た、学校に行かなくてもよいとは思いつつ、実際学校へ行けることは本当にうれしいという感想がありました。どの子たちにも早急に、現状ではなく、よりよい学校環境を整えるようお願いいたします。

以上です。

○委員（西 ただす） では少し短くと思いますが、K O B E◆K A T S Uについて少しお聞きします。

前回の委員会で質疑した内容もちょっと振り返りながらですけれども、低廉な金額の設定っていうのを神戸市としてやられているというふうに言われているんですけども、ごめんなさい、以前ほかの委員から御質問あったかもしれません、例えば、いろいろありますよね、バスケとかサッカーとか、以前の部活動に比べて比較されて、その金額に関して、月の月謝とか、そういうものを考えていらっしゃるのか、また別の基準で考えていらっしゃるのか、いかがですか。

○下條教育委員会事務局長 今のコベカツクラブの会費設定がどういう基準で考えられているのかという御質問かとは思いますけれども、それぞれのコベカツクラブにおいて、その活動場所であるとか、どういった指導者を確保していくのか、また会員がどれほど確保できるのか、そういったことを踏まえて、各コベカツクラブのノウハウを生かしながら、できるだけ低廉な会費を設定していただくということをお願いしているところでございます。

○委員（西 ただす） 今言われた3つの条件もあるから、それ変わってしまうなということで、基準としてこのぐらいの金額、例えば3,000円、4,000円みたいなことではないということですかね。

○下條教育委員会事務局長 コベカツクラブ、今回、1次、2次の登録をしていただきましたけれども、その中の会費を見る中で、大体我々としては週2～3の活動で、月額3,000円から4,000円ぐらいを目安にコベカツクラブにお願いをしているところなんですけれども、各コベカツクラブによって先ほど申し上げたような事情がございますので、そのあたりはヒアリングをしながら、できるだけそこでも下げていただくというようなことでお願いをしているところでございます。

○委員（西 ただす） なるべく低廉な価格、金額の設定というふうに言われていましたのでお聞きしたんですね。

やっぱり質問したのは、これも言いましたけど、1次に比べて2次募集のほうで、例えば吹奏楽部なんかはかなり高いところが増えちゃった、月8,000円とかいうところが増えてしまったっていうこともありました。

今回、K O B E◆K A T S Uのマップも作られていて、何となくライトな活動をしたい、学校の近くがいい層という感じと、それ以上の活動をしたい、遠くてもいい層に分けた例なんかも出てたんですけども、ただ実際問題としてやっぱり送り迎えができず、家庭の近くしか行けない

という生徒はやっぱりいると思うので、やっぱり目当ての活動が、逆に言えば遠くしかなくて、月の会費も高いというところもあると思うんです。

やっぱり大事なのは選べる可能性が広がったと思ったら、実は狭まっていたという事態は起こしてはいけないというふうに思います。

さっき週2～3というふうに言われてたんですけど、ちょっと今回、少し詳しく見ていると、週1回の活動でボーリングなんかが7,000円であったり、サッカーで6,000円なんていうのもあって、高いなというふうに思うのと同時に、実はこれ以上金額が高くならないために週の活動の回数を抑えるようにお願いしてるとかそういうことはあるんですか、いかがですか。

○下條教育委員会事務局長 活動日数を減らして会費を減らしてもらうというようなことの御相談はしていなくて、むしろどちらかという活動日数を増やしていただく上で、さらに会費を下げていただくっていうお願いをずっとしているところです。

○委員（西 ただす） やっぱり以前に比べたら練習できなくなって、パフォーマンス落ちしたりとかそういうこともやっぱり心配をする生徒たちもおると思いますし、やっぱりちょっといろいろばらばらなので、ちょっと基準がどうなのかなというふうに思いました。

なるべく学校の利用を勧めて低廉の設定にしようと言われているんですけど、例えば東灘区だけちょっと計算してみたんですけど、単純計算でいくと、クラブ数というのが全体で133ありました。そのうち学校以外が33で、比率でいうと22.5%ぐらいなんですけど、ちょっと確認なんんですけど、お金がかかる施設の利用料というのは月の会費に入っているのか。あとは備品とか遠征費とかいうのは、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○下條教育委員会事務局長 神戸市の中学校施設以外の施設を使われているコベカツクラブについては、そこで施設の利用料が発生するのであれば、それが会費に反映されているものと我々は認識してございます。

あわせて、遠征料とかそのあたりについては、その都度発生するものということがございますので会費以外に徴収するところもございます。

○委員（西 ただす） ちょっと確認として言うと施設利用料も入っているというのは確認しておきたいと思います。

あとは1つ心配なのは、生活している家庭の状況によって可能性が狭められてはいけないというふうに思っているんですけども、生活保護の世帯に対しての支援というのは部活動ではあるんだけれども、まだコベカツクラブというか、地域移行については明らかになってないっていうところが心配なんですけれども、就学援助の児童に対しては対応するというふうに言われたと思うんですけど、どれぐらいの人数がいるのかなというのはいかがでしょうか。

○下條教育委員会事務局長 就学援助の対象者がどれぐらいかという御質問と生活保護ですかね。

我々把握しておりますのは、令和6年度ベースになりますけれども、生活保護ベースでいきますと752人と、就学援助の対象となっているのは4,785人、これはあくまでも対象となっている人数ということでございます。

○委員（西 ただす） やっぱり不安なんですよね。来年の9月からスタートなんだけれども、その生活保護の世帯のところがすっぽり空いてしまっていて、国には求められてるんだけど、国自身がそこまで進まないということになってはやっぱり駄目だと思いますので、そこに対する対応というのは求めたいと思います。

次に、美術部についてなんですかね、前も言いましたけど、74校に美術部があって、現在

——これは少し今は数が変わってるかもしれませんけど——現在、9つしか決まってないということで、ちょっと前回原因を聞いたんですけど、特にこれが難しくてK O B E ◆ K A T S Uの立ち上がりができるでないという具体的な話はいただいているというふうに答弁されたと思うんですけど、しかし、やっぱりこれも3次募集をやっても、大きく進まないのではないかという心配をしてるんですね。

今のままだと3つの区でゼロになってしまう可能性もあるので、やっぱり原因はどこにあるのかを本気でつかんで、解決のために努力をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○下條教育委員会事務局長 美術部の関係でございますけれども、もう10月に入りましたけど、10月の中旬頃までに、今中学1年生に対してアンケートを実施することにしてございますので、そういう状況も見ながら、どれほど美術であるとか、例えば造形であるとか、そういう芸術的な活動にニーズがあるのかということは把握をしていきたいと思ってございますし、引き続きどういったところに原因があるのかについては、文化芸術団体であるとかそういうところもヒアリングを重ねながら、団体の確保も併せて考えていくたいと考えてございます。

○委員（西 ただす） 現状、それを解決していくための手だて、こうしたらしいというようなものはあるんでしょうか。やっぱりそれを進めていかないでK O B E ◆ K A T S Uに突入するというのは、あまりにもちょっと——以前も言いましたけど、どれぐらいの方が今まで美術部にいたかというのも言いましたけれども、やっぱりそれはニーズが高いというところですから、具体的な方策はあるのか、いかがでしょうか。

○下條教育委員会事務局長 繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたように、文化芸術団体であるとか教員のO Bであるとか、先ほどさとう先生からも御紹介いただきましたけれども、そういう生涯学習の講師に協力してもいいよという方がおられるという、そういうリストもあるということでございますので、地域とそういった方々をつないでいく、そういうことが必要かなというふうに考えてございます。

○委員（西 ただす） やっぱりちょっとそこが、具体的な方策が見えてないというところが心配ですから、そこに力を入れていただきたいと思います。

最後に吹奏楽部のところで、K O B E ◆ K A T S U自身は夜の8時半というところまでということで、学校周辺のおうちとの関係で、音はトラブルとか大丈夫ですかねというのを前回聞いたんですけど、できるだけ早い時間で活動いただけるのが多いというふうに言われてたんですけども、具体的にこれは受皿となる団体の方とそういう話をされて、大体そういうことになってるということなんですか。

○下條教育委員会事務局長 我々、その時間設定が遅い場合は、特に吹奏楽についてはそういう観点も踏まえてコベカツクラブと相談をさせていただいておりますし、今現に、そのコベカツクラブではないですけれども活動されているような団体で、地域の御理解があるようなところについては、そういう時間設定もされているところがございます。

○委員（西 ただす） 地域の御理解があるところというのをつかんでいらっしゃってという言い方ですか、今のは。

○下條教育委員会事務局長 すみません、先ほどちょっと特異な例を申し上げましたけれども、基本的には、吹奏楽についてはできるだけ早い時間にしていただくということで、こちらからお願いをしているところでございます。

○委員（西 ただす） ちょっと今まで言うと、前回で言うと活動いただけるところが多いという

ふうに、そこまで言われてたんだけど、いろんな団体があるということかなというふうに思いました。

当然、生徒たちが自由に吹奏楽部——部ではなくなるのかもしれませんけど——そういったことにチャレンジし、そういう活動を進めていくというのは大事だと思うんですけど、やっぱり先をちょっと見越していくかないと、ここも時間との関係でいうと無理があるんじゃないかなというふうに思ってます。引き続き K O B E ♦ K A T S U については質疑していきたいと思います。

以上です。

○委員（村野誠一） 先ほど内申書の話が出たけれども、以前私も、それこそ長田教育長の頃だったと思うんだけれども、やはり保護者からこの内申書というかね、何というのかな、ちまたではどういうふうに保護者が感じているかとか、それでやり取りをさせていただいて、この内申書というのは我々一般的に内申書と言うんだけど、こないだもちょっと言ったけれども、実際は教育委員会の中で内申書という言い方をしているのかね。違うと思うんですよね。たしか調査書だった。だからその辺、もう1度——これ委員会を聞いていると、本当に内申書がやっぱり合否に影響するのかどうなのか。

今聞いている中で、ちょっと A I で私、検索してみたんですね。内申書とは、神戸市教育委員会、で検索すると、A I の回答の概要では、内申書とは、中学校の教師が作成し高校に提出する調査書のこと、生徒の学業成績や生活態度、学校活動への取組などを総合的に評価したものと。合否判定の重要な資料の1つであり、特に公立高校の一般選抜では内申点が重視され、神戸市教育委員会が定める内申点の計算方法に基づき、高校入試における評価対象となりますと、A I はこう答えるわけですね。だから、もう重要な合否の判定材料なんですよ、こうなるわけですね。

だから、後できちっと答弁をいただきたいわけだけれども、実際、だから皆さんそういうふうに思っている保護者がいて、当時私も教育長に対して、だからもう中学校に入ったらとにかく先生の顔色ばかりを見て、先生に嫌われないように、嫌われないようにと——先ほど何か地域の代表、会長さんに嫌われないようにというようなやり取りもあったけれども、そんな中学校生活を送っている。

だから、成績はこの子は悪くないんだと。成績は悪くないけれども、嫌われないように、嫌われないようにとね。だから、そうすると本当に萎縮してしまって、伸び伸びと中学校生活を送れないんだけど、そんなやり取りを当時やったら、いやいや、やはりそんな、いわゆる一般の高校の入試の合否判定に影響するようなことは一切ありませんからと、それはもう全くの誤解ですよ。でも実際は、皆さんそういうふうに思っておられる方がいますよと。だから当時、すぐ一斉配信したらどうですかというやり取りも、私、したんですね。

そのときに、Q&Aでよくある質問というような形で、保護者から、内申書というのには合否に影響あるんですかみたいなことで、Qで、よくある質問として、いやいや全く内申書というのには影響ありませんから御安心ください、みたいなものをやってもいいし、と。そんなやり取りの中で、当時教育委員会だよりに Q A 方式で、私、だからいきなりすぐ一斉配信してもあれやから、よくある質問という形で、教育委員会が皆さん方、保護者の方々により知ってもらいたいことを教育委員会だよりに記載したらどうですかというやり取りがあって、たしか記載していただいたと思うんですね。

そのときにはしっかりと、一切、だから—— どういうふうに記載したか、私は当時読んだけれど

ども今ちょっと正確に記憶していないけれども、だから本当に今言ったように、教育長の答弁ではとか私たちは、ではなくて、本当に事実はどうなのか。

過去に、まだ影響していた時代があったのかどうか分からぬけれども、少なくとも今において中学校生活を送っている子供たち、それから保護者に関しては、きっちとした、これが事実なのでこれ以上でもないし以下でもありませんということをしっかりと言っていただかないと、やはり学校によっては影響があるのかも分からぬ、先生によっては影響があるのかも分からぬということになると困りますので、そこをちょっとしっかりと、もう一度整理してお答えをいただきたいと思います。

○田尾教育次長 今、本当におっしゃるとおりだというふうに、私も聞いておりました。

以前に委員会だよりのほうで確かに発信をさせていただきました。我々反省すべきところは、1回出したからそれでいいというふうになってしまいがちなところがあるということで、やはり子供たちもどんどん卒業していきますし、保護者も新しい方々が中学校の保護者となられるわけですから、やはり折に触れてしっかりと、その誤解を解いていく必要があるというふうに思っております。

また、子供たちに対して、あるいは保護者に対して、もしそういうようなことをおわせる教員がいるとすれば、それはもう本当にあってはならないことだと思いますので、もう一度学校現場とも、しっかりと共通認識を図ってまいりたいというふうに思います。

○委員（村野誠一） この委員会での答弁というのも、これはもう残るんです。議事録にも残るし、過去の市会のたより、皆さんのが一旦発出した市会よりも残ってるんだけど、でもやはり先ほど御答弁いただいたように、人はどんどん入れ替わっていくわけですね。

だからこれ、よくある質問なんですよ。皆さんのがいまだに払拭されぬ、よくある、保護者の方々が思っていることですよね。それが今御答弁いただいたように、そんなことはあってはならないし、また先生によってそんなことをにおわせるような、誤解を与えるような言動があつてはならないということであるならば、いわゆる固定で、それこそ教育委員会の——これは物すごく重要なことなので、きっちと貼り付けるというか、もう教育委員会のホームページの固定で、この内申の部分——よくある重要な部分なので、きっちと、いつホームページを見ても上位で分かりやすいところにそれが記載されていれば、少なくとも神戸の保護者・子供たちは、中学校生活において内申を気にして、いわゆる生活するようなことというのは——明確に、ホームページを見てくださいと。もうずっとそこに我々神戸は掲げてますよと。これ以下でもない、これ以上でもないと、そういうように、毎回何かのタイミングで、折に触れというよりも、もうきっちと固定に表示しておくと。皆さんに見ておいていただく、いつでもここにありますよと、見てくださいと、そういうほうが分かりやすいのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○田尾教育次長 おっしゃるとおりだと思います。ですので、県の選抜要綱が1番詳しく、もちろんそのあたりのことを記載されているわけですけれども、その中身も十分に我々としても引用しながら、誤解のない形で保護者に発信をしていく形というのを検討してまいりたいと思います。

○委員（村野誠一） もう最後にしますけど、今私が申し上げたような方法、具体的に私、提案をしました。それが1番いいと私は思います、長い議員生活の中でね。ただ、それ以上にもっと、我々教育委員会が考えたこの方法のほうがきっちと周知、行き渡りますし、知らなかつたというようなことがないというようなもの、やり方があるのであれば、そのやり方を取っていただいた

らしいと思いますから、今このやり方でやりますというのを具体的に答えていただかなくとも結構ですけれども、ただし早急に、こういう議論が今後行われることがないように、しっかりと、よりよいベストな方法を考えていただいて、対応していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○委員（三木しんじろう） すみません、今の件でちょっと僕も聞きたいんですけども、この内申点については僕もちょっとお聞きしていました、これ僕、2024年の5月ですか——の教育委員会だよりのほうに、このいわゆる内申点ですね、調査書について書かれておりまして、Q&Aが載っております、ここに。

この教育委員会だよりには、一般的に内申と言われているものです、高校受験する際に中学校・義務教育学校が作成するもので、試験結果と併せて合否判定に使われますというように書かれているわけですから、合否判定にしっかりと、これ、影響されるわけですよね。

さらにQ2に関しては、やはりこの調査書は、1年生から3年生まで各教科の学習の記録として教科ごとの5段階の評定を記入しますと、そのほか出欠の記録や特別活動の記録等を記入しますというふうに書かれていると思います。

これ、要は保護者から言われるのは、これは一体何なんやと、これでもよく分からぬといふことなんですよ。果たして——例えば出欠、それは分かります。学校に来ているか来ていないか。来られない子もいると思います。例えば提出物に関してもそうですけれども、提出物の中身に関してはどうなのかとかですね。例えばよく言われるのが、部活の顧問をしている方が——これ、もう分からぬですよ、都市伝説みたいなものなのかも分からぬけれども——その生徒をかわいがってるんじゃないとか、いろんな意見が聞かれます。

さらに言えば、この兵庫県の内申点の割合ですよね。これが他都市と比べて違うということで、今回僕、この常任委員会の兵庫県への要望についての説明のときに聞いたんですよ。これ、内申点の割合というのも兵庫県に要望したほうがいいんじゃないのかと。兵庫県内の他都市でもこういう割合の声というのが、ちょっと見直したほうがいいんじゃないという声があると思いますけれども、今の時点で、僕が今話した内容について教育委員会はどういうふうに、ほかの神戸市内の例えば学校とか、兵庫県内の学校でどういう意見を聞いているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○田尾教育次長 まず、私の先ほどの答弁もちょっと言葉足らずで申し訳ございませんでした。

内申書というのは、もちろん各教科の評定が記載されますので、そこにつきましては当然計算式がございまして、当日の点500点と、それから各教科の評定もまた500点満点で計算をされまして、合否の判定に使われることになります。

提出物がというようなことですけど、それは提出物を提出しなかったからといって各教科の評定にたちまち影響するかというと、そういうことでもありませんので、そこはどういう意図をもって、何のために学校が、各教科の教員が、子供たちにどのようなものを提出させているのかというようなことは、各学校でしっかりと評価基準を持っておりますので、そこは誤解のないように学校も説明すべき——説明責任があろうかと思っております。

ですので、提出物が悪いからたちまち評定がどうこうとか、合否判定にすぐに影響するとかいうことではもちろんございませんし、また出欠の記録も確かに書く欄がございますけれども、特に次年度に向けての資料につきましてはデジタル化されることになっておりまして、出欠の記録

においては、入試判定のときには高校側はそれを見ることはないというようなことも聞いておりますので、それが出欠の——例えば不登校の子供たちが欠席日数が多いからといって、不利益になるというようなこともございません。

今の内申点のというか評定の——学習の記録の評定の換算の仕方については、確かに神戸は他都市とはまたちょっと違った換算の仕方になっておりますので、それがいいのか悪いのかというようなこと、あるいは他都市の状況なども我々としても情報収集しておりますし、ほかの県内の各市町と情報交換もしながら検討・協議をしているところでございますので、現状、今ままがよいとは、私どもも思っておりません。

○委員（三木しんじろう） 何か芦屋市でもこういう声が出てますよね。

だから、この試験と内申点とのこの割合ということに関しては、5・5ですよね、今。これが果たしていいのかどうか。他都市と比べて、また全然影響力が違うと思うんですよね。だからこそ、今日いろんな委員から話が出たように、学校生活に関してもやっぱり先生の顔色を見たり、親もいろんな学校活動に参加したり、部活動をしたりということにつながってしまっているという部分は1つあると思うんですけれども、この割合に関してなんですけれども、他都市も出てる、神戸市もいろんな御意見があって、さらに言ったら中学校は校区で決められているわけですから、その行った中学校のレベルによって、例えば全然提出物を出さない学年があったとしたら、ちょっと提出物をちゃんと出している子がぱっといたらその子の例えば内申点が上がってしまうような状況になってしまふのか、それとも、中学校によってもレベルが違うわけですから、内申点が、行く学校によってかなり影響を及ぼすと思うんですけれども、この割合——先ほど言ったように試験と内申点の割合、これが今の5・5でいいのかということと、あと各学校、中学校で決められた校区によって、行く学校によって内申点というのが影響がすごく違うと思うんですけど、この点についてどうお考えでしょうか。

○田尾教育次長 まず、その当日のテストの点数と、それから調査書に記載される評定の割合が5対5、1対1になっているということにつきましては、これまで、やはり当日のテストで子供たちの体調が悪くなったりする子たちも当然おりますので、その1日の5教科のテストだけで大きく影響されるのではなく、ふだんの、日頃の学校生活での努力がしっかりと反映できるようにというような意図でこのような形になってきてているというふうに、私も若い頃からずっと聞いてきております。

ただ、そこがいろいろな——何ていうんでしょう、子供たちとそれから保護者の方々が、一体どのようにして成績がついているのかという、非常に不安感というんですか、そういったものを招いていることも事実かなというふうに思っております。

また、もう1つ、行く中学校によって評定に違いがあるのかというような御質問かと思いますけれども、私どもしっかり神戸市の評価基準というのを定めておりますので、それを基に学校でもう少し詳しい評価基準を設定をし、評定をしておりますので、行く学校が違うから大きく評定の割合が違うとかいうようなことがあるというふうには、私どもとしては考えておりません。

○委員（三木しんじろう） 例えば試験で一発勝負でというのもよくないと、それは僕も思います。けど、ただ何かの理由で学校に行けない子供が、学校に行ってないけれども家で一生懸命勉強してると——高校進学に向けて頑張ってるということも一定あると思うんです、僕は。だから、それでもやっぱり内申点の割合が大き過ぎてそこにたどり着けない、行きたい高校に進学できないという現実もあると、僕は思ってるんですよね。

ですので、昔からこの割合でやっていますけれども、果たしてこれがいいのかという議論も含めて、僕は県に対しても要望もするべきですし、ほかの自治体とも——兵庫県内ですね——話をして、意見交換も含めて、有識者会議も含めて開いていただきたいと思うんですけど、今後こういう動きというものはしていただけるんでしょうか。

○田尾教育次長 失礼いたしました。おっしゃいますとおり、やはり子供たち、中学校から出す調査書につきましては、子供たちが中学校の3年間でどのようなことを頑張って成果を上げたのか、それが各教科の学習の中でどのように過ごしたのかということが、しっかりと子供の努力が反映されるものであるべきだというふうに思っておりますので、それが学校だけではなくて家庭学習、あるいは学校に来られなかつた子供たちに対しましても、学校に来られないからたちまち評定が下がるということではなくて、学校に来られない代わりに家で課題に取り組んだ状況ですとか、あるいは実習が受けられなかつた代わりにそれに代替するものを学校のほうで提示をいたしまして、その子供たちの頑張りを置き換えて評価をするというようなことを我々も中学校としてはやっておりますので、そういうものがしっかりと反映される調査書であるべきだというふうに思っておりますし、それについては県とも現在も協議をしておるところですし、今後もしっかりと、私どもの、あるいは子供たちの頑張りがしっかりと伝わる調査書になるように、今後も強く協議をしてまいりたいと思います。

○委員（三木しんじろう） ありがとうございます。

保護者からの声とかいろんな声も、もう届いていると思いますし、僕は神戸市がこれに取り組むという姿勢を見せる意味でも県要望に入れるのも1つかなというふうに思いますので、また御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○委員（村野誠一） 今の三木委員の話で、先ほどの御答弁もあったけれども、今がいいとは思ってはいないと。だから、ではどういう方向に今議論が進んでいるのかとか、どういうふうな認識を持っているのか。恐らく今のやり取りを聞いていると、より、今の5・5よりは試験の点数にちょっと比重を置いていくというような方向を考えているのかも分かりませんけれども、私も今、特にその答えを持っているわけではないので、当時も私、教育委員会とやり取りしたときに、先ほどの御答弁あったように、確かに今までずっと真面目に——真面目というか、とにかく成績がよかつた子供が、本番の試験で体調不良によって成績が悪いと。たったその日の体調だけで、いわゆるもう行けなくなってしまうというのは、積み重ねた事実のきっちとした試験、ずっと成績がいい、それが完全にそのたった1日で否定されてしまうと。これはやっぱり気の毒だということもあって、今は5・5になっていると。

一方で、今度は本番の——先ほど確かに、不登校で家でしっかりと勉強して、中学校でははじめなかつたけれども、やはりまた高校で勉強して合格して、そこからまた新しくコミュニケーションを取ってということも大いにあり得ますから、そういった意味では、今の社会情勢から考えて——不登校も増えてますからね——そういった意味では、それはもっともだなと思うんですよね。

でもそうすると、先ほど言った、矛盾してしまうわけですね、救済されないというね。だからゼロ・100ではなくて救済するという考えでいくと、今まで、先ほど言ったように、ふだんはよい成績を積み重ねていた子が、本番で突然やっぱり、あれ、という、違う点数を取ると。

これ、よく世の中でも、お金の使い方でもずっと毎月、毎月クレジットカードで使っていて、突然物すごく使うと、引っかかるてくるわけですね。要はそういうふうに——それが例えとして

いいかどうか分かりませんけれども——そういう場合は、だから何かしらの救済をするということをしたらいいと思うんです。事実、それだけの点数をずっと取ってきているわけですから。

そういうもうちょっと柔軟なやり方をしないと、やっぱりどっちもよし悪しがあるので、先ほど言った繰り返しになるけれども、ただ本番だけでやると、言ったように、逆にそういう子が救済されなくなってしまうから、この今、多分全国で取り入れているのは、この割合をどっちにするかという形なのでね。

それではなくて、それこそ——まさにこれは後発組ですから、今、この神戸市はね。むしろ他都市ではやっていない兵庫県と神戸市のモデルとして、その両方いいところを取って子供たちを救済できるというか、進学してよりよい成長というか、進んでいけるような方法というのが取れないか、そういうことも検討していただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

もしそれでコメントあつたら、ちょっと御答弁いただけたらありがとうございます。

○田尾教育次長 今後の協議になっていくと思いますけれども、今の様々な入試制度——例えば大学などは本当に柔軟な入試制度が行われていて、高校入試がどうしてもそこに追いついていないという状況だと思います。

もちろん他都市の状況なども把握しつつ、でも、そのまねをするとかいうようなことではなくて、今委員がおっしゃったように、もっと柔軟な高校の入試制度というものができるのかというようなことを、本当に我々、今真剣に、子供たちのために県とともに協議をしていく必要があると思っておりますので、そのようにしていきたいと思っております。

○委員（村野誠一） よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員（さとうまちこ） それに続いてというか、前もお伝えはしているんですけども、兵庫県の調査書、今変わったのか分からないんですが、今ホームページにあるものが、こういったちょっと複雑な感じなんですね、もう皆さん御存じのとおり。

やっぱり悩ましいのは、こういう参考事項なんですよ。ここは何を表記するのか分からない。お伝えしました参考例として、広島のほうは、もう本当に点数のみなんですね。性別とかはありますけれども。この空欄が何かといえば、特別支援学級に在籍する生徒で評定を記述形式で記入している場合等に記載するということなんですよ。

その上で自己表現という入試方法を取り入れてまして、当然テストと、あとこういった点数なんですけれども、プラス自分のことを肯定的に、今まで何をやってきたか——先生の見る目だけじゃなくて家でどういうことをやってきたとかいうこともオーケーなんですよ。自己表現を、自分のよいところに目を向けて表現する。そうしたら、そのアンケートを取った結果が、その自己表現について聞いたところ、95%の生徒が自己表現の入試に肯定的という結果も出ているんですね。

これは本当に柔軟に生徒本人を評価もできますし、点数のほうに関しても、その学力の評価もできているということで、やはりこのあたりをしっかり参考にしていただいて、県のほうにやはり要望をしていただきたいというふうに思います。ごめんなさい、要望です。

○委員長（徳山敏子） 他に。

○委員（やのこうじ） 2時間半越えて申し訳ありません。3点、ちょっと教えてください。

まず、先ほどウォーターカーラーの話が出ましたけれども、中学校はあるのに小学校はないやないかという質問をしたら、吉田課長のほうに早速教えていただいて、いや、実はもう小学校も

熱中症対策で、令和4年度までには全校設置済みですということは分かったんですが、ただ、その学校規模ってありますよね。

小さな学校であったり1,000人を超える学校もあるわけなんですけれども、その大きな学校にはウォーターサーバーというものは複数配置されているのか、もしお分かりだったら教えていただけたらと思います。

○有原教育委員会事務局長　学校の規模によって台数が変わるかということですけれども、一律で1台ずつということでございます。令和元年から令和4年まで、既に設置しておった学校が9校ほどあったんですけども、残りの学校についても全て、熱中症対策ということでウォーターサーバーを入れようということでやりまして、その当時の判断としては1台ずつ入れようということで、入れたのみでございます。

○委員（やのこうじ）　僕、子供のときに近くに中学校があつて、放課後、部活をしていない時間帯とかにちょっと遊びに行っていて、そのときに背伸びをしながら飲んだウォーターサーバーの水の冷たさが——びちょびちょになりながら飲んでいたんですけども——非常に冷やこくておいしかったというのがあるんですが、ただその熱中症対策で入れてくださっていても、1,000人以上いる学校に一律1台だったら、ちょっとなかなか給水もできないと思いますので、それは今後の検討でまたお願ひできたらなと思います。1台でみんな入れまくったらぬるくなりますが、その辺もお願ひしたいなと思います。

もう1点は、中学校を中心に自動販売機を置いている学校があつたと思うんです。子供さんの熱中症対策であったり、有事のときに避難所になったときなんかは、自動販売機の中の飲物であつたり食べ物を自由に開けて開放できるんだということで、それはそれでいい取組だなと思ったんですけども、今後そのK O B E ◆ K A T S Uが始まるに当たって、学校にいろいろな方が入ってくると。

自校以外の方が入ってきたり、あとコンビニもたくさんあるんだけれども、ちょっと買物できなかつたとか、夕方以降の活動で補食がちょっとできなくておなかがペコペコだったときにはぱっと買えたりとか、そういう観点からは置いてもいいのかなとちょっと思ったんですけども、そんな検討もされてるんでしょうか。

○竹森教育委員会事務局長　中学校における自動販売機の設置ですけれども、私の記憶では3年前ぐらいから始めまして、当時は手挙げ制ということで、希望される学校ということで入れていつてまして、ちょっと直近の数字はありませんけれども、かなり広がりつつあると思います。おっしゃるとおりK O B E ◆ K A T S Uも始まりますので……

今、手元にメモが回ってまいりました。今年度で56校まで来ているようです。こういうことを、なかなか最初スタートするのはしんどいんですけど、広がり出すと一気に広がりますので、今度K O B E ◆ K A T S Uも始まりますので、こういったことをぜひ進めてくださいということで、私どももしっかり周知して設置を進めてまいりたいと思ってございます。

○委員（やのこうじ）　ありがとうございます。

今答弁いただいた竹森事務局長が、先日東洋経済のほうのニュースに、9月28日に出ておられて、「過労死ラインの教員が激減！部活動の地域移行「コベカツ」だけではない神戸市教委の働き方改革」ということが載っていて、こんなところにも神戸市の取組が取り上げられていたことは、非常にうれしいなど。

竹森さんの写真つきで出ていたんですけども、教育長も去年の8月にこれに出ていて、「前

例を踏襲せずに、変えるべきものは変えていく」ということで、K O B E ♦ K A T S Uの今、取組を一生懸命されているんだと思うんですけれども、その中でちょっと気になることが、この中でもちょっと—喜ばしいことばかりなんです。例えば教職員の時間外在校時間というのは、2019年度、小学校・40時間、中学校・60時間が、2024年では、小学校ではもう10時間ぐらい減っていて、中学校に関してはもう20時間減っていると。これはもう市教委さんが一生懸命やってくれた取組のたまものだと思いますし、私の仲間でも、矢野さんのときみたいに、もうそんなに遅うないで、最近はよ歸れるようになったでという声も聞いて、それはうれしく思っております。

そんな中でちょっと気になることが1つだけあって、ここなんですけれども、「働き方改革が実を結び、教員の時間外勤務が減少している一方で、現場の教員からは「人間関係が希薄になった」「やりがいが低下した」といった声も聞かれるという。今後について竹森氏は、「数字だけを追いかけるのではなく、教員の時間外勤務が従来よりも減った中で、教育活動の質をいかに充実させていくかを重視していきたい」とあります。

これ、学校現場をよくしていくのはもちろん先生方の気持ちが大事やと思うんですけども、教育長が言ったように、前例を踏襲せずに変えるべきものは変えていくということは僕も大賛成なんですが、ただ、現場で働いている教職員の声もやっぱりしっかり聴いた上でやっていかないと、よかれと思ってやったことが、いや、そうやないねんということになってしまふと、これ子供にとってよくありませんので、その辺のところを今後も丁寧にやっていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○竹森教育委員会事務局長 その記事ですけれども、この働き方改革を進める上で、私たち、最初にやったことが、全教員へのアンケートです。ですので、やはり現場の教員の声をしっかり聴いて、現場のニーズに合った形で進めていくことは非常に大事だと思ってございます。

そういう中で、今勤務時間そのものは短くなってきておるんですけども、一部やりがいがあるような意見もあるのは事実でございます。ですので私たちとしては、勤務時間が削減された状態の中で、それを、では子供たちのためにどう生かしていただけるのかと、そういうことをしっかり現場の意見を聴きながら進めていくことが大事だと思っていますので、そういう形で努力していきたいと考えてございます。

○委員（やのこうじ） 神戸の学校現場をよくしたいという思いで、教育委員会さんとも連携しながらやっておられますけれども、本当に現場の若い先生方から、もう最近、学校が面白うないわという、ちょっと昔聞いた言葉がずっと残ってまして、そういう人材が辞めることなく、神戸の子供さんに頑張っていただきたいなと思いをとにかくいつも持っていますので、取組を引き続きやっていただきたいなと思います。

最後になりますけれども、先日、GACKTさんの本を読みました。その中に知覚動考という四文字熟語があって、GACKTさんの先輩の方が、あなたに足らないことはこれや、知覚動考。ともかく動こうということだそうです。知る・覚える・動く・考えるということです。

やっぱり一般的には、事前にいっぱい考えて考えて、行動が後手になってしまうことがあるんですけども、とにかく動いてみて、情報をいっぱい入れて考えることが大事だよということがGACKTさんの書籍に書いてあったので、今教育委員会、現場の声を聴きながらという答弁もありましたし、K O B E ♦ K A T S Uに関しても先日はコベカツマップ、あれを見たらもう本当によく分かりますし、学校によって色別に帶状で、この時間帯に何がやっているんやということも本当によく分かるようになっていましたので、とにかく動いてくださっているということは本当

によく分かりますので、引き続き神戸の子供たち、地域のために全力でお取組をお願いしたいなと思います。

以上でございます。

○委員長（徳山敏子） 他に御質疑はございませんでしょうか。

○副委員長（大かわら鈴子） すみません、先ほどの初めのほうで審査をしました陳情162号、P F A Sの分ですね。あれについて、ちょっと山口委員の発言について発言訂正を求めるといふんですけれども、御発言の中で、陳情者の陳述の内容ですとか、この内容も含まれるんだと思うんですけれども、不安をあおるものだというふうに断定をされるような御発言がありました。

陳情者は、御自分で見聞きされたことですか地域の状況ですか、そういうことについて陳述をされておりまし、やはりそういう発言をするということは市民を萎縮させることにもなりかねませんしね。そうなれば陳情権にも関わることに、ひいてはなりかねないと思いますので、その訂正を求めるといいます。

○委員（山口由美） 不安をあおるという表現をいたしましたのは、恐らく最初の質問ではなくて最後のところかなと思うんですけども、それは……

○副委員長（大かわら鈴子） 陳述の内容で、不安をあおるものだと。この内容は不安をあおるものだとおっしゃいました。

○委員（山口由美） 不安をあおると言いましたのは、すみません、私の認識では、不安をあおるような審査にならないようにというところかなと思うんですけども。すみません。

○副委員長（大かわら鈴子） ごめんなさい、ちょっとこれは正確にしたほうがいいとは思うんですが、私が聞いてちょっとメモしたのでは、お話をされて、その後で御質問に入られたときに、しばらくちょっと質問をされて、この陳述の内容は不安をあおるものだというふうにおっしゃったというふうに思いますので。正確にしたいと思います。

○委員長（徳山敏子） それでは、ただいま大かわら委員から指摘のありました山口委員の発言につきましては、後刻、後ほど議事録を精査の上でしかるべき対応を講じることにいたしたいと存じます。

他に御質疑がなければ、教育委員会関係の審査はこの程度にとどめたいと思います。

当局、長時間どうも御苦労さまでした。ありがとうございます。

委員の皆様に申し上げます。

午前中の審査はこの程度にとどめ、この際、暫時休憩いたしたいと思います。

午後1時45分より再開いたします。よろしくお願ひいたします。

（午後0時41分休憩）

（午後1時45分再開）

（こども家庭局）

○委員長（徳山敏子） ただいまから教育こども委員会を再開いたします。

これより、こども家庭局関係の審査を行います。

最初に、請願第9号について、紹介議員から趣旨説明を聴取いたします。

河南議員、発言席へどうぞ。

○委員外議員（河南忠和） 紹介議員の自由民主党、河南忠和でございます。

私は請願紹介議員3名を代表して、請願第9号国家公務員の地域手当に準拠した地域区分の見

直しを要請する意見書提出を求める請願について、趣旨を説明いたします。

まず、請願の概要と趣旨について御説明いたします。

本請願は、社会福祉施設や幼稚園の入件費に係る地域区分の引下げにより、神戸市などの自治体において人材確保や施設経営支援の質への悪影響が懸念されることから、市内で社会福祉施設等を運営する10団体の皆様が、国に財政措置を求める意見書の提出を要望するものであります。

次に、請願の背景を御説明いたします。

令和6年8月の人事院勧告において、国家公務員の地域手当の見直しが示されました。これまで国家公務員の地域手当に準拠してきた民間社会福祉施設等の公定価格の地域区分については、神戸においては12%から8%にマイナス改定となります。

保育所等、これまで処遇改善を求めてきた社会福祉施設等からは、処遇改善の効果が相殺されること、また、周辺自治体との間に賃金格差が広がることへの強い不安や懸念が示されました。これを受け、神戸市としても国に数回にわたり、処遇改善の流れに逆行しないように要望を行ってきました。結果、こども家庭庁からは、保育所等については令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとの方針が示されました。一方で児童養護施設等措置費については、事前に自治体との調整が何ら行われることなく、令和7年4月から引下げの見直しが行われることになりました。

全職種平均と比べて給与水準が低く、担い手不足が深刻で、人材確保のための処遇の改善が求められる社会保障分野において、公務員の地域区分に準拠させるのではなく、今後、適切な給与水準となるような措置を講ずることを国に対して強く求める必要があり、本請願の提出に至りました。

次に、請願の意義について御説明いたします。

保育所・認定こども園・幼稚園等・児童入所施設・救護施設・介護・障害福祉サービス等は、市民の社会福祉を支える大切な職種であります。一方で全職種平均と比べて給与水準が低く、担い手不足が深刻で、人材確保のための処遇の改善が必要不可欠であります。また、施設の老朽化や物価高騰など運営に係る経費が増大していることにより、安定的な施設経営の継続が非常に難しくなっています。

本請願を採択し国に意見書を提出することで、今後、社会保障分野における人材確保や施設の改善に係る財政措置について、地方の実情を鑑みた議論が行われることが請願の意義であります。

以上の理由から、本請願では、保育所等の公定価格等に関して適切な水準を確保するために必要な財政措置を講じるよう、国に対して要望する意見書を提出することを求めるものです。委員の皆様におかれましては、本趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、紹介議員を代表しての趣旨説明といたします。

○委員長（徳山敏子） 趣旨説明は終わりました。河南議員、御苦勞さまでした。

次に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるようよろしくお願ひいたします。

それでは、請願第9号について口頭陳述を聴取いたします。

谷村さん、発言席へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 失礼いたします。神戸市中央区に事務局を構えております、公益社団法人神戸市私立保

育園連盟会長を務めております、谷村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

先生方には、日頃神戸の子供、子育て、また教育・福祉に対して本当に御尽力をいただいておりますことを、改めてお礼を申し上げたいと思います。

本日は、後ろにも座っていただいていることの繰り返しでありますけれども、民間の社会福祉施設の団体9団体と、そして公益社団法人神戸市私立幼稚園連盟を代表して私のほうが出席をさせていただいたような次第であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

今、河南先生がお話しいただいたことの繰り返しであります。結論、請願事項は2つであります。

先ほどもお話がありましたように、何の議論もやり取りもなく、令和7年4月からということで、恐らく施設というような仕分で、それでは従来どおりというようなことだったんだろうと思いませんが、児童養護施設やら乳児院、また保護施設等、12%から8%下がってしまうというような状況になっているということを一旦元に戻していただき、そして今も給与に対しての給与水準、またこれから給与水準ですね、それから処遇改善の取組に相当するような適切な財政措置をお願いをしたいというようなことが、まず1点であります。

それから、そのほかの施設、2点目は、保育・幼稚園、そして認定こども園の公定価格、それから介護・障害福祉等の報酬でありますけれども、これも同じような仕組みで、先ほど御説明いただいたように運動してしまっていますので、これは今検討中ということで、その間、市長をはじめ、局長をはじめ、当局のほうも一丸となって国の方にも御要望いただいておりますし、また、同じ政令都市で下がっているところが8都市あるわけですけれど、それも一緒になってということで国政の先生方もやっていたいいるわけですが、先生方にも本当に御尽力をいただきたいと思って、改めてその2つのことについて請願として上げさせていただきたいと考えております。

個人的な話ではないと思います。多くの方が思っていると思いますが、この国を支えている社会保障の枠組みで働く人たちの給与というのは、全産業の平均よりも少しやはり上回るぐらいでないと、人材確保も含めて非常に難しい状況になっています。

御承知かも分かりませんが、全国社会福祉協議会の調べで、介護においては全産業平均よりも、月額に換算して8.3万円低い状態であります。それから障害福祉に関しては7.8万円、それから保育に関しては5.7万円というようなことで、それだけの賃金が下回っているというような状況の中で、先生方の御尽力で処遇改善も少しあなされていっている状況の機運も高まってきたなど喜んでいるところではあったわけですが、このような形で12%から8%というようなことで大変な影響を受けるのではないかと、今心配をしているところであります。

それから、先ほどそれもお話がありましたけれども、例えば大阪市は16%維持をしている状況の中で、高い地域のほうへ人材が流出してしまうというようなこともあろうかと考えています。そういうようなことで、2つの請願であります。ぜひとも先生方に御採択いただき御尽力いただければと思って、今日、寄せていただきました。どうぞ御理解いただきまして、今後ともよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○委員長（徳山敏子） どうも御苦労さまでした。

それでは次に、陳情第158号について口頭陳述を聴取いたします。

中西さん、発言席へどうぞ。

もう一言、ちょっと付け加えさせていただきます。

なお、陳述に当たっては、関係者のプライバシー等に十分配慮していただきますようお願いいいたします。

それでは5分以内でお願いいたします。

○陳情者 西区の中西です。

答弁者は、憲法・児童福祉法の理念、児童育成の責任上、業務上養護施設等入所児童の入所の法的根拠・目的、児童たちの幼少期の生育歴、その児童の家庭の状況、児童たちの虐待の連鎖、P T S D等の症状に、法律上・医学上の診断・手当て・支援を省き、殴打・やらせ・かつ上げを隠し、憲法違反、違法送致、無効、監禁・体罰等の犯罪を重ね、児童の成長発達・人間形成・社会生活を不能にした重大な社会的問題に、全体の奉仕者としての行政の責任の審査を求めます。

全体の奉仕者は、記録・資料確認や、当時の児童養護の実態、施設等に虐待の連鎖、P T S D児が1人もいないといった虚構や、本件陳情の本質、虐待の連鎖、P T S D症状等に診断・手当て・支援を省き、児童福祉司を省き、体制や施設で起きた殴打・やらせ・かつ上げ等を検証せず、憲法違反・違法送致・無効、神戸新聞の記事、独房監禁・虚偽公文書作成同行使・業務・補助金不正監査体制等を隠し、凄惨な外傷性ひきこもり・外傷性不登校・外傷性緘黙症状等に、憲法違反・法令違反・重大事態、犯罪を隠すため、診断・手当て・支援を省き、根回しして組織的証拠隠滅、捏造答弁をした。捏造答弁の社会的責任について審査を求めます。

2019年6月28日、児相は犯罪を隠し、児童を退所させるため、憲法違反・違法送致・法的根拠・法律手続ない無効を確認して、児童を独房監禁し、犯罪し続けた。家庭裁判所への法律手続・文書・決裁ない。2019年7月16日、家庭裁判所は、どこからも事件の送致を受けていないと言質した。監禁の審査を求めます。

神戸市長は長年にわたり、虐待の連鎖・P T S D等の診断・手当て・支援業務体制省き、児童福祉法第13条規定違反の児童福祉司等配置を省き、児童を監禁し、法第1条規定違反の診断・手当て・支援・擁護体制・職員等の配置を省き、虐待の連鎖、P T S Dと児童の成長・発達・人格形成期に、憲法第11条・憲法第26条・憲法第31条及び憲法第34条に違反し続け、法律手続なしに送致・独房監禁・退所強要や犯罪・業務・人権侵犯等に不正監査し続けた。

市長の憲法・法令違反、虐待の連鎖、P T S D等の診断・手当て・支援省き、重大事態、二次・三次障害、業務不正監査、社会的・反社会的行為の行政責任について審査を求めます。

告発事項中、行政責任について責任を求めます。

○委員長（徳山敏子） どうも御苦労さまでした。

以上で、口頭陳述は終わりました。

次に、紹介議員への質疑を行いますので、河南議員におかれましては発言席への移動をお願いいたします。

○委員（三木しんじろう） 維新の会としても、人材不足とか処遇改善というのは今まで取り組んできたわけですけれども、今回意見書を提出されるということで、紹介議員の河南先生にはちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、この国家公務員の地域手当の支給割合を、地域区分として給付費、そして措置費用等の支給割合に反映させることについての問題意識について、そして、現在の地域区分の制度に問題があるならば、この下がったポイントを上げることだけなのか、それともほかに適切な代替案があるか、まず、お考えを教えていただきたいと思います。

○委員外議員（河南忠和） 請願者の要点は2点でありますて、見直し前の水準に戻して適切な水準になるように財政措置をしてほしいということと、処遇改善の取組を踏まえた水準になるように財政措置をしてほしいということがあります。

今、三木先生がおっしゃったことに関しましては、そもそも現行制度が将来にわたる福祉人材に対する処遇改善施策として適切なのかどうかという問題意識の共有を、やはり国としていかなくてはいけないと思っています。国家公務員の地域手当に連動した級地区分の福祉人材の入件費に反映させることの問題点というところが、根本にあると考えています。

○委員（三木しんじろう） 地域手当に関しては、勤務地にある地域の民間賃金と物価水準とを基準に級地を定めて、一定割合を給与に上乗せする制度であります。支給率手当設計の地域間格差を整理し、制度運営の簡素化や地域格差調整の柔軟性向上を目指しているとしております。また、2024年度の人事院勧告では、地域手当の級地数を従来の7段階から5段階に圧縮する案が含まれておりますて、支給地域の再編格差の見直しが図られようとしております。

この人事院勧告の比較のための調査対象なんですけれども、この民間企業の常用の労働者50人以上を雇用している企業とか正規のフルタイム労働者の対象となっているため、この日本の労働市場では従業員が50人未満の中小零細企業が多数を占める中、非正規や中小企業の低賃金実態を反映していないということは、問題意識を私は持っているんですけれども、地域手当を含む国家公務員の給与制度は、人事院が毎年の感覚で見直し案を提示し、それを政府が受け、法律・法令改正を行う流れとなっております。

地域手当の見直しは、政府と人事院の制度改正によって、まさに進められているものであります。政府は現在、国家公務員の地域手当の大くくり化を進め、それを介護・障害福祉・保育の公定価格制度に準じさせている状況であります。

請願趣旨にあるように、現場は既に低賃金と深刻な人材不足に直面していて、国基準に一律に縛られることでさらなる人材確保難を招くというふうに団体のほうから懸念が示されているというふうなことは、大変理解をしております。

地域手当の級地に関しては様々な数値に基づいて、人事院により、先ほど言いましたように算出されているものが反映しているところであります。これは自民党・公明党の政府・与党は、これまで財政規律と制度の適正化を重視し、この制度が運用されていると思います。

地域手当の支給割合の見直しを行うことについて、国はさらなる財源が必要になるというところであります。これは地域手当のポイントについては、上がるところもあれば当然下がるところもありますが、下がるところだけ元に戻せということになれば、追加の財源を求めるということになっております。

政府方針と異なる主張を行うということであれば、河南先生は自民党の議員ですので、政策の一貫性としてどういうふうに考えておられるのか。そして、この財源確保についてはどのように考えておられるのか教えていただきたいと思います。

○委員外議員（河南忠和） 先ほどの繰り返しになりますけれども、そもそもですけれども、この地域手当が連動するというのはやっぱり問題があると思うんですね。今、三木委員がおっしゃったように、今の民間社会福祉人材と公務員というのはベースがそもそも違っています。先ほど請願者もおっしゃったように、かなりの差があるということなんですね。

だからそこを、地域手当に基づいて地域区分を制定すること自体がそもそも間違いだと考えていますので、今回は見直し前の水準に戻すというのが請願の趣旨でありますので、またこ

れを国の中で議論をしていただきたいというのが、この意見書を出す意義となっております。

以上でございます。

○委員（三木しんじろう） 今の御答弁では、そもそも連動するのがおかしいんじゃないかという趣旨だと思うんですけれども、今回の請願では下がったポイントを戻してほしいという意見書ですので、私もこの請願に沿って御質問させていただいているので、またそれは——この制度自体がおかしいんじゃないかというのはまた違う議論になりますので、今回はこのポイントの上げ下げということに関してお聞きしておりますけれども、このあたり、財源が当然、これポイントを戻せということで意見書を出して、またポイントが戻れば、上がったところはそのまま上がったままでし、現状維持のところは現状維持、下がったところだけ戻せということになつたら財源が必要になると思いますけれども、これの財源についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○委員外議員（河南忠和） 私は、その辺も含めて国で議論するための意見書だと思っています。

○委員（三木しんじろう） けど、今回はかなりピンポイントな請願書ですので、私自身は処遇改善というのはもう当然していかないと駄目だけれども、この地域手当だけを、ポイントが下がった分を戻せということではなくて、根本的な議論が必要だということで今回質問をさせていただいているという趣旨でございます。

それで今回、先ほども10団体の方々から意見交換という形で紹介議員になられたと思うんですけれども、この10団体の方々は、当然受け入れられている年齢とか施設の数とかは様々だと思います。ゼロ歳から就学前とか、3歳からとか高齢者の方とか、いろんな施設があると思うんですけれども、これ、10団体の方々がまとめて出されているのでちょっと分かりにくいくらいでありますけれども、河南先生が意見交換をされて、この10団体からどういう御意見をお伺い、個別にされているのか、少し発表していただきたいというか教えていただきたいと思います。

○委員外議員（河南忠和） いや、詳しくは意見交換会でこういった問題があるというのは、一昨年かな、昨年からかな、団体からお聞きをしておりました。この市会でも、本会議並びに委員会でこの問題が取り上げられたと思います。そういう流れで、今回この請願を出されるに当たりまして、自民・公明・こうべ未来の3会派に紹介議員にという話でここに至っております。

以上であります。

○委員（三木しんじろう） 私自身は、先ほど言いましたように、10団体が取り扱う方々というのも違うということは、かなり違った課題をお持ちなのじゃないかなというふうに思っています。ただ、地域手当のポイントを、これ元に戻しただけで果たして人材確保ができるのかという問題もありますし、個々のこの問題も含めて——先ほどの制度の問題もありますけれども——この個々の問題に対してもやはり踏み込む必要もありますし、そこを含めて議論を行うべきだと思うんですけども、この辺は個々に御意見交換はされていないということでよろしいですかね。

○委員外議員（河南忠和） いずれの団体も、この公定価格をベース、あるいは措置費という形で、地域区分に基づいて措置されている給付を受けている団体なので、その辺の議論を国のほうでしっかりとやってもらいたいという趣旨の意見書であります。ですので、今後どうやっていったらいいかということをしっかりと国のほうで議論していただきたいということで、今回の意見書の提出をお願いしているわけでございます。

以上でございます。

○委員（三木しんじろう） 僕、内容を見せていただいたら、そうは取れないわけなんですね。今回は地域手当に関する請願ですので、地域手当にポイントを当てて請願を出されていると——こ

れは平行線なので結構ですけれども。それで先ほども言わわれているように、人材確保のためには、やはり地域手当を含む面とそれ以外にも取り組まなければならないということが、やはりあると思うんですね。例えば業務の効率化とか働き方改革とかスキルアップ支援とか、あと定着の推進策とか新たな人材確保とか、これをどのように進めていくかというのも課題だというふうに思います。

そして、国に対しては地域手当の柔軟な設定や介護・保育特化の加算を要望することについては私自身も賛同するんですけれども、この各自治体が財政支援とかICT導入とか、その人材確保を講じることによって、国基準に縛られている現場を支えるという国への要望と市独自策を同時に進めていく姿勢というのも、私は重要だと思っております。地域手当の見直しを行うことはなくて、中長期的に計画した処遇改善を進めていく必要もあるのかと思うんですけれども、そのあたりのお考えがありましたら教えていただきたいと思います。

○委員外議員（河南忠和）　この6月に閣議決定されました新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版の中でも述べられていますが、今、三木委員がおっしゃったようなICTを使った業務改革等が述べられております。また、ちょっと手元にはないんですけども、神戸市もICTを使った取組をしていると思いますので、その辺は国の方向性と、神戸市の今この業務改革をしようという方向性は一緒だと考えております。

以上でございます。

○委員（三木しんじろう）　それで、請願書の中に書かれている1番と2番というのがあります、その1番と2番の締めくくりが、必要な財源措置を講じることというふうにあると思います、1番と2番、どちらも。この1番と2番の必要な財源というふうに書かれておりますけれども、この文章の必要な財源というのは何を指しておられるのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○委員外議員（河南忠和）　いや、これは先ほども申し上げましたように、財源をどれにしてこれを財政措置してくださいという意味ではなくて、地方ではこういう問題が起きていますよということを我々の中から提起をして、これは神戸市も総務省並びに団体に、国の方に要望活動しておりますが、議会の方からも、こういった問題があるですからこれをしっかりと国の中で議論してくださいということでございますので、この財政措置がどこから出されるかとか、それは我々が申し上げることでもなく、国の方で議論していただきたいという趣旨でございます。

○委員（三木しんじろう）　分かりました。

多分おっしゃっているのは、この請願を機に、ポイントを上げるということも含めて新たな処遇改善とか人材確保の議論のきっかけになればいいんじゃないかな、その力添えになればいいんじゃないかなという趣旨ということだと思います。

最後に、やはり今回、神戸市から県の方にもこの要望事項に入っていると思います。神戸市は地域手当の見直しについて、2024年の10月と2025年の8月に、先ほど御説明ありました——愛知は除くのかな——7都市とともに国へ要望書を出しておきました、内容はほぼ同じだと思うんですけども、これ例えばこの今回の神戸市会から出す意見書を——全く同様、ほぼ同様だと僕は見比べて思ったんですけども、より——せっかく10団体とこういうふうに出されているんですから、例えば公定価格における処遇改善加算や地域加算の拡充を求めるとか、自治体が独自に上乗せできる仕組みを財政面で国が後押しする措置を求めるとか、中長期的には介護・障害福祉・保育分野全体の給料水準を底上げする制度改革について、こういう点についても織り込んで

いただきたいなというふうな思いが私はあるんですけど、この点については何か柔軟的に考えていただくことは可能でしょうか。

○委員外議員（河南忠和） すみません、そこは請願者のほうから酌んでおりませんので私のほうからは何とも言えないんですけども、この見直し前の水準に今回戻してくださいというところでまず申し上げている、この要望事項があるのと、それとやはり議論を活性化するというところで各政令市からこういった意見書が出るのが、やはり国の中で議論が始まるきっかけになると思っていますので、ぜひ御協力よろしくお願ひいたします。

○委員（三木しんじろう） 私もちょっと国会議員を通して、厚労省のほうにこの件に関しては問合せをさせていただきまして、一体国がどういうふうな——先ほども河南議員からもいろいろお話しいただきましたけど、どういうふうに考えているのかなというふうにお聞きしました。

ちょっと紹介させていただきますと、地域区分の考え方については介護・障害福祉サービスにおける地域区分は人件費の地域格差を反映する仕組みであり、公平性・客観性の観点から、公務員の地域手当に準拠することが原則とされています。

これはもういいんですけども、今後の制度運用については、国家公務員の地域手当は令和6年の人事院勧告に基づき、今年度より段階的な見直しが進められております。福祉サービス分野でも、次期介護報酬改定に向けて、市町村の意見を踏まえながら地域区分の在り方について検討していく方針ですと。経過措置については今回の見直しにおいても、従前の地域手当水準を一定期間維持するための経過措置等の導入が検討されており、過去の見直しでも同様の対応が取られてきたとのことですということで、その後に、やはりこの担当者の方が言われているのは、今回みたいな方が持っている課題というのは十分認識していると。

ですので、市民や関係団体の声を受け止めた上で、政府方針との整合性を丁寧に見極めつつ対応を検討したいというふうに言わわれていますので、ぜひとも、僕はこれで終わることなく、より具体的にこの地域、神戸の各団体がどういう課題があつて何が必要とされているのか、ポイントを果たして上げるだけでこれが全てを解決できるのかという——僕はできないと思ってるんですけども——そこも含めて、ぜひともですね。

今回はうちの維新のほうには御相談いただけなかつたので、ちょっと意見交換することができなかつたんですけども、今回紹介議員としてぜひともそういう面も含めて進めていただきたいと要望して、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（徳山敏子） 以上で、紹介議員の質疑は終わりました。河南議員、御苦労さまでした。

次に、請願1件及び陳情1件並びに報告1件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

中山局長、着席されたままで結構です。

○中山こども家庭局長 どうぞよろしくお願ひいたします。着席させていただきます。

それでは、請願1件、陳情1件、報告1件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、請願第9号国家公務員の地域手当に準拠した地域区分の見直しを要請する意見書提出を求める請願につきまして御説明申し上げますので、お手元の請願文書表を御覧ください。

請願の要旨中、国に対応を求める事項として、まず1. 令和7年4月からの地域区分の変更で引き下げられた児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等に対して、見直し前の水準に戻した上で、今後の賃金水準や国における待遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう必要な財政措置を講ずることですが、令和7年4月から、神戸市の児童養護施設の措置費等の地域区分が1

2%から11%に引き下げられました。

さらに、将来的には8%まで引き下げられる可能性がある一方で、大阪市は従来どおり16%が維持されるなど、本市との格差を大幅に拡大させるものとなっています。これにより人材流出や処遇改善の後退が懸念されることから、地域区分を12%に戻し、全国的な賃金水準や国の処遇改善策を踏まえ適切な財政措置を講じるよう、本市としても国に対し要望を行っております。

続いて2. 地域手当が引き下げられた地域における保育所・認定こども園・幼稚園等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬については、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう必要な財政措置を講ずることですが、保育・介護・障害福祉等における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応について、国は隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施するとしています。

今後、仮にこれらの地域区分がこれまでと同様に国家公務員の地域手当に準拠して設定された場合、減額される自治体の対象施設においては、職員の給与水準を引き下げざるを得ない状況に陥るおそれがあります。国及び各自治体がこれまでに取り組んできた福祉人材の処遇改善の流れに逆行し、人材確保や施設運営・環境改善に大きな支障が生じるおそれがあることから、本市としても、令和6年8月以降、複数回にわたり国に対して要望を行っております。

次に、陳情第158号児童養護施設で行われた虐待事件の検証等を求める陳情につきまして御説明申し上げますので、お手元の陳情文書表を御覧ください。

児童養護施設で行われた虐待事件について、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく外部専門的第三者委員会を設置し調査・検証を行い結果を公表することですが、9月の常任委員会においても同様の陳情が出ており、そのときにも御説明申し上げましたが、本件陳情で主張されている内容については既に本市が当該施設や児童相談所に対して調査を行い、外部の有識者で構成される権利擁護部会に報告した上で、そのような事実はなかったと認定しております。また、これまで複数回にわたり陳情人に対して説明を行っております。

続きまして、令和8年度兵庫県予算に対する提案・要望のうちこども家庭局関係分につきまして御説明申し上げますので、教育こども委員会資料1ページを御覧ください。

重点項目7. 子育て環境・保健・福祉・医療の充実、2)保育・福祉施設等の環境改善として、地域区分の見直しに係る国への働きかけを要望しております。

2ページに移りまして、その他項目3. 教育環境・保健・福祉・医療の充実、1)教育・保育施設等の環境改善に向けた財政支援として、保育士・幼稚園教諭等の就業及び定着の促進を図るための処遇改善及び私立幼稚園等の特別支援教育に対する支援の充実を、3ページに移りまして、4)子育て世帯の医療費負担への支援として、乳幼児等医療費助成及びこども医療費助成の継続を、5)妊婦に対する支援として、不安や問題を抱える妊婦への支援に係る費用負担の見直しを、8)社会環境の変化に応じた教育活動の推進として、高校生の保育体験の推進を要望しております。

以上、請願1件、陳情1件、報告1件について御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（徳山敏子） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより順次質疑を行います。

まず、請願第9号について御質疑はございませんか。

○委員（平井真千子） ちょっとその当局の要望、今後の要望活動とかに関わるような内容も入ってきてもいいですかね。請願の質疑に関わっているので、いいですかね。

すみません、請願について、紹介会派になりますので、請願のとおりということで内容についてはいいんですけども、先ほどの代表紹介議員に対する質疑の中でも、代表紹介議員の河南先生のほうから、全体的に国で議論をしっかり行つていただくことが大事なんだというようなお話がありまして、三木委員のほうでも、この意見書を出すことが議論のきっかけになつたらいいのかなというような御理解を示していただいたのかなと思うんですけれども、やっぱりその紹介会派の思いとしましては、国でその議論のきっかけというのはやっぱりちょっと困るなといいますか、国においては令和7年4月に保育士等の見直しについては据え置かれたわけですけれども、それはこれからしっかり議論を行つていきますというか、丁寧に議論を進めていくというような方針が示されたということですので、もう議論をしていただくというのはもちろんのことでありまして、やっぱり河南先生の言われた趣旨というのは、国で議論する中で、地方で起こつてること、現場の事情ということをよく踏まえた上で、芯を食つた、実のある議論をしてくださいということが言いたいということなんですね。

そうですね、地域手当の見直しによる問題については、これまでマイナス改定になったところの市と一緒に運動をしてきておりますので、今回の請願の内容もそうですけれども、そのマイナス改定になった部分のポイントについて言及もしているんですけれども、やはりこれから国に対して求めていく上で、そのマイナス改定になったところと同じ課題共有をしていくということも大事なんですけれども、そもそもやっぱり保育とか、今回請願を上げられてまいりました社会福祉サービス関連の職種というのが、他の民間企業、ほかの職種の民間企業よりも給与の水準が低いという現状がある中で、国家公務員の地域手当は地域ごとの民間給与の水準というのを国家公務員にも適正に反映していきましょうということで、そういう趣旨でやっている措置だと思うんですけれども、その同様の考え方の措置をするというのが本当に私はおかしいなと思っています。

まずは他職種と同じぐらいの給与水準を持っていく——とにかく人材不足ということが国民の社会福祉に大きく影響する分野なんですから、まずは処遇改善ということを行う、人材確保をしっかりできるようにしていくということを行つた上で、ほかの職種並みの水準になったときに、では地域ごとの水準はどうかというような議論を始めるのであれば私は分かるんですけども、ちょっとその点がおかしいと思いますので、だからその見直しでプラスになったところ、マイナスになったところという差の話ではなく、やはりどの自治体であっても社会福祉サービスの給与水準は上げていきましょうという、全体的な処遇改善の方向性ということを国に持つてもらうということが必要だと思っておりますので、今後そのような国とのやり取りが必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○中山こども家庭局長 御指摘いただきましたように、本当にそこが問題であるというふうに思っております。福祉人材の給与の状況からしますと、全職種平均からはるかに低いような状況になっているので、それに対しては、これまで国家予算要望も含めまして国と話をする機会には、市長を先頭に福祉現場の現状についてしっかりとお伝えをして、処遇改善の取組を求めるということをやってきたところでございます。

今回のこの人事院勧告が出てすぐに、そのあたりの対応も我々はいたしまして、下がった都市と協働で、そこの副市長とか幹部職員も一緒に国ほうに足を運んで、この見直しについては見

直しを見直してほしいといいますか、こうした適用をすることについては処遇改善に逆行する流れだということについて、強く申入れをしてきたところでございます。

また、この5月に児童養護施設について、何ら相談もない中で一方的に通知の中で引下げということになって、これもすぐに各都市と連携をしまして、今回8月に、政令市を代表しまして市長が国ほうに要望を行っております。その間も、私も国に行くとき、それから副市長も足を運ぶときに、こども家庭庁等にこの実情をお伝えをしておりましたので、福祉施設の皆さんのが現状について、今後とも様々な機会を通じまして国にしっかりとお伝えをし、この見直しについては逆行するものだということについて理解を求め、処遇改善につながるよう取り組んでいただくよう要望してまいりたいと考えております。

○委員（平井真千子） ありがとうございます。

もう当局も既に強い思いを持って動いていただいていると思いますので、引き続きお願ひしたいと思いますし、やはり市長や皆さんにお任せするのではなくて、私たち議会としても国に対しても強く求めていく——今回であれば、その意見書をしっかりと採択することによって国を動かしていきたいという思いでありますので、共によろしくお願ひをしたいと思います。

その財政の適正化というような問題もあるとは思うんですけども、それは国においてしっかりと、別にここに焦点を絞ってする問題ではなくて全体の中で当然されていくことだと思っておりますし、私たち自民党の地方議員も、もちろん政府・与党は自民党・公明党ではございますけれども、国が道を過つことがないように、別にそこに全て従うわけではなくて、我が地域の実情ということをしっかりと国に伝えていくということは私たちの地方議員の使命だと思っておりますので、しっかりと動いてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○委員（三木しんじろう） いや、何か僕の言っていることが伝わっていなかつたかなと思って。

いや、僕はこの地域手当の意見書提出というのは、全然否定するものじゃないと思ってます。ただ、この地域手当だけをやるんじゃなくて、今平井委員も言われたように根本的なことを解決していくかないと、やっぱりこれだけじゃ足りないよと。だから神戸市会から出す意見書は、もっと深く実のあるものにしたほうがいいんじゃないかという趣旨で、僕は質問させていただいたところであります。改めて言っておきたいと思います。

そこで当局にお聞きしたいと思いませんけれども、今回、地域手当のポイントが下がった各都市と要望書を出されております。各都市も下がるポイントというのは違って、神戸市が一番下がる数値が大きいと——4ポイントということですけれども、ほかの自治体と、これ、どういうような意見交換をしているのか。

それともう1つは、神戸市独自で持っている問題意識みたいな、問題点というのが、そういう意見交換をもしされていたならば、何か発見できたのか教えていただきたいと思います。

○若杉こども家庭局副局長 昨年10月と今年8月、7つの政令指定都市と協働で要望を行ったということで、この間ですけれども、この地域手当の問題につきまして人事院勧告において見直しが公表されましたけれども、地域手当に準拠するとその結果減額されるということについて、強い危機感をいずれの都市も持っていたと。この点は当然かと思います。

そのため、神戸市同様に減額のおそれのある7指定都市につきまして状況の確認を行い、その上で各都市における団体の状況もどうかというところもお聞きしましたら、やはり関係団体の皆さんも同様の声が上がっていたというところで、国に対する緊急要望を行ったと、そういう経緯がございます。

それぞれ、やはり各施設類型であったり施設の規模によって、当然に影響の程度、度合いというのは異なってまいりますけれども、制度の根本のところは全て一緒ですので、危機感というのは、もうまさに全ての団体・都市が持っている、同じ、共通の危機感ということでございます。

そうしたことも踏まえまして、これまで2度にわたって、政令指定都市のうち7つの同様の状況にある都市と協働で要望を行ってきたと、そういう経緯でございます。

○委員（三木しんじろう） 今回は下がった都市と一緒に要望書を出されているということですけれども、一方で、先ほども言ったように1区分が上がった——要は維持している自治体というふうなところもあります。今回のこの制度を、全体的に議論を活発化させるといいますか活性化させるならば、当然、現状維持の自治体というのも下がる可能性はあると、今後。今上がっているところもどうなるか分からぬ、人口減少も進んでいきますから。

このあらゆる全国的な福祉人材待遇改善、この確保に関する議論を深めるためにも、ほかの都市とも——現状維持、上がったところともやはり意見交換というのは行わなければならぬというふうに思っておりますけれども、このあたりは何かあったんでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 要望行動につきましては、やはり同じ状況にある都市と一緒にとなって行っていくというところで行ってまいりましたけれども、今回の問題につきましては、まさに委員おっしゃるところ——上がる・下がるという部分、今回の現象としては下がるというところでまとまって行動しておりますけれども、今後を見据えると上がったところが今後下がるかも分からぬし、この点については分からぬということで、全て共通の状況にあるというふうに認識する必要があろうと考えております。

そういったこともありますて、要望行動とはまた別に、各政令指定都市が集まる会合の機会であったりとか、また各団体の皆さんも、全国組織の中でお集まりになる機会もございます。そういったところで認識を深めるために情報共有を図り、今後どう行動していくかというところでやっているところでございます。

ただ、やはりここが1番難しいところでして、なかなかその思いを共有化できるかと——情報を共有するところは可能ですかけれども、その危機感を共有できるかどうかというところが非常に団体の方々も御苦労されていると、そういった部分が現状でございます。

○委員（三木しんじろう） この地域手当に関しては、事業所があるところですから、また従業員の方が住んでいるところも違って、なかなかそこも転職するかどうか、そこに結びつくのかちょっと僕もよく分からぬ——データを見ているわけではないので分からぬですけれども、現在の地域区分の制度というのは、もう急に変わるということはなかなか難しいかなというふうには思っているんですけども、こういうふうに地方が声を上げて、地方の現状を国ほうにも話をしながら変えていくという必要もあると思うんですけども、こういう制度に、やはり今、先ほどの紹介議員からも問題があるというような話もありましたけれども、この点について神戸市としてはどのような代替策が適切だというふうに考えているのか、もしあれば教えていただきたいと思います。

○若杉こども家庭局副局長 まず地域手当を、この給付費であったり措置費等の支給割合に反映されること、その点につきましては、まずこの国家公務員の地域手当の支給割合、これは給与水準が官民均衡の原則の中で決定されるという前提の下に、公務員法上の身分保障の下にある公務員への適用を念頭に各地域の賃金水準を基に決定すると、こういった前提がございます。

しかしながら、地域手当の差が各地域の福祉人材の給与実態を踏まえたものとなっているかと

いう点につきましては、具体的な根拠が示されないままに国家公務員の地域手当を準用するというような状況になっていますので、その点については妥当性を欠くのではないかというふうな認識を、今持っているところでございます。

代替案というところでございますけれども、本市としましては、国において今後予定されている検討の過程におきまして、こういった国家公務員の地域手当に準拠することなく、各地域のその福祉人材の現在の賃金水準や、これまでの処遇改善の取組を踏まえた適切な水準になるように検討していただきたいというふうに考えております。今後、検討の過程においても地域の声を聴いていただくというような声は国のほうからもお聞きしておりますので、そういう場を活用していきたいというふうに考えております。

○委員（三木しんじろう） ありがとうございます。

まさに各地方の団体の皆様の、本当に生のお声を反映させるということが大事ですので、ぜひとも——当然こども家庭局としてはそれをやられていると思うんですけれども、ちょっと今回は私どもも聞けずじまいでしたので、ぜひ、こういうことも踏まえて施策に反映させたいというふうに考えました。どうもありがとうございます。

○委員（壬生潤） 関連して申し上げたいと思います。

私はこの喫緊の課題ですね、地域区分の問題、去年からいろいろと議論が重ねられておりますけれども、今回10団体もの皆さんがあつまって請願を出された意義というのは極めて大きいものだというふうに思っております。小異を捨てて大同について、喫緊の課題を力を合わせて乗り越えていきたい、ひいては利用者の皆さんのが安心して利用していただけるようにということの思いを込めて出された、非常に深い意味のある請願だと思っています。

そのこと自体が、国に対する意見書を提出する中で、国も省庁の壁を乗り越えてよく連携をして——異次元の子育て支援と言っているわけですから、福祉も介護人材についてもそうです、処遇改善というのは喫緊の課題なわけですから、よく連携をして、こういう事態が起こらないよう、恐れているような事態が起こらないように取り組んでいただきたいということを、改めて、神戸市当局にしましても、所管が違う——こども家庭局だけじゃないかも分かりませんけれども、連携を取りながら、ぜひとも副市長・市長ですね、意見を、こんなふうにしたいということを連携をしながら、もう全市を挙げてこの課題には取り組んでいただけるようにお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○中山こども家庭局長 これまで国に参りますときも、こども家庭局だけで行っているわけではございませんでして、福祉局も当然ですし、あと財政の担当の部署も当然一緒に参っておりまます。全市を挙げてこの問題についてはしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに思っておりますし、国に対しても、今後も様々な機会を通じまして保育現場の状況をしっかりとお伝えしながら、こうした懸念されていることが起こらないように対応していただくよう、要望をしっかりとしていくことを思っております。

○委員（村野誠一） 代表の河南議員に聞いてもよかったですんだけれども、今のやり取りを聞いていて——もう自公政権ですからね、国というのは。だから10団体の方々も私も存じ上げた方々ばかりだけれども、この意見書を通じるということは私も反対しません、この趣旨もね。

しかし議院内閣制ですから、最寄りの国会議員にしっかりと皆さんのが思っていることを伝えていただいて、この制度の改正というものをやってもらえるのかやってもらえないのかということは、まさに選挙でしっかりと皆さん方も投票行動で変えていくということも必要なかなというふうには、私

は思いますね、議員としてね。

私も自民党に所属していますけれども、まさに今の自公政権が——だからこそ、この直近の国政選挙なんかでも民意が表れているのかなと思いますから、こういうまどろこしいこと、これはやりますけれども、やはり皆さん方も直接的にもっと働きかけを国会議員に行っていくということも必要なのかなというふうに私は思いましたので、改めて委員会で申し上げておきたいと思います。

その上で、先ほど三木さんも言ってたけれど、私が仮にこの請願の文書に関わるんだったら、今のやり取りで、要はこの国家公務員の地域手当に準拠している——この地域区分がですね。これをやめてくれということですよね。

だから先ほどの代替というのは今後の議論の中でということですけれども、実際にその請願の項目の1、2というのがちょっとやっぱり分かりにくいというか、個別の、取りあえず戻してくれと、そして財政措置を講じてくれと。だからやはり、この地域区分をそもそも準拠していると、この地域手当に準拠しているということが実態に合っていないんだから、これをまず変えてもらうということにシンプルにして、当然その暫定的にそれで減らされた、実害が出ているところについてきちっと財政措置を講じてもらいたいというほうがすっきりしたのではないかなど、私は思いますね。

だからといって、今回のこの請願について反対しようと思いませんよ。賛成はしますけれども、そういうふうにシンプルに——そうしないと、結局下がったところと上がったところとか、要は、やはりこれ、最終的に言うと、それはこれ、地域手当というのは何で算定しているかと、いろいろあるんでしょうけれども、地域力というか——まさに物価も上がっているような地域というの、当然この地域手当って上がっていくわけですね。地域力といつてもいいかも分からない。

経済が活性化されて賃金も上がって物価も上がっていくようなところというのは、当然この地域手当というのは上がっていくわけで、逆に言うと地盤沈下していっているような地域、都市というのはどんどん下がっていくという、そういうような形に——単純に言うとそういうふうになるんだろうと思いますから、それはやっぱり都市力として、今後、神戸市は神戸市で頑張っていかないといけないわけなんだけれども、ただ先ほどから言うように、そもそもこの皆さん方の給与を決めるのが、この国家公務員の地域手当に準拠してそれに連動するような形というの、これ自体がやっぱり問題だということ。

だからこれを、この算定の仕方自体を変えろということをシンプルに、しっかり国に当局としても言っていただきたいと思うんだけど、そういうふうな形で国に対していわゆる要望しているのか、それとも取りあえずこれ、下がった分を何とか上げてくれというふうに言っているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○中山こども家庭局長 これにつきましては議員御指摘のとおり、連動していることがおかしいということについては我々も国に行ったときに申し上げておりますし、市長も度々そういうことは、国に対して申し上げてきているということです。

今回の要望につきましては、全体、下がったところも含めて様々な動きがある中で、まず今下がっているところを上げてほしい、ただしその前提になるところは、もちろんこの連動させるという仕組みがおかしいということは含めて、これから適切な水準になるように財政措置をしっかりと講じてほしいということを含めた御要望だというふうに、我々は理解しております。

○委員（村野誠一） 御要望だと理解しているのではなくて、我々も口頭で申し上げていますでは

なくて、明確にね。これ、だからこの請願の趣旨とか文言で、それぞれ見ている人によって、これどういうことですかと。もう、そもそも本丸を触りにいってるんですか、それともやっぱり取りあえず戻してくれということが趣旨ですか、みたいなことになって、ばやけてしまうわけですよね。

だから今私が——局長に今答弁いただいたけれども——口頭で言っていることをしっかりと明文化をして、神戸市として国に対して要望する、または同じような状況にある自治体と協力をして、明確に明文化した形で要望しないと、やっぱり言葉に書いてあることが要望になってしまったりしますからね。口頭ではそういうふうに言ってるんですけども、ではなくて、その辺はだから国に対して、国が誤解というか、明確に準拠するこの算定の仕方を変えてくれということがきちっと伝わっているのか。また、そういうきちっとした要望の仕方になっているのか、改めてお聞きしたいと思います。

○中山こども家庭局長 明文化しているかどうかと言われると、明文化したものは今のところないということではございますけれども、従前、地域手当に連動しているという仕組み自体は、正直上がったところもありまして、なかなかそこと一緒に要望を上げていくというのは非常に難しいような状況です。

団体の方たちも本当に苦労をして、団体自身も様々なシチュエーション——国会議員の先生も含めて様々な要望活動を一生懸命やっていただいている。全国組織の中でもこういった問題点についてはお話しになった上で、ひとつまとまって上げてほしいというような動きもしていただいていますけれども、やはり中に上がったところがあるということで、なかなかここは難しいと。

なので、今はまず下がったところを戻してほしいということをメインに打ち出しをさせていただいているけれども、これについてはそもそもその仕組み自体が、やはり根本的な問題があるということをしっかりとお話をさせていただくということが重要だというふうに思っております。

この国の要望の中には——すみません、見直しの対象とならなかった部分については、準拠することなくということについては明記をさせていただいているところでございます。

○委員（村野誠一） 今、準拠することなくというのがどういう要望書なのか——要望なのか何なのか分かりませんけれども、とにかく誤解が生じないように、しっかりとそこはぶれないで明文化した上で、国に要望していく必要性があると思いますね。

だから、要は上がっているところ、下がっているところではなくて、そもそもその決め方自体が問題なんだということで、何度も答弁もいただいているけれども、ではその上で実態に合った給与水準——給与というかそういうふうな国の手当というか——ものをきちんと別途考えてもらいたいと。

その上で、もし具体的に10団体であるとか、神戸市の御局からね。こういうものに仮に準拠する方法——別のものに準拠するんやったら、これに準拠されたら一番公正ではないですか、であるとかね。何か具体的なものがあったら、よりいいかも分かりませんけれども、国に考えてくれ、国に考えてくれというよりも、具体的な代替案みたいなものもあったほうが、やっぱり迫力があると思います。

取りあえずは、もうやめますけれども、しっかりと、とにかく現状のこの地域手当に、国家公務員の地域手当に準拠するやり方はもう実態に合ってないんだから変えてくれということ、これをやっぱりしっかりと明文化した上で、今後やっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○副委員長（大かわら鈴子） すみません、ちょっと今のやり取りなんかも含めてお聞きをしてまして改めてちょっと思ったんですけれども、今回の引下げで見直しということなんですかけれども、これ当局のほうからもこの資料をいただいて、どれだけの影響になるんかというところも見せていただきましたが、本当に影響額としては大きいですよね。

保育所等で11億——これは一応、今のところはそのままということはあるんですが、あと児童入所施設で1.2億円、救護施設のほうで0.2億円ということになつたら、これだけの影響があればそれこそ本当に運営自体が成り立たなくなるということも出てくるんじゃないかなと、本当に危惧します。大問題であるというふうに思います。

先ほどからのやり取りの中で、例えば神戸市からも現場の大変な実態は伝えているんだと、ちゃんと伝えているんだということも言われてましたし、それから三木先生も先ほど、国とやり取りしたときはよく認識をしていますという答弁があったと。

そういうことを言われているんだけれども、ではなぜ児童入所施設とか救護施設とか——もう一番大変なところですよ、今。虐待なんかも大きな問題になっていて、これ社会的な問題にもなっているぐらいですからね。こんなところからこんなに引き下げたらどんなことになるかなんて誰が考えたってすぐ分かることなのに、なぜそんなことを——もう一方的なそういう不利益変更をしてくるのかと。ちょっとそこで私、物すごく疑問なんですね。現場の大変さが分かっていながらそんなことをやる、その理由は、政府はどういうふうに言っているんですか。

○若杉こども家庭局副局長 その点が我々もまさに危惧しているところでございまして、今回この児童養護施設等で地域区分の引下げに伴つた見直しを——1%部分でございますけれども——されました。この点につきましては、国の審議会等々で議論されることなく通知によって引き下されたという、そういう経緯でございますけれども、その引下げの経緯がなぜ行われたかというところについては明確に根拠も示されていないというのが実情でございまして、その点について要望とともに、なぜだというところは問い合わせていく必要があるというふうに考えております。

○副委員長（大かわら鈴子） それはもう、きちんと明確にするべきであるというふうに思います。これは国自体が、大変な問題だということはこれまで言ってきてるわけですからね。だからそこは矛盾しますので、きちんとつきりさせるべきであると思いますし、そこがはつきりしたらこんなことできへんと思うんですよね。だから今後のことにも関わってきますので、そのあたりはきっと詰めた話をしていただきたいというふうに思いますし、さらに大変な今の状況なんかも伝えていただきたいというふうに思います。

それから、これから先3年後には介護報酬なんかの見直しもされますし、それでまた下げられるというようなことも考えられますし、本当にその公定価格の見直しに連動してやられるということで言われていれば、本当に切りがないんですよね。どんどん、このまま行つたら、本当にその何年後とかに見直しがされる。で、またこういう問題が起こつてくるということになつてしまうと思うんです。

先ほどから、準拠する事がないような制度とか根本的な仕組みに問題があるんだとかいう御発言がありましたけれども、やっぱりその地域手当の支給率に基づいて公定価格に差を設けるような、そういう仕組み自体の、やっぱり私は廃止が必要だと思うんですけれども、そういう意味で今おっしゃっていたんでしようか、さっきの答弁は。そう受け取つていいのでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 準拠することなくということですけれども、見直しがされて下がると

いうことが行われるということは、今の福祉人材の処遇改善を図り人材確保に当たっていくべきこの時期に、そういった仕組みの中で引下げを行うというのはおかしいという、そういう意味で準拠することなくということを申し上げております。

○副委員長（大かわら鈴子） 私やっぱり、その大本の根本的な問題というのは、きちんと議論を、もう踏み込んでしていくべきだというふうに思います。

この地域手当なんですけれども、先ほどもありましたけれども、ちょっと共産党の国会議員団も国会のほうでずっと議論もしているんですが、民間賃金のやっぱり低い地域で、その水準に合わせて公務員の賃金を引き下げるというところが背景としてあったと——そのために導入されたんだということを、国務大臣もお認めになった答弁がされているんですけどもね。

やっぱりそういうことがもともとの目的であるから、本当にそこだけにとどまらずに、民間賃金を今度は押し下げる役割も、これまでずっと果たしてきている。それがさらに地域間の格差を拡大をして固定化をすると、そういう悪循環をつくってきているという状況がもう出てきていると、こういうことが指摘もされています。

やっぱり今回の事態を見ても、広範囲に影響を及ぼすということも明らかなわけですから、政府との間でも、先ほども言いました根本的なところの議論も積極的に神戸市としてもやっていくということが必要だと思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 この御議論の冒頭にございましたけれども、やはり福祉人材、保育であったり介護の職に就いておられる方も、社会の基盤をなす人材の方々が全産業平均よりも著しく低いというこの状況をいかに改善していくかというのが、今非常に問われているところだと思います。

そういう中で今回の措置がなされたわけでございますので、これについてはまず引下げをないようについて申し上げていくというのは、非常に大事だと思っています。その議論の過程で根本的な部分についての議論を深めていくとともに、また必要なことかと思いますので、その点については、もう少し時間ございますので、国と議論を深めていく必要があろうかと考えております。

○副委員長（大かわら鈴子） やっぱり本当に今、福祉の現場というのは大変ですからね。そこで人材確保というところでも本当に重要なところだったと思いますので、しっかりと人材確保ができるように、そして役割を果たせるようにというところでは、神戸市としてもその役割を果たしていただきたいというふうに思います。ということで、国のほうとも、その制度の根本的なところについてもしっかりと議論していただきたいということを申し上げておきます。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にありませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） それでは次に、陳情第158号について質疑を行いますが、質疑に当たっては関係者のプライバシー等に十分配慮していただきますようお願いいたします。

それでは、陳情第158号について、御質疑はございませんか。

○委員（村野誠一） 前回と同じ陳情の内容だと思うんですけども、今回見せていただいているこの陳情の要旨で、四角囲みで囲ってある上から2番目の部分なんですけれども、同じ物を見るのかな、同じ資料ですけど、「2022年8月16日、児相会議室に於いて部長、課長2名、法務担当、臨床心理士及び私出席の席上で、部長は」と、ここの囲みの部分ですね。

ここに、「2019年8月14日、児童と面談し、児童の外傷性」——これ何て読むんだったかな。  
(「かんもく」の声あり)

ごめんなさいね、緘黙症状。これは何か、先ほどこれも私、A Iで調べたんだけど、一般的には外傷性緘黙症状といふのはないというふうには書かれていたんですけど、その辺もし教えていただけたらと思いますけれども、「アンケート形式で、暴力を振るわれるのを警戒してしまう。イヤな事される。イヤな事された。またタタカレルのか心配だ。クタカレタラたらイヤだ。と○○君が応えている。」と犯罪」とか、ここにこういうふうに書いてある。

「録音在」とか、そういうことも書いてあるわけだけど、私、前回の委員会で、その当該の児童に、当然いじめでも何でもそうだけど聴き取りりますよねということで、そのときに本人はどういうふうに答えているんですかということをお聞きした。で、なかつたというふうに——ごめんなさい、ちょっと答弁が違ったんですね。

だから中身は言えませんと。中身は言えないけれども、具体的なことは言えないけれども、なかつたというようなことだから、第三者であるところに報告をして認定してもらったんだというようなことだったと思うんだけど、ここでは、だからこのアンケートというものがあるんだけど、このアンケートでどういうふうにこの当該児童が答えているのか、どういうふうなアンケートをしたのかと——これというのは、現物というか、あるのかどうなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 今回の陳情書の中に書かれてます、その暴力を振るわれるのを警戒してしまうとか、また叩かれてしまうというようなところについては、児童相談所には児童精神科医がおりまして、その児童精神科医が児童に対して、自己表現が苦手な児童などに対しては、診察の際にそのようなアンケート形式のものを用いて診察の際に使用するということをしております。実際にこのような発言が本人からなされているものではないのではないかというふうには考えております。

具体的に、今回の件につきまして児童本人がどのように発言しているかというあたりについては、子供のやはりプライバシーや子供権利擁護の観点からは、ちょっとこの場ではお答えを控えさせていただきたいというふうに思っております。

○委員（村野誠一） 今御説明いただいたのと、先ほど——ごめんなさい、私が読みなかつたんだけど、これグーグルで調べると、外傷性緘黙症という病名は一般的ではなく、恐らく場面緘黙症のことだと思われますと。場面緘黙症とは、家庭など安心できる場所では問題なく話せるが、学校や公共の場といった特定の社会的な状況にあると、本人が声が出なくなるとかね。

だから今の御説明で精神科医の方が、だからその児童の子供たちっていろんな子供たちがいるから、そういう手法を用いて本人の意思確認とか意思の疎通を図るという、だからこのアンケート——口頭でどうでしたか、ああでしたかではなくて、そのアンケートで本人からの、何て言うのか、聞きたいことを聴き取ったということなんだろうと思うけれども、その内容、答えというか、ではこのアンケート自体はあるのかどうなのかということですね。

もう、だから廃棄されてどこにもありませんというものなのか、例えば仮にこれが神戸市と共有されていて、この精神科医さんがというようなことだったけれども、これが第三者の精神科医なのか、神戸市との関わりのある精神科医さんなのかどうか分からんけど、このアンケートがあるのかどうなのか——例えば公文書情報公開請求して出てくるのかどうなのかということは、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 すみません、この実際に言われているアンケートについては、私のほうでは現在はちょっと確認しておりませんので、存在するかどうかというところは把握できておりません。

○委員（村野誠一） それは現時点において——今日私、初めてここで聞くわけですけれども——だから確認できていないということなのか、もう調べ上げたけれどもないのか。これはよく教育委員会の——これも過去はいじめで後から出てきたりとか、よく調べてみたらあったとかいうことになるんだけれども、その辺、これきちっと、では情報公開請求を仮にしたとして、このアンケートというものは、これは出てくるのか出てこないのか。

これ、あまり変に答弁すると、それでまた、ありませんって言ったもんやから隠蔽するみたいなことになってしまふと困るんだけれども、これはだから、一応ここには「児相会議室に於いて」——だからどこかのところではなくて、ちゃんと一応、何ていうのかな、部長もいて課長もいて、法務担当とか臨床心理士も出席の上でとか、日付までこう書いてあるから、そのときに用いたアンケートみたいなものは本来——そこでどう書かれていたか。

だから公にしないにしても、だから本当に私たちとしては、これは同じ内容だけど本人はどういうふうに答えていたのかということが、やっぱりこの陳情をどう取り扱うかで判断をしないといけないので、そういう意味で、何ていうのかな、知りたいわけなんだけど、その辺について、このアンケート用紙が出てくるのか出てこないのか、あるかないか、その辺もう一遍お聞きしたいと思います。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 ここに日付が記載されておりますので、この日に関する面談の記録というのは存在するというふうには思っていますが、この実際に用いられたアンケートそのものが今現在も存在しているのかどうかについては現在は確認できておりませんので、ちょっとこの場ではお答えできないという形になります。

○委員（村野誠一） どちらにしても、前回も、だから私はこの陳述人と当局の言い分がすごく食い違っているというか平行線で、だから今の段階では、もうこれは判断のしようがないということを私も申し上げて打切りを主張させていただいたんだけれども、今回も例えば、新たに何か新しいものが出でこない限り判断のしようがないわけなんですね、同じように平行線ですから。

だから先ほどから申し上げているように、判断をする上で、私はあるのであれば出してもらいたいと思うので、これ情報公開請求をしていただければ出せますなのか、委員会でこれを審査していく上で今後必要になるので、当然プライバシーの部分は黒塗りで結構なんだけれども、いわゆるこの日付の、この用いたアンケートというものがあるのか、あれば出していただきたいというふうに——改めて調査をして、残っているのか残っていないのか調査をして出していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 申し訳ありません。繰り返しになりますけれども、やはりちょっと確認した上での対応の検討ということにはなるかなというふうには思っております。

○委員（村野誠一） だから確認をしていただきたいと思いますけれども、確認はしていただけますか。

○丸山こども家庭局副局長 所長からも御説明させていただきましたけれども、確認はさせていただいて、もし当該児童が答えたものがあったとしても答えた内容のところまでお示しは難しいかと思いますけれども、児童精神科医が日頃、児童に対して診察をしている場面で使っているこの

ようなアンケート様式というのは、現状、確認ができましたらお示しすることは可能かと思います。

○委員（村野誠一） 一般的にこういうアンケート用紙を使っていますというものを私は求めてい るわけではなくて、あまり、だからその中身が出せないと、やっぱり疑念が生じてくるわけですよ、何か隠そうとしているのではないかと。明らかになると当局からすごく不利なものが出てきてしまうんじゃないかな——これ、だから過去の今までのいじめの隠蔽とかそういうことも含めてなんだけれども、当然我々も児童とか、そのプライバシー、この児童に不利益になるようなことを求めようと思っているわけではありませんけれども、しかし事実とか真実ということを明らかにしないといけないので、そういう意味では、なぜ、例えばそれが書かれていることが、別により具体的なことではなくて、本当に本人が、簡単に言うとあったというようなことを言っているか、または全くなかつたというふうに言っているか、その表現としてもね。

でも、これはむしろ、ひょっとしたら、何というかな、これはなかつたけれどもこういうことはあったというふうに捉えるのではないかとかね。だからやっぱり本当はこの本人さんが、当該の方がどんな形式でどういうふうに答えているかというのは、我々だから見ていいか分からな いけれども、しかしそれは物すごく重要なことですね、本人がどう言っているのか。

ただ、確かにあの場面において、よく取調べでもいわゆる自供を強要したと——本当はないのにあったと言わされたとか、むしろ逆のパターンもあるかも分からん。だからそういうこともあるから、それはそれだけをもって全て判断はできないけれども、しかしやっぱりその本人がどう言っているのか。

聴き取りにおいて、アンケートでも何でもいいんだけれども、だから今言ったように、できばきと答えられるようなものではないからアンケート形式で答えていただくというのがこの精神科医のやり方なんですということだけれども、そこで、だからどういうふうな回答をしているかというのはすごく重要なことなので、そこはやっぱり、何というか、誠意を持って議会にも提供していただきたいということは申し上げておきたいんですけども、いかがでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 児童の意見に関しましては、本当にこの児童精神科医のみならず、ケースワーカー、児童心理司、様々な者が様々な形で子供の意見というのを聴取するというふうにしておりますので、そのあたりも含めましてどのような対応ができるのかとい うところは、一度検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

○委員（村野誠一） とにかく、繰り返しになりますけれども、本当にこの部分を開示するとこれはこの当該児童にとって何らかの不利益が生じるということであれば、当然そこは黒塗りしていただいたら結構だけれども、しかし判断ができるようにはやはり皆さん方も——これ陳情が出てきているわけですから、対応いただきたいということだけ改めて申し上げておきたいと思います。

あともう1つですね。前回も陳情があつて今回も陳情があつて、そのやり取りですね。だから、よく我々も、とにかくもっと説明責任を果たしてくださいとか、もっとコミュニケーションを取ってくださいとか、でも本人さんはそういうふうに認識されていないみたいだから、もっときちんと説明をしてくださいとかいうことをよく委員会でもやる場合があるんだけど、この陳情者と直接やり取りというのはしているのかと。

ちょっと聞いたら、過去は直接面談をしたりとかお会いしてやっているけれども、ここ何年かは直接会っていない。だからもう書面のやり取りであるとか、これしてください、いや、できません、これしてください、できませんみたいな、そういうことに終始しているというようなこと

ちょっと聞いているんだけれども、要は皆さんが言っていることをやはりきっちり理解をしていただきたいということであれば——この陳述人に対してですけど——しっかりと実際にお会いして、何というかな、コミュニケーションを取る、そして食い違っているところについてきっちり説明をするということは必要なのかなと思うんですけど、それはずっとされているのかどうなのか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 すみません、今の御質問にお答えする前に、先ほどの子供の意見についてなんですかけれども、子供の意見については、本当にこの委員会の場ではやはりプライバシーの関係がありますので、どこまでできるかというあたりは含めて検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、ただいま御質問いただいた件に関しまして、陳情人と我々こども家庭センターとのやり取りに関しましては、陳情人に対しては令和元年の9月以降、訪問・電話・来所等を含めて様々な内容を含めてやり取りをしておりまして、その回数につきましては60回を超えるようなやり取りを繰り返しております。

陳情人は、本件陳情において主張している内容については、令和2年5月以降に我々こども家庭センター以外にも、神戸市の監査委員、こども家庭局本庁のほうであったりとか、児童福祉審議会——権利擁護部会と言っているところですけれども——などに複数回にわたり文書通告を行っているほか、外部機関である警察などにも同様に相談しているというような状況にあります。

我々神戸市としましては、陳情者からこのような通告を受けて、児童養護施設の監査指導を担当している本庁の部署が通告内容についての調査を実施して、外部の専門員も所属している権利擁護部会にも報告した上で被措置児童虐待の事実なしと認定し、この結果については令和2年11月に、陳情者に文書で通知を行っているところであります。その通知した後においても、少なくとも4回以上、この通知の内容については陳情人に対して説明・対応を行ってきているというような状況にあります。

○委員（村野誠一） 令和元年9月から現在に至るまで、少なくとも60回以上、電話とか訪問とか来所等の対応があつたと。詳しく事前にちょっと私もお聞きして、直近で言うと、でも令和4年の7月以降は、恐らく本人さんとのやり取りというのは、もうないと——やり取りというのは直接の面談ね——直接会ってのやり取りはないのかなというふうに、私、認識しますけれども、代理人を通じてであるとか書面であるとか、その辺はいかがですか。令和4年7月15日以降から現在までは陳述人と実際に会ってやり取りはなされてないということだと思いますけど、その辺は。確認です。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 すみません、私のほうで現在具体的な日程まで覚えているわけではありませんけれども、今お伝えした回数というのは基本的にはその陳情人に対する我々の対応の回数でありますて、その陳情人以外にも当然、当該のお子さんであつたりとか御家族の関係もありますので、引き続きこども家庭センターとしては必要な対応を行っているというふうには認識をしております。

○委員（村野誠一） 今答弁いただいた方は具体的なことが分からぬということだけど、これは改めて——正確に分かりますから。私がちょっと事前にいただいたものでは、もう令和4年の7月15日以降は直接的にはお会いできていないのかな、やり取りできていないのかなというふうに思います。これはまた改めて、間違っていたら訂正していただいてもいいんだけど、要は本人さんと実際に——だから皆さんが主張していることがかみ合っていないから、こうやって陳情が出

てくるわけですよ。理解いただけていない。

皆さんの立場からしたら、御理解をいただけていないからということになるんだろうけれども、だからその辺は、なぜそういうことが生じているというふうに思いますか。僕、前回も聞いたかな。

○丸山こども家庭局副局長 陳情人が再三にわたって説明をお求めになる本当の理由というところは分かりかねるんですけども、こども家庭局としましては、こういった内容の連絡がありましたら被措置児童虐待の対応ガイドラインにのっとって調査をし、また権利擁護部会に報告した上で事実の認定、そういう作業を行います。

今回に関しましても、結果については可能な限り陳情人について説明をさせていただいております。複数回説明をさせていただいているんですけども、やはりこういった公開の場で詳細まで御説明をすることは一定の限界があるかなとは思っております。ただ、やはり御説明を求められれば、可能な範囲でこちらも御説明はさせていただきたいとは思っております。

なぜかというところが、我々もそこは分かりかねる状況でございます。

○委員（村野誠一） 皆さんも分からなければ我々も分からないんだけれども、要は——いじめを度々出すけれども、教育委員会でいじめが起きたときに、当然いじめられたほうとか保護者というのは、学校とすごく感情的に対立することが多いんですね。そうすると、幾ら学校が、これにはあったけれども、いや、これはなかったと言っても、もうそもそも信頼関係が破綻しているからどうしても聞き入れられないし、それは多分御理解できると思います、前に座っておられるような方々であればね。

だからそうすると、第三者みたいな方——だから学校でいうとスクールカウンセラーみたいな方が、要はその被害者側に寄り添って、いや、私は学校の回し者じゃないですよと、とにかく被害者側に寄り添って解決していきましょうというような形で入っていって、そこと皆さんも——皆さんというか学校も連携をして、かちかちに固まってしまったものをほぐす。それに当たるかどうか分かりませんけれども、その誤解の部分をほぐしていきながら、ちゃんと理解をしていただけるようになると。

だからこれも、一遍もう対立してしまっているところで、多分幾らお互いの主張をぶつけ合っても、恐らくなかなか理解もしてもらえない。だからそのためには、やっぱりちょっとそういう第三者の何かしらのアプローチにもお手伝いいただく必要もあるのかなというふうには思ったりもするんですけども——あなたたちが説明をするというよりも。ちょっとその辺はいかがですかね。今のやり方で理解していただけるんですか。これ、陳情またずっと出てくるんじゃないですかね。

いや、これは陳情権がありますから、出るのは別に結構なんです。それは結構なんだけど、でも、きっと皆さんのが根拠を持って、ないということであればないということを仮に理解をしていただけたら、恐らく陳情は出てこないわけなんだけれども——納得していただけたらね。

だから皆さん方の立場からすると、より理解をしていただける方法として、同じやり方ではなくて別のやり方も考えていく必要があるんじゃないですかということを申し上げているわけなんだけれども、いかがですか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 我々としましても本当に誠意を尽くしまして、説明についてはしてきておるつもりです。こども家庭センターも、中におる様々な職種の職員が説明を行ってきておりますし、そのほか第三者という意味では、これまでも説明させていただいてお

ります児童福祉審議会であったりとか、あと外部、警察のほうへの相談なんかもありましたので、その辺の調査も受けておりますので、そのあたりで説明をしても理解いただけでないというところで、我々としても今後については、説明はできる範囲では行ってきたというふうには認識はしております。

○委員（村野誠一） どんな説明をしているか、私が説明を受けたわけではないから、これは何とも言えません。だから説明の仕方が悪いとも断定もできないしね。結果的にこうやってこじれてしまっているというのは、少なくとも、では相手が悪いのか、説明が悪いのか、これは分かりませんけれども、だからこそ、こういうことになっているんだろうと思います。

先ほど、アンケートの結果については公の場でということでしたけれども、議会では——常任委員会でもそうだけど——秘密会といって、だから要はクローズして、いわゆるそこの部分は、審議会でもそうですけれども、ここからは非公開でやりますといって、いわゆる、これは外には出せない情報ですと。しかしこういうことが実際にあったんですけど、こういうことですと、こういう発言があったんですということで判断をするということも手法としては可能なので、全く出さないと判断ができないから、だからそういう秘密会というかクローズの場で出していただくということも1つのやり方だと思いますので、まずはあるのかないのかということをきちんと確認していただきたいですね。

これ、仮に情報公開請求をしたときに議会から求められて、あるのであれば、まず、ある。あるけれども、要はその取扱いをどうするかということは、また別、その先のステップだと思いますから、それについてはお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○丸山こども家庭局副局長 本時点でのアンケートは確認できておりませんけれども、再度確認をさせていただきます。

○委員長（徳山敏子） 他に。

○委員（西 ただす） 前回も質疑しましたので、そこは確認もですけれども、1つは、前回陳述書に書かれていたような専門性が疑問視されるような職員を置いているわけではなくて、児童指導員や保健師等の専門職の配置がされていたというふうに言われておりました。

また、逮捕・監禁などの権限がそもそもないんだということで、そういったことはないということで、そういう答弁をまず前提としながらお聞きしたいんですけど、まず、こども家庭センターの中での児童への対応の仕組みについてなんですが、ちょっとお聞きしましたら、児童相談所に対してということで言うと、やっぱり厚生労働省が、児童相談所における相談援助活動の体系展開というのを見せてもらいまして——というのがあるということで、例えば相談を受け付けて受理会議があって、調査行ったり一時保護を判断したりということになるんですけど、例えばその後に、やっぱり社会的診断・心理診断・医学診断・行動診断・その他の診断があるというふうに書いてあります。

まずはこれ、本児童に対してはこうした診断というのは十分にされてきたのかなということと、個人情報もあると思いますが、例えばここに入所する前に関わっていたような——例えばね、医療や福祉の機関があれば。あるいは、社会的ということでいうと家族も含めてですけど、そういったところとのお話し合いというのはされていたんでしょうか、いかがでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 委員御指摘のとおり、児童相談所の相談の流れにつきましては、国の方で示されています児童相談所運営指針というものがございまして、それに

基づき、我々神戸市こども家庭センターでも運営を行っているというところであります。

一般的な話になりますけれども、児童相談所への相談・通告があれば、まずは幹部職員も含めた受理会議というふうなものを開催しまして、そのケースに対して一時保護を行うかといったことのほか、そのケースへの対応内容の協議というところを行っていきます。その上で対応方針を決定した上で、対象児童について児童福祉司、いわゆるケースワーカーによる社会診断であつたりとか児童心理司による心理診断、必要な場合については児童精神科医による医学診断、一時保護を行った場合については児童指導員・保育士等による行動診断というのを行うという形になっております。

委員から先ほども話がありましたけれども、当然必要なケースにつきましては、医療機関であつたりとかその他の関係機関なんかとも連携しながら、その児童に対する処遇というのを決定していくということになっております。

先ほど申し上げた4つの診断ですね——社会診断・心理診断・医学診断・行動診断いうのを全て持ち合わせました上で、その児童に対する最終的な援助方針というのを決定するというところで、援助方針会議という、これも所内の幹部職員が全て入った会議でその児童に対する方針を決定するという流れを取っておりまして、一般的な話ではありますけれども、このような流れに沿った相談援助活動というのを我々は続けております。

○委員（西 ただす） そうですね、一般的なということですけど、その一般的な流れの中で、個別のこととは当然言えないと思いますけど、この線に従って対応されたということですよね。

先ほど言いましたけど、そこは具体的に言えないかもしれないけど、家族が、例えば社会診断というところでいうと、やっぱり生活環境がどうなったのかとか、あるいは保護者や子供等との面談とか、必要なことをやっていくとかいったことということや、あるいは医学的見地からの見方というのもされたということですね。いかがですか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 基本的には、先ほど申し上げた4つの診断を行っていく中で、これも委員おっしゃるとおり、社会診断におきましては保護者であつたりとか関係機関からの聞き取りを行いますし、心理診断については児童心理司による児童に対する個別面接等を行って、その児童の心理状態なんかを把握していく。医学診断においては精神科医における医学的な診断を経て処遇方針を決めるというような流れを、我々こども家庭センターのほうでも取っているというところであります。

○委員（西 ただす） それで保護者との面談というふうに言われてるんですけど、これは親権者が基本になるというものでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 基本的にはやはりその子供に対する親権を持っている者というのが中心になってきますので、我々こども家庭センターが基本的に対応するのは、親権者を中心に対応していくというふうになっております。

○委員（西 ただす） これもそういう流れでやったということですかね。分かりました。

あと、やっぱり児童相談所として対応していってのことでいうと、例えばその親権者に対して、当然、入所前に当たっても入所中もそうやって、何て言うんですかね、話し合う場を持とうという努力はされていたのかということと、あとは、先ほどの答弁にももしかして重なるかもしれませんけど、退所に当たってもこの方は退所だということで納得があったのか、あとは退所後の児童に対しての手厚い対応は行われてきたのかということも、ちょっと言える範囲でぜひ教えていただきたいんですが。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 一般的にその施設に入所する児童に関しては、やはりその施設入所が適当かどうかというところで、当然保護者の意見も聞きますし、児童の意見も聞いた上で措置の決定というところをしていくところであります。

あと、施設入所中の児童につきましては、その後の処遇についてやはり考えていいかないと伺ったので、これも併せて、その保護者なり児童の意見を聞きながら、家庭復帰が可能なのか、そのまま施設入所を継続するのかというところを判断していくところになりますので、当然、保護者の意見も聞いた上で、保護者が反対する中で——一般的な話になりますけれども、保護者が反対する中で家庭復帰したとしても、やはりそれはリスクがかなり高いという話になってきますので、我々としてはそういうような手段は取らないというふうに考えております。

その後、もし施設退所した後ですね、家庭引取りになった後についても、やはり児童相談所の関わりというのは一定必要というふうに考えていますので、退所した後も、必要なケースにつきましては児童相談所のほうに通所してもらうであったりとか、市内にある児童家庭支援センターのほうに関わりを持ってもらうという形で、アフターフォローというところはきっちり行っているところであります。

○委員（西 ただす） 先ほど言っていた、関係者全体での60回とか、あるいは家族や本人とのやり取りという話が多分そのアフターケアかなというふうに思いますが、同時に、これは全ての児童に関わることだとは思うんですけど、やっぱり意見表明ができるのかなというところも、ちょっと気になっているところなんですね。こども家庭センターの中などは確かに見えにくいといえば見えにくいこともあって、私はやっぱりそのときに本人がちゃんと声を上げられているかは、とても大事だと思ってます。

例えば、実際にある児童がこども家庭センターなど、ここにいたくないとか思ったときや、あるいは職員に問題があったと感じたときに、ちょっと調べました。この数年で、意見を表明する権利というところで何か制度が新たにできたというふうにお聞きをしていまして、ではこれはどういうものなのかということと、あと実際にどれぐらいの数の声が上がっていて、どんな声が上がっているんでしょうか。いかがですか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 委員御指摘のとおり、やはり子供の意見表明する機会を確保するというところは大切というところで訴えられておりまして、令和4年の児童福祉法改正で、まずは児童相談所の職員が、一時保護であったりとか施設に入退所するに当たって子供の意見をしっかりと聴きましょうという意見聴取制度というのが設けられておりまして、それにプラスして、やはり子供のほうも児童相談所の職員ではなかなか話しにくいこともあるのではないかというところで、外部の人に対して意見を述べる制度を設けましょうというところも国のほうからも言われておりまして、神戸市のほうでは令和4年の2月から、まずは一時保護されたお子さんに対してですけれども、意見表明支援制度というものを設けておりまして、これにつきましては兵庫県とともに実施しているものではありますけれども、希望するお子さんに対しては外部の弁護士の先生に来ていただいて、そのお子さんの意見を聴くというような仕組みをつくっております。

実績につきましては、昨年度、令和6年度に関しましては、25件の子供からの意見表明があつたというような状況になっております。

○委員（西 ただす） その25件というのはどんなものだったかというのは、今分かりますか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 全ての意見というわけではないんですけども、や

はり多くは、一時保護中のお子さんですので、自分の今後がどうなるのか心配だという話であったりとか、家族のことについてであったりとかいうようなことが述べられているというようなことが多いというふうに認識をしております。

○委員（西 ただす） 当然、多分ここから出て行きたいという意見もあるのかなと思います。医学的な観点などから、無理な、当然場合もあるんですけど、やっぱりできる限りは自己決定権を保障するというところでこういう措置も大事ですし、施設の中に入っている段階でもできる限り——ちょっととケース・バイ・ケースだとは思うんですけど——その児童に対しての要望に応える対応が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

あと、施設を出た後も、あのときはちょっとやっぱり不当やったなとかいうのが、これはちょっと違ったんじゃないかなというようなことは、聞いてもらえるというような仕組みはあるんでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 まず意見聴取に関しましては、我々もその重要性というものは十分認識しておりますので、今後もきっちり丁寧に、児童相談所、それから外部の職員も含めて子供の意見を聴取していきたいというふうには考えておりますが、やはり全てが全てその子供の意見どおりになるというものではありませんので、子供の意見どおりにならないときには、きっちり丁寧に、その子供のほうにもそうなった理由というのを説明していきたいというふうに思っております。

それからに2点目の説明、施設退所後の話ですけれども、施設退所後については、先ほども申し上げましたとおり児童相談所のほうでもアフターフォローという形で関わっていきますので、その中から子供の意見というのも聴取します。もしその中で再度施設入所が必要な状況というのが確認されれば、必要に応じて当然、施設措置等は行っていくところではあります。

○委員（西 ただす） 今回のケースもそうですけど、やっぱり当該の児童の状況、その本人の思いというのは大事だと思いますので、やはりそういった思いはぜひ丁寧に聴いていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございますか。

○委員（山下てんせい） すみません。ちょっと話を聞いていて、もう大分混乱してます、正直。判断する材料がなさ過ぎて。実際、どっちが本当のことを言っているのかって証明できないので、ですので、ちょっと1点だけお伺いしたいんですね。

前の審査、9月3日のときに、一応神戸市は施設とか児童相談所に対する必要な調査を行っていますし、外部有識者による児童福祉法に定める児童福祉審議会の分科会ってあるんですけど、権利擁護部会というのがあるんですよね。これは端的に、第三者委員会ではないんですか。

○丸山こども家庭局副局長 名称は権利擁護部会としておりますけれども、市の職員以外の委員で構成される部会ですので、第三者で構成される会というふうに捉えていただいたら結構です。

○委員（山下てんせい） その権利擁護部会が第三者機関であるということははっきりしたんですが、その調査の方法というのは、いわゆる施設が情報提供したものを見査するのか、それともいわゆる監査というふうな手法を取るのか、どっちですか。

○丸山こども家庭局副局長 施設内で起こった事案につきましては、市役所の職員のほうが、関係する施設ですか職員、また児童、また周辺のほかの児童の場合もありますけれども、その状況を勘案して必要な調査を行います。それは国が示しております被措置児童虐待のガイドラインに

基づいて行っております。

○委員（山下てんせい） ありがとうございます。

あと、前回の審査の中で村野議員との質疑のときに丸山副局長が答弁しているんですけど、要は権利擁護部会の内容について不服があった場合の申立ての方法が住民監査請求等とあるんですけど、これ住民監査請求というのは、この場合適用できるんですかね。

○中山こども家庭局長 このケースの場合は、公金の支出について違法であるといったことであるとか、あるいは行政の不作為だということで、住民監査請求の要件が限定をされています。これについては、今回出されたものについては、例えばそれに係る費用というものが違法な支出ではないかと、このことに対する支出去が違法ではないかということで、事実の特定はできるということで住民監査請求として受理をされ、その後、監査の中で監査をした結果ということで、棄却という形になっております。

○委員（山下てんせい） そうなりますよね。私もその答弁を見て、一応既に案件と思われるケースで住民監査請求が上がっているということなので、ちょっと私も調べさせていただいたところ、棄却されておりました。なので、このケースに関して、やはり事実を——例えば議会がどこまでできるのかというふうな話になると、やっぱり結局あれなんですよ。やったやらないの水かけ論に、やっぱりなってしまいがちなんですね。

なので、私はどっちかというと第三者的な立場で既に評価をしていただいているというふうに思っているんですけど、それをこの陳情では、さらに外部専門的第三者委員会を設置せよと書いてあるんですね。だから、もうやってることをもう1回やれというふうに言っているように解釈しているんですけども、果たしてその必要性はあるのだろうかということをちょっと思っております。

以上です。

○委員（村野誠一） 今の山下委員のやり取りで、答弁は分かりやすかったんだけれども、要は、だから最終的に認定、認めたのは第三者なんですよね、第三者的立場の方なんですよね。でも調査したのは職員なんですよね。だから内部なんですよね、内部の方が調査。

だからそれを第三者——客観性がどれだけ担保されているかというのはいろんなパターンがあるわけだけれども、調査したのは国の調査手法、国が示している調査手法に基づいて、内部で調査をしましたと。神戸市の職員がそのやり方を使って内部で調査をしました。内部で調査した結果を第三者の方々に報告をして、そして調査の結果を踏まえて、その第三者の方々が認定をしました。認定した内容は、なかったという認定ですということですね。

だからこれが、より客観性が担保できているか、第三者的かというと、私は第三者的——今の時代でいくとですよ。今、いろんな、それこそ社会情勢、いろいろと今まで隠蔽やとか、いろいろ出てきて、最近の第三者委員会、これでは第三者じゃないじゃないかというような形で、神戸市でもそうだけれども、新たに第三者委員会みたいなものが上書きされて、教育委員会の影響力が強いから市長部局にぶら下げた第三者委員会をつくるんだとかね。

とにかくこの客観性というものがすごく重要視されている中で、今、だから当局の当時に問題があったかどうかということを私、言っているわけではないけれども、それがでは第三者的かというと、第三者的ではないなというふうに私は認識していますね。

ただしこの陳述人が言っているように、私も、だから当時の調査が第三者的でないから、客観性が担保できてないんだから、すぐさまもう1度、明確な第三者的な立場の人間の第三者委員会

で調査しろというまでの根拠を持てないわけですよ、このやり取りを聞いているとね。

だから、そういう意味では新たな事実がやはり出てきて、これはやっぱりもう1度調査する必要があるんじゃないかなみたいなものがないと、なかなか私としてもこれを採択をして調査しろと、客観的に調査しろとは、今の段階では私自身はそういうふうに言えないんだけど、ただ、今言ったように、繰り返しになるけど当時の調査が第三者的かというと、そういった意味で客観性は担保が完全にできているかというと、やはりそうではないのかなというのは思いますね。意見として言っておきます。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

委員の皆様にお諮りいたします。

審査開始から2時間を経過しておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。いいですか。

（「オーケー」の声あり）

○委員長（徳山敏子） それでは、このまま審査を継続いたします。

それでは次に、報告事項令和8年度兵庫県予算に対する提案・要望のうち、こども家庭局関係分について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） 次に、こども家庭局の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員（さとうまちこ） すみません、今まで御質疑させていただいた中で多少お聞きしたいことがあるので質疑させていただきます。

産前産後ケアについてです。今、拡大とかしていただいているんですけれども、利用率をもう1度教えてください。

○丸山こども家庭局副局長 産前産後のホームヘルプサービスということでよろしいですか。

（「そうです。」の声あり）

失礼しました。令和6年度の産前のホームヘルプサービスの実績が、687回でございます。産後につきましては、令和6年度で3,685回になっております。

ホームヘルプサービスですけれども、令和6年度から対象年齢を拡大しまして、これまで出産後1年以内としておりましたものを、令和6年度から出産後2年以内に拡充をして、令和5年度から、産後ホームヘルプサービスの事業実績は倍以上になっております。

○委員（さとうまちこ） すみません、お手数おかけしましてありがとうございました。

何が言いたいかといいますと、産後サービスを拡充していただくのも本当にそれはありがたいことなんですけれども、本当に何度もお伝えしているんですが、産前も厳しい方がたくさんいらっしゃるんですね。つわりが重い方などは10回では足りないというふうに思うんです。利用率が上がったとはいえ、まだまだ枠といいますか、余裕があるのであれば——余裕がなければつくってほしいんですけども——やはり産前で入退院を繰り返して厳しい方もいらっしゃるので、そういう方を考えると、ちょっと増やしていただきたい。

みんながみんなそこに申し込むかといったらそうではないと思いますので、やっぱりそういった、10回を20回というふうにしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。これも前に言ったことなんですけれども。

○丸山こども家庭局副局長 産前もつわりなどで、やはり家事ができないとか、体調不良になっているので産前ホームヘルプサービスが利用できてよかったですというお声も聞いております。令

和5年度産前ホームヘルプサービスの利用者が479回で6年度が687回ということで、こちらも、産前のほうも利用者数が増えている状況でございます。

なるべく妊娠届を出していただいて、早いうちに産前ホームヘルプサービスを使っていただけ るような情報提供の機会ということで、子育て便利帳というものをつくりまして、早めにこうい ったことがあるんだということをお知らせと、妊娠中から出産後までの、どんな体の変化が起 こって、どういうときにこのサービスが使えるんだという、一目で分かる子育てのサポートプラン というチラシもつくりまして、もしよかつたらこのときどうですかと……。仕事をしておられる 方は、妊娠後期に実際にお休みになられる前に、産後ケアの予約もできますというような御案内 をしております。

また産前の妊婦さんのお声とかも聞く機会もありますので、そういった方のお声や産科の医療 機関、また助産所等とも連携しまして、今後も使いやすい事業になるように検討してまいりたい と思います。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。

ある自治体なんかは、本当にびっくりするほど子育てに関するLINEが流れて——私が登録 しているわけなんですけれども——そういうふうに来て、本当に細やかな支援をされているんだな というふうにも感じますので、そういった積極的な支援のほうをお願いいたします。

前回、分科会でバウンダリーについてお伺いいたしました。今まで繰り返し——こちらに関し ては相手の意思を尊重するということで、嫌なことは嫌だと言って相手に納得してもらうとい うような簡単なやり取りというのを繰り返しやっていただきたいということと、あと、動画ではち ょっと一方的だというふうな御返答はいただいたんですけども、動画を見て覚えるんですね、 子供たちというのは、言葉にしても歌にしても。

やはりそれを流していただくというのはすごく有効だと思うんですが、このあたり、もうちょ っと積極的にやっていただけるでしょうか。御返答は前いただいたので、その後どういうふ うに取り組んでいただけるかということをお聞きしたいと思います。

○中山こども家庭局長 決算特別委員会の中でも御答弁申し上げましたけれども、やはり自分の体 というのも大切にするということについては、様々な機会を通じてしっかりと小さな子供に分 かるように、日々の活動の中でしっかりと伝えていきたいというふうに考えております。我々と いたしましても、やはり講師の研修とか保護者向けの啓発活動などにも取り組んでおりま すし、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○委員（さとうまちこ） 体ということになったら早いというふうにいろいろ言われてきたので、 バウンダリーがいいかなと思って。遊ぼうと言われても嫌だとか、あと、これでこういうことを しようとおもちゃで誘われても、いや、それは嫌なんだと言った相手に対して、いや、それはも う、そなんだなと、嫌なんだなと受け止めさせる力というのを、小さいうちから養っていただきたい ということをお伝えしております。ぜひ、それに関してはできると思いますので、積極的に推進のほうをお願いいたします。

子育ては本当にいろいろ課題があって、国のはうにも地域といいますか現場の現状というのを 全く理解していただけていないなというのはがっくりするんですけども、やはり主体性、当事 者意識を持って、大事なことは経済負担の軽減で、子育てと仕事の両立、あとは社会全体で子育 てを支えていくという環境の整備のほうを、今後も引き続き積極的に、きめ細やかにお願いいた します。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

○委員（西 ただす） 先ほど教育委員会で、田井の地域の簡易水道の話でP F A Sの話をしたんですけども、神出小学校での対応は進んできているというふうに聞いているんですね。

ちょっと聞いてましたら、その範囲の中に保育に関わる施設もあったということを聞いていまして、こども家庭局として言うと、やっぱりその安全の確保のために行動しないといけないと思うんですけど、今やっていることがあるのかなということと、あとは、何かちらっと聞いたんですけど、井戸水も使われているのかなみたいなことも言われたので、ちょっとそれが分かればというふうに思います。

あと、ほかにこども家庭局に関わるような施設はこの範囲にあるのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○若杉こども家庭局副局長 今御指摘のエリア内にございます教育・保育施設につきましては、御指摘ございました1施設、社会福祉法人が運営しております幼保連携型認定こども園、神出保育園がございます。この1施設というところでございます。

この施設の状況につきまして、この問題が生じてから確認をいたしました。簡易水道組合から神出保育園に緊急のお知らせ文書、あのエリア内にお送りしている文書がございますけれども、その中で浄水器の取付けをお勧めするであるとか、神出自然教育園で給水場を設置するというようなことが、お知らせとしてございました。

この神出保育園につきましては、従前より飲用水については浄水器を設置して対応してきたというところで、詳しい年数はちょっと分からぬんですけど、10年以上前から設置をしているというところでお聞きをしております。また水質検査も行っておりまして、その結果につきましても目標値を下回っているという状況でございます。

いずれにしましても今後も引き続き状況を注視していく必要はございますけれども、現時点においては適切に対応されているというふうに認識しております。

○委員（西 ただす） ちょっと昨日お電話で聞いた限りなので、私の認識が園のほうと違っていたりというものもあって確認はしてほしいとは思うんですが、やっぱり確かに直接口に含まれるようなところはしないようにということで、昼食の下ごしらえしているようなところはろ過しているというふうに言われていて、ポットのお湯なんかもそこから沸かしているということなんだけど、それ以外の手洗いのところとかには浄水器が今ついていないんじゃないかなというふうに思っていますけど、そういったことは現場で見ておられるのかということと、あと、先ほど水質検査というふうに言われていたんですけども、それというのは独自でされているんですか。どういう意味なのかなというのがちょっと分からぬんですけど。

○若杉こども家庭局副局長 まず1点目の件でございます。浄水器につきましては、飲用に用いる水道の部分について設置しているというふうにお伺いしております。手洗いであったりとか、いろんなところに水道がございますけれども、その部分まで対応しているというわけではないという状況でございます。

水質検査につきましては神出保育園が園として実施をしたということで、その結果の報告をお受けしているということでございます。

○委員（西 ただす） ちょっと水質検査をされて、そこに含有しているP F A Sの量が少ないということなのかなというふうに思うんですけども、その対応だということであるならば分か

るというか、前も言いましたが、50ナノグラムがいいのかというのは別の話としてね。

やっぱりこの話を聞いて心配になったのは、体重50キログラムで考えているんですよね、50ナノグラムというのは。乳幼児ですから物すごく小さいというのも含めて、やっぱりそこに対しての影響というのは、また別のランクで考えなきやいけないのかなというふうに思っています。

ちなみに今、田井のほうの簡易水道から水道局の水道管のほうに切り替わっていくというふうになっているんですけど、小学校の前までは来ているんですけど、こここの前までは来ている、このあたりはどうなっているかというのは分かります。

○若杉こども家庭局副局長 ちょっと現時点で詳細把握できておりませんので、また確認をしておきたいと思います。

○委員（西 ただす） では、ちょっと確認もしておいていただいて、やはり少なくとも思っているのは、安全対策というのが十分にされることが必要だということで、もう少しそちらとしても調査もしていただきて、やっぱり管轄としてはこども家庭局なので丁寧に対応していただきたいと思いますが、その確認だけ、どうでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 もちろん、この園に通っておられるお子さんの安全の確保というのは、もう第一に考えておりますので、所管する部署として、それに必要な対応は今後も実施してまいりたいと考えております。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

○委員（山下てんせい） 実は本日も児童相談所に関する陳情が出て、その児相という組織の中でどのような仕事をしているのかということがなかなか分かりにくいなということを、やはり再認識するに至ったわけですけど、これは私、皆さん、ちょっともう1回確認しておきたいんですけど、やはり児相の職員さんというのは少なくとも、警察等と連携しつつも子供を保護するという強力な権限を持っているわけですよ。ですので、当然職員さん1人1人のいわゆる判断とか、職員さん1人1人の品格とか、そういったものも非常に求められると思うんです。

ただ、いわゆる児相にたまたま配属されましたというふうな、そういういた職員の方もおられると思いますので、やはりそういったところで意思の統一、内部統制というものはしっかりとやっていかないといけないと思うんですけども、改めて児童相談所における内部統制の状況についてお伺いいたします。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 児童相談所に配属される職員につきましては、やはり児童福祉司と児童心理司が主におりまして、それぞれに資格要件が定められているというふうになっております。

その資格を満たした職員を児童相談所のほうに配置するとともに、やはり児童相談所に来たばかりではなかなか職務に十分従事することができない状況になっておりますので、研修というのが非常に大事になっておりまして、その児童福祉司に任用するためには、児童福祉司任用前研修であったりとか児童福祉司任用後研修というのが実施されておりますので、それらの研修をしっかり受講するとともに、我々こども家庭センターの中でも、やはり先般ありましたその西区の事案以降、こども家庭センターの職員の人材育成というところは常に言われてきておるところであります。

○委員（山下てんせい） 研修をたくさん行うことは結構なんですけれども、当然研修を受けると

なると、その人の時間を使うことになりますよね。ですので、やはりそういった研修を受けるからにはそれなりのやはりお手当といいますか、ちゃんとしっかりと、その職員の方のちゃんとしたお手当ですね。お手当はちゃんとつけられていると思うんですけども、あとはその働きやすさとか環境とか、そういうたるものもしっかり整えていく必要があると思いますが、何か心がけていることということはございますでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 やはり新しく配属された職員が実際の実務をやっていく中で、日々、様々な事案に出会っていって、日々のやっぱり判断に困るということがよくあります。

当然、組織ですので担当者が係長なり課長なりに相談して、対応というのを決定していくんですけども、それでも十分に相談できないような状況もあり得ますので、今年度から、我々こども家庭センターの中ではベテラン職員についてはアドバイザーという配置を行いまして、新任職員なんかがそのアドバイザーとともに動くというような制度なんかもつくっております。

あと、これも西区の事案の中でも心理的安全性——職員の心理的安全性をやはり高めていくということが大事というふうに言われておりますので、今年度特にですけれども、職員が面接とか訪問のときに不安に感じたこととか心配になったことなんかを、きっちり、それに対する対応策なんかも所内で検討しているというようなところであります。

○委員（山下てんせい） ありがとうございます。

実際、日々一時保護等の、あるいはその保護者の方とのやり取り等の中で、恐らく職員の方も様々疲弊されることも多いと思います。やはりそういった職員の皆さんに寄り添った組織であつてほしいなと思いますし、最初の話に戻るんですけど、それはいってもやっぱり児相の職員さんというのは子供を保護するという、言ったら一時的に親から引き離すという強力な権限を持っているんだぞということをしっかりと自覚して、職務に当たっていただきたいなというのが願いです。

何でこんな質問をするかというと、結局その裏があるということなんですね。要するに保護者の方や子供の中で、何で一時保護されたのか分からんという、そういうふうな状況があつて、それをしっかりと解決するためには、職員1人1人のリスクアセスメントというものが大切なんです。

ただ、そのリスクアセスメントにちょっとおびえるあまり適切な判断を見失ってしまうなんていうこともあるやに聞いておりますので、ですから職員の方が心理的に安定した状態でお仕事できるような環境づくりというものを進めていく必要があるんじゃないかなと、私も思っています。

ただしながら、実際現場を見ているわけではございませんので、私の話はやはり机上の空論でしかないかもしれません。そこで、ちょっと一度そういった職員の皆さんと懇親をしたりとか、意見交換をする場というものを持つ必要もあるのかなと思いますので、その節はひとつよろしくお願ひいたします。

○委員長（徳山敏子） 他に。

○委員（村野誠一） 細かいことだけ、最後聞かせてください。先ほど意見表明というのがあって、我々議会では意見表明ってあるけど、何か子供がその意見表明、子供にその表明の権利を与えないといけないみたいな、やっぱり何か堅苦しいというか、もっとコミュニケーションを子供と取れないのかなと思うんだけど、この意見表明等支援員というのがいらっしゃるそうなんだけど、そういう者を育成しようとか……。

神戸市の児相にはこの意見表明等支援員、子供がそういう意見を言いやすいような、そういう方はちゃんといらっしゃるんでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 神戸市において、先ほど申し上げた意見表明等支援事業については、兵庫県の弁護士会に委託して実施しております。その弁護士の先生の中でも、子どもの権利委員会というところに関わっている弁護士の先生に来ていただいて、児童相談所以外の職員、大人の人にその子供の意見を聴いてもらうというような仕組みを取つておるというような状況になっております。

○委員（村野誠一） ちょっと答弁が分かりにくいので……。私が聞いているのは、この意見表明等支援員というのはいらっしゃるんですかということなんです、神戸市の児相には。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 その意見表明等支援員というのは、子供の意見を聴く者というふうになると思うんですけども、兵庫県・神戸市の場合は弁護士の先生が、子供の意見を聴く意見表明等支援員という形になります。

○委員（村野誠一） 分かりました。神戸市の場合は、その弁護士さんに意見表明等支援員になつていただいていますということですね。それは常設ではなくて適宜というか、必要なときにそういう方がその子供に寄り添って、意見の表明を支援するということなんでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 一時保護した場合なんかについては、基本的に小学生以上のお子さんというふうにはしておりますけれども、そのお子さんに対して意見表明等支援制度を利用するのかどうかというのを確認しております、子供が希望した場合にはもう必ず来ていただくというのと、昨年度末からは一時保護児童以外にも施設入所児童、あと里親に行っているお子さんなんかにつきましても対象を拡大しております、そのお子さんからも希望があれば、そのような弁護士を派遣するというような形にしております。

○委員（村野誠一） 私、専門ではないので、そういう——まず子供がその権利を行使するかどうかというのを判断をするということなんですね。だから、かなり実際、それは子供に年齢にもよるだろうし、私はその権利を行使しますというようなことを実際子供が表明するのか、なかなか実態に合った運用がなされているというかね。

要は、子供が言いたいのに言えないというようなことがあるというのは、これはもう好ましくないわけですよね。だから私、普通に額面どおり受け取って、子供が何か意見を表明することをサポートするという大人が、ちゃんと別途いると。だから先ほどの施設側ではなくて、いわゆる子供側に立った、子供が何か言いたいことを支援すると、だからそういうものがこの支援員なのかなと思ったけど、何かその権利を行使しないと、まずはそれができないとか難しいことをおっしゃるから、どちらにしても、先ほど山下先生もいいことをおっしゃっていたけど、やはり子供が——とにかくいろんな子供がいらっしゃるとは思うけれども、やはり言いたいことが言えないでというようなことがないように、その辺はしっかり児相で、もう別に必ずしも支援員でなくても、関わる人たちがそういうことに気をつけてやっていただけたらいいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員（さとうまちこ） すみません、弁護士が意見を聴くというところで意見表明支援員制度というのがあるということなんんですけど、その弁護士が子供の意見を聴くときの環境なんですね。前も私、ちょっと書類、何か文献を見てて、子供の意見を聴くときにあまりにも取調室みたいな雰囲気だとなかなか子供も言えないというようなところがありまして、やはり落ち着いた雰囲気でリラックスできるような色彩の部屋で、子供が本音を言えるような施設というかお部屋でないと、なかなかそういったところも機能しないということを見たことがあります。

それについて、今ちょっとお答えは難しいですかね。もしそういったことがあれば、しっかりとその環境に配慮いただくようお願いいいたします。要望です。もし答えられるのであればお願ひします。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 委員おっしゃっていただいているとおり、やはり子供にとっては面接室での大人との面談というのが非常に緊張すると、なかなか言えないということもあります。

基本的にはその面接室でのやり取りというふうになるんですけれども、こども家庭センターのほうにはプレイルームといいまして、子供と遊びながら面接というか、遊びながら子供の話を聞くというような部屋も設けていますので、やはりその子供の年齢であったりとか状況に応じて面接の方法というのは工夫しながらやっているというところですので、今後もそのあたりは留意してまいりたいというふうに思っております。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。前のセンターがちょっと無機質なところもあったので気になりました。よろしくお願いいいたします。

○委員（三木しんじろう） すみません、もう手短に。これ今、意見表明制度ね、聞いていて、僕もこれ、2021年かな、この教育こども委員会で質問させてもらって、兵庫県が先に取り入れられて神戸市がそれをやっていただいて、会派からも要望を出したという経緯を僕は思い出したんですけども、48時間ルールとかいろんなことがあると思うんですけども、その当時に僕が要望していたのは、いろいろとその要望した48時間以内に弁護士の方が来て、子供から意見を聴いてということもやっているところがあると思うんですけども、面談をね。

今、神戸市独自でルールも含めて使いやすい制度にすることを検討していくという、その当時は答弁があったんですけども、その意見表明に関して神戸市独自で何か取り組んでいることってあるんですか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 神戸市独自というわけではありませんけれども、この事業ですね、兵庫県・神戸市・明石市——明石市も児童相談所を設置しておりますので、この3自治体で協議しながらやり方というのを進めているというわけなんですけれども、基本的にはやはりその子供が意見を表明したいというか、意見を表明できるように保障するというところが大切というふうになっておりますので、我々のほうでは、まず一時保護したお子さんに関しては必ず一時保護直後に、その子供に対してこの意見表明等支援制度を利用するのかどうかというところを確認しております。

ごめんなさい、私の答弁のこの言い方が非常に堅苦しくて、子供が本当に意見表明できるのかどうかというようなところが御心配としてあるのかもしれないんですけども、実際の場面では、ケースワーカーがもっと子供の年齢に合った状態で、その子供に意見表明の意思の有無というのを確認するというふうにしております。

実際に利用希望があったお子さんに対しては、48時間というようなところは特に規定としてはないんですけども、速やかに弁護士会のほうに連絡を行って、日程調整の上お越しいただいて、子供の意見を聴いていただくというふうにはしております。

その聴いた意見については、これも子供の要望にはよるんですけども、我々児童相談所のほうに伝えてもいいということであれば、我々児童相談所のほうにも伝えてもらいまして、その結果、内容に対する答えを子供のほうに必ずフィードバックするというような形を取っております。

○委員（三木しんじろう） ありがとうございます。

これ、その当時は、子供に関する、子供と話をする弁護士の人材育成というのがちょっと課題になっていたと思うんですけれども、兵庫県の弁護士協会を紹介してもらってこれに取り組んでいらっしゃると思うんですけれども、この今、弁護士協会のそういった子供の意見を聴く人材というのは足りているんでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 弁護士が選任されないがために日程が遅れたりというような話は我々のほうでは聞いておりませんで、その弁護士の先生も、弁護士それぞれ、いろんな得意分野があるかというふうには思うんですけれども、我々こども家庭センターのほうにお越しただく弁護士に関しましては、やはり子どもの権利委員会というのが弁護士会の中にありますて、そこに属している弁護士の方を派遣していただいているというところで、特に子供と弁護士のやり取りで何らかトラブルがあったというような話は聞いてはおりません。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） 他に御質疑がなければ、こども家庭局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。当局どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

既に2時間半近く経過しておりますので、この際、暫時休憩をさせていただきます。

10分間だけいいですか、ちょっと休憩させていただいて。

（午後4時13分休憩）

（午後4時16分再開）

○委員長（徳山敏子） それでは、これより意見決定を行います。

まず、請願第9号について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（山下てんせい） 請願の趣旨を了とし、採択を主張します。

○委員長（徳山敏子） 日本維新の会さん。

○委員（三木しんじろう） 維新の会の三木です。先ほどお時間いただきまして、請願に対して質疑を行わせていただきました。自分が発言したように、やはり地域手当に準拠し、地域区分の見直しや地域手当給付割合の見直しを行うだけでは、介護・障害福祉・保育の人材不足の解消や処遇を抜本的に改善することはできないというふうに考えておりますが、改善に必要な課題の1つであるため、本請願は採択とさせていただきます。

また、各団体とか現場の意見によりまして多層的な施策を反映させて、神戸市会としてしっかりととした意見書にしていただきたいというふうに申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 公明党さん、お願いします。

○委員（壬生潤） 採択です。

地域手当の見直しにより地域区分の引下げが進むと、地域手当の高い地域へ人材が流出するなど、人材確保や施設環境改善に大きな支障が生じるおそれがあります。また、施設の収入が減少すれば、利用者に対する支援の質の低下や施設経営自体が圧迫される懸念があります。したがって、福祉人材の確保に支障を来さないよう取り組むことを国に要望する意見書を提出する意義は、大きいものと考えます。

以上のことから、採択を主張します。

○委員長（徳山敏子） 日本共産党さん。

○委員（西 ただす） 採択を主張します。

陳述でも言われていましたとおり、もともとのやっぱり福祉職なり、そういうといった皆さんとの待遇というものが本当に低いという状況の中で、今回地域手当の見直しということで、またそこに新たな負担が押しつけられるようなことは、やっぱり国の今の政治の方向であるのかかもしれません、それはやっぱり変えなければいけないというふうに思います。そういういたした現場の声に応えた政治を進めていくという点からも、採択を主張します。

○委員長（徳山敏子） こうべ未来さん。

○委員（やのこうじ） 採択をいたしました。

令和7年4月から、児童養護施設等措置等の1%の引下げや保育所・幼稚園等の運営費の公定価格が今後引下げに陥るおそれは、国や各自治体が取り組んできた各施設のマンパワーへの処遇改善の流れに逆行することからも、本請願、採択をいたします。

○委員長（徳山敏子） 新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） すみません。採択で結構です。

理由としては、もう請願の審査の中でいろいろと発言させていただきました。

以上です。

○委員長（徳山敏子） ありがとうございます。

以上のように、全会派の御意見は採択することで一致いたしておりますので、請願第9号については採択することに決定いたしました。

次に、陳情第158号について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（山下てんせい） 当該施設や児童相談所に対する調査や外部有識者による権利擁護部会、これが事実上の第三者委員会的組織であると――への報告、並びに事実はなかったとする令和2年11月11日の認定をもって一定の検証は完了しており、また、それを覆すような明確な事実が出てきていません以上、さらなる第三者委員会による調査や検証を行う意義はない。よって、本陳情は打切りといたします。

○委員長（徳山敏子） 日本維新の会さん。

○委員（さとうまちこ） 本陳情で主張されている内容については、本市において既に調査を実施し、外部有識者で構成される権利擁護部会にも報告した結果、そのような事実は確認されなかつたと認定されています。

現在、当該児童は既に成人に達しておりますが、本市としては、その後も親族に対して、今後の相談窓口や活用できる施策について説明・案内を行ってきたということです。しかしながら、これまで当該児童本人の声を直接伺う機会はあまりなかったようにお聞きしております。今後も信頼関係の構築に努めながら、可能であれば本人の声を丁寧に聴き取れるよう、伴走型の支援を継続していただきたいと考えます。

打切りです。

○委員長（徳山敏子） 公明党さん。

○委員（壬生 潤） 本件陳情については、2025年9月3日の常任委員会において同様の趣旨で提出された陳情に対し、審査打切となっています。したがって、審査打切を主張します。

○委員長（徳山敏子） 日本共産党さん。

○委員（西 ただす） 打切りを主張します。

前回の議論も通し、第三者的な組織としての擁護部会なども対応してきたということで、一方で、より、児童相談所がどういったプロセスで各児童に対応しているかということを今回も質問しましたが、国の指針に基づいて対応をしていたというような答弁もありました。

また、今後に関しては、やっぱり意見表明ということを本人ができるという権利を大事にしながら、この児童に対しても引き続きの対応を求めていきたいというふうに思います。

この考え方から、打切りにしたいと思います。

○委員長（徳山敏子） こうべ未来さん。

○委員（やのこうじ） 審査打切といたします。神戸市が当該施設や児童相談所に対して既に調査を実施し、外部の有識者による権利擁護部会に報告し、部会からも事実はなかったと認定していることから、本陳情は、審査打切といたします。

○委員長（徳山敏子） 新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 打切りです。

ただ、現段階において判断ができないので打切りとしますけれども、陳情の審査の中でも、この陳述人が提出している陳情書の中にもアンケートというものが出てきて、これの存在はちょっとまだ分かりませんけれども、改めてあるのかないのか当局にお願いをしているところなので、それも出てきて、あるのかないのか、またそれも判断を後にしたいと思いますけれども、現段階ではもう判断ができないので、打切りで結構です。

○委員長（徳山敏子） 以上のように、各会派の御意見は審査打切で一致しておりますので、本件は審査打切と決定いたしました。

次に、陳情第162号について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（山口由美） 自由民主党は審査打切を主張いたします。

そもそもこの件は教育委員会単独で判断できることではありませんし、教育委員会の御説明も了とすることから、審査打切です。

○委員長（徳山敏子） 日本維新の会さん。

○委員（さとうまちこ） 神出小学校において簡易水道からP F A Sが検出されたため、児童・生徒や保護者から強い不安の声が寄せられております。そのことにより児童・生徒は重い水筒を持参せざるを得ず、給食調理にも負担が生じている状況とお聞きしております。よって、早急に神戸市水道への切り替えをしていただることは要望いたします。

なおP F A S血中濃度については、飲用水だけでなく食品や環境など複合的な要素も絡み、結果の解釈の複雑さがあることから、原因を簡易水道からのP F A Sと断定することは困難であると思われます。よって、検査の実施は適切ではないと考えます。打切りです。

○委員長（徳山敏子） 公明党さん。

○委員（壬生 潤） 審査打切を主張します。

このたび神出小学校において日常的に使用している田井簡易水道の水から、P F A Sの暫定目標値を超える数値が検出されました。これを受けて同校では、給食室を含む21か所の蛇口に浄水器を設置し、暫定目標値以下に数値が下がったことを確認の上、水道を使用しています。また、今後については水道を管理する田井簡易水道組合と協議しつつ、教育委員会として神戸市水道へ

の切り替えを先行する調整を図るとしています。

P F A Sによる健康への影響については国においても調査や研究が進められており、その動向を注意していくことが望まれます。よって、審査打切を主張します。

○委員長（徳山敏子） 日本共産党さん。

○委員（西 ただす） 採択を主張します。

今回の陳情に対しては、やり取りでも分かったとおり、浄水器のことも十分対応が全体にもできるということですので、さらに教育委員会としてできることもあるというふうに思います。当然、抜本的な対応というのは急いでいただきたくて、補正予算でというふうに言われているので、ぜひ、それは進めていただきたいというふうに思っております。

あと、血中濃度の調査の件に関しては、やはり継続的にそういうった飲水をしてきたということに対しての心配の声というのはあるので、希望者ということに対しての調査ということは理解もできますので、これは採択すべきと思います。

○委員長（徳山敏子） こうべ未来さん。

○委員（やのこうじ） 審査打切といたします。

本市教育委員会は田井水道組合と協議し、神出小学校に先行して神戸市水道への切り替えを早急に進めていくとのこと。また、P F A S血中濃度の検査につきましては現時点での科学的な知見は十分でなく、今後も国の動向を注視していくことからも、本陳情は打切りといたします。

○委員長（徳山敏子） 新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 陳情審査の中でいろいろ当局とやり取りをさせていただいて、意見は申し上げました。当局の答弁を了として、打ち切りとさせていただきます。

○委員長（徳山敏子） 以上のように、各会派の御意見は、採択、審査打切の2つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択、または不採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（徳山敏子） 挙手少数であります。

よって、本陳情は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

以上で、意見決定は終了いたしました。

次に、請願第9号が採択されましたので、国に提出する意見書の文案について協議したいと存じます。

つきましては正副委員長で文案を用意いたしておりますので、事務局より配付をさせていただきます。

それでは、この文案を事務局の方に朗読していただきます。

（書記朗読）

○委員長（徳山敏子） ありがとうございます。

以上のとおりですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○委員（三木しんじろう） 僕が先ほど質疑の中で、僕からの提案を3点申し上げているんですが、

これは皆さん、入れ込んでいただかれて込んでいただかなければという御協議いただいたらしいと思うんですけれども、1つは公定価格における処遇改善加算や地域加算の拡充を求めるということと、もう1つは自治体が独自に上乗せできる仕組みを財政面で国が後押しする措置を求めるということと、あと介護・障害福祉・保育分野全体の給料水準を底上げする制度改革を行うという、この3点というのを申し上げたんですけれども。

でするのである意味、これは僕は直接意見交換を行ったわけではないので、紹介議員も含めた会派のほうが意見交換を行って、今日はちょっとそういう話を聞きできなかつたものですから、紹介議員のほうから。

こういう、抜本的に地域手当だけを改善するのではなくそもそも処遇改善とかベースアップも含めて改善するという観点で、このお話をさせていただいた次第であります。また御検討いただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員（壬生潤） おっしゃっている意味はよく分かるんです。ですけれども、今回出された請願に基づいた意見書がこれです。ですから別で請願を出されるとか、別の方からこういう意見書を出してくださいという陳情を出されることであれば、それはまたこの議論の俎上にのると思いますけど、今おっしゃったことはちょっと違うだろうと。それはそれとして、また議論が必要な話じゃないですかね。

今回出されているのはその請願に基づいてこの意見書が出されているということですから、その御意見は尊重しますけれども、今回についてはこの意見書で、やはり行くべきではないかという考えです。

○委員（三木しんじろう） 御意見ありがとうございます。ただ、神戸市も含めた各都市が国に要望書を出されていますよね、今日の説明で、2024年と25年。それがほとんどというか、全くほぼ一緒なので、ちょっとこれもどうかなということも踏まえて、僕、お話しさせていただいたので、壬生委員が言われるように、これが今回の請願に対してふさわしくないということでしたら、私もそのように受け止めさせていただきたいと思います。

○委員（平井真千子） 私は三木先生の言うこともすごく分かるんです。紹介議員との議論の中でも全くそのとおりだとは思ったんですけども、別に紹介議員の説明に対してはいろいろな御意見があるんだけど、それも踏まえて採択した請願に対する意見書案というのは、委員長から皆さんにどうですかと出されているので、今委員長に、ここをこうという感じではなかつたけれども、もし今後修正を求められて委員長がしますということであれば別にそれは否定するものではないですけれども、私も壬生先生が言われたように、今回の請願にかなう内容というのはこれですし、やっぱりその令和7年4月から見直しを行うということは取りあえず見送ってもらった件が、令和8年4月になったら、やっぱりぱっとこっちに相談もなく上がってましたということでは困るという、この来年度に向けた動きの中で、今、絶対踏まえとかなあかんところはこれやというところが今回趣旨になっていると思うので、今回は、もうそこの焦点というのはあまりぶれさせないほうがいいのではないかと思います。

○委員（三木しんじろう） 言っていることももちろん分かりますし、これ、僕自身は、今日の議論あって、もうお分かりだと思いますけど、これだけが改善されて別に解決する問題じゃないと思いますし、さらに僕、意見表明のときにも、自分の意見としてはもちろんこれは採択するけれども、こういう考え方もあるのでぜひとも意見も取り入れていただきたいということも入れ込んで表明はしておりますので、だから何か急に言い出したというわけではないということは御理解い

ただきたいというふうに思います。言われていることはよく理解しています。

○委員長（徳山敏子） それでは、今回はこの文案につきましては以上のとおりとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、この意見書案についてはこの後、本委員会に委員を出しておられないつなぐさん、躍動の会さん、平野章三議員、上原議員に御意見をお伺いし、議員提出議案として提出したい旨、市会運営委員会に申し出たいと存じます。

委員各位におかれましては、会派内での周知について御協力を願ひいたします。

次に、委員派遣についてお諮りいたします。

本委員会の行政調査について、他都市の施策・事業等を調査するため、11月12日から13日までの2日間の日程で実施したいと存じますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） それでは、さよう決定いたしました。

調査先等につきましては正副委員長に御一任いただきたいと存じますので、御了承願います。

本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。長時間お世話さまでした。

（午後4時38分閉会）